

**令和2年度版
旭川市公共施設白書**

**令和3年3月
旭川市**

はじめに

我が国では、高度経済成長期の人口増加などを背景に、学校や市営住宅などの公共建築物、道路や橋りょうなどの土木系公共施設、上水道や下水道などの企業会計施設（以下「公共施設等」という。）が集中的に整備されてきました。

今後はこれらの公共施設等が一斉に更新期を迎えることから、その老朽化対策が全国的に大きな課題となっていて、平成 26（2014）年 4 月には総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等について、現況と将来の見通しを踏まえ、総合的・計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請がありました。

このような状況の中、本市では、平成 27（2015）年 4 月に公共建築物の全体的な状況を把握するための基礎資料として「旭川市公共施設白書」を作成し、平成 28（2016）年 2 月に「旭川市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

「旭川市公共施設白書」は、その後も更新を重ねており、本白書は、令和 2 年 4 月 1 日現在の公共建築物についての現状と施策を「令和 2 年度版 旭川市公共施設白書」としてまとめたものです。

本白書では、公共施設等のうち、主に公共建築物に焦点を当てていますが、第 1 章「公共建築物を取り巻く状況」では、本市の公共建築物が抱える課題を把握・整理するため、公共建築物の整備時期や耐震化状況に加え、本市の人口推移や財政状況を解説しています。

第 2 章「用途別の公共建築物の状況」、第 3 章「地域別の公共建築物の状況」では、今後の公共建築物の在り方を考えるための視点として、用途別、地域別に公共建築物の設置状況を分析しています。

第 4 章「公共施設マネジメントの取組」では、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供するための取組として、「旭川市公共施設等総合管理計画」や「旭川市公共施設等総合管理計画アクションプログラム」の内容を紹介・説明しています。

本白書を通じて、公共建築物を始めとする公共施設等の現状や課題に対する理解が深まり、公共施設マネジメントについて関心をお持ちいただければ幸いに存じます。

■対象施設について

- ・機能に基づき施設を分類しているため、1棟の建物であっても機能別に複数の施設として扱っています。例えば、「神楽市民交流センター」は、「神楽支所」、「神楽図書館」、「神楽公民館」、「神楽児童センター」の4施設として扱っています。
- ・学校、市営住宅などは複数の棟で構成されていますが、全体として一つの機能を果たしていることから、1施設として扱っています。

■掲載データについて

- ・施設の用途については、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト」の分類に基づいています。
- ・特記がない限り令和2年4月1日現在の状況によります。
- ・端数処理の都合上、パーセントの合計が100にならない場合があります。

目 次

第1章 公共建築物を取り巻く状況	1
1 公共建築物の現状	1
2 公共建築物の年度別建築床面積	2
3 公共建築物の耐震化の状況	3
4 旭川市の人口推移	4
5 旭川市の財政	5
(1) 歳入決算の推移	5
(2) 歳出決算の推移	5
第2章 用途別の公共建築物の状況	6
1 市民文化系施設	7
(1) 集会施設	7
(2) 文化施設	9
2 社会教育系施設	10
(1) 図書館	10
(2) 博物館等	11
3 スポーツ・レクリエーション系施設	12
(1) スポーツ施設	12
(2) レクリエーション施設・観光施設	14
4 産業施設	15
5 学校教育系施設	16
(1) 学校	16
(2) その他教育施設	18
6 子育て支援系施設	19
(1) 保育園	19
(2) 幼児・児童施設	20
7 保健・福祉系施設	22
(1) 高齢者福祉施設	22
(2) 障害者福祉施設	23
8 行政系施設	24
(1) 庁舎等	24
(2) 消防施設	25
(3) その他行政系施設	27
9 市営住宅	28
10 公園	30
11 供給処理施設	31
12 その他	32
13 借上施設	34

第3章 地域別の公共建築物の状況	36
1 中央・新旭川地域	38
2 豊岡地域	40
3 東光地域	42
4 北星地域	44
5 末広地域	46
6 春光地域	48
7 春光台・鷹の巣地域	50
8 神居地域	52
9 江丹別地域	54
10 永山地域	56
11 東旭川地域	58
12 神楽地域	60
13 緑が丘地域	62
14 西神楽地域	64
15 東鷹栖地域	66
第4章 公共施設マネジメントの取組	68
1 公共施設等総合管理計画の概要	68
2 公共施設等総合管理計画の取組の方向性	69
(1) 施設保有量の最適化	69
(2) 施設の適切な維持管理	70
(3) コストの抑制と財源確保	70
(4) 推進体制とマネジメントサイクルの構築	71
3 公共施設等総合管理計画アクションプログラムの概要	73
4 公共施設等総合管理計画アクションプログラムの取組内容	74
(1) 施設保有量の最適化	74
(2) 施設の適切な維持管理	79
(3) コストの抑制と財源確保	83
(4) 土木系公共施設及び企業会計施設	84
(5) 公共施設マネジメントの実践	85

第1章 公共建築物を取り巻く状況

1 公共建築物の現状

令和2年4月1日現在、本市が保有する公共建築物は670施設あり、「市民文化会館」のような大型施設から公園のトイレまで、様々な規模・用途のものがああります。

一方、借上施設については本市が保有するものではありませんが、中には庁舎として使用しているものもあり、その存廃が公共建築物の保有状況に影響を及ぼすこともあるため、正確に状況を把握する必要があります。

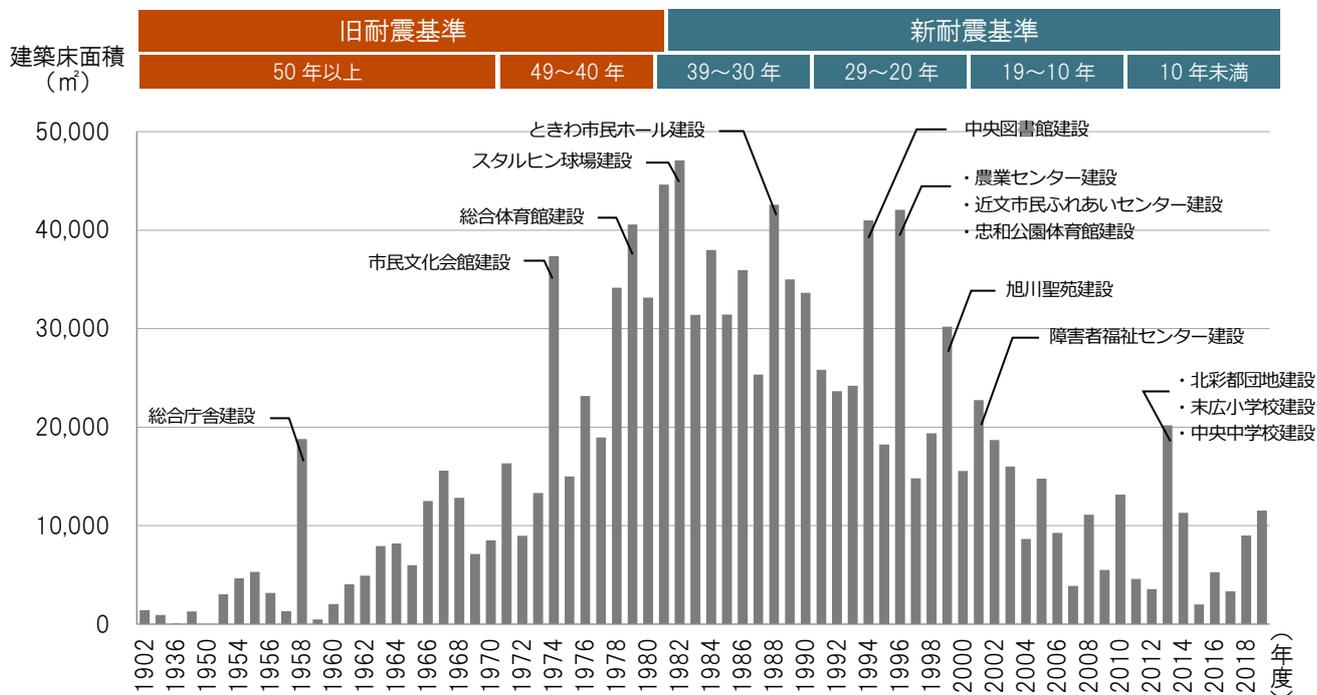
【図表 1-1 公共建築物の用途分類】

用途(大分類)	用途(中分類)	施設数	床面積(㎡)	主な公共建築物
市民文化系施設	集会施設	49	47,497.58	公民館, 住民センター, 地区センター
	文化施設	3	20,206.00	市民文化会館, 大雪クリスタルホール
社会教育系施設	図書館	5	10,520.09	図書館
	博物館等	10	16,261.82	博物館, 科学館(サイバル), 彫刻美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	35,463.03	総合体育館(リアルター夢りんご体育館), 花咲スポーツ公園の各施設
	レクリエーション施設・観光施設	10	21,989.91	旭山動物園, 21世紀の森施設, 江丹別若者の郷
産業施設	産業施設	9	13,327.80	農村地域センター, 工業技術センター, 農業センター
学校教育系施設	学校	78	454,417.19	市立小学校, 市立中学校
	その他教育施設	1	2,835.09	東旭川学校給食センター
子育て支援系施設	保育園	15	4,126.87	市立保育所
	幼児・児童施設	29	7,099.85	児童センター, 放課後児童クラブ
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	12	9,319.36	高齢者等健康福祉センター(いきいきセンター), 老人福祉センター
	障害者福祉施設	2	8,824.84	障害者福祉センター(おびった), 愛育センター
行政系施設	庁舎等	14	25,442.52	市役所庁舎, 支所
	消防施設	39	9,915.72	消防署, 消防団詰所
	その他行政系施設	19	16,933.01	土木事業所, 総合防災センター
市営住宅	市営住宅	36	385,117.33	市営住宅
公園	公園	260	9,481.02	公園施設(管理棟, 公園トイレ等)
供給処理施設	供給処理施設	13	19,792.21	近文清掃工場, 飲料水供給施設
その他	その他	44	66,940.45	旭川聖苑, 動物愛護センター(あにまある)
合計		670	1,185,511.69	
借上施設	借上施設	36	32,220.25	道北アークス大雪アリーナ, 第二庁舎事務所
合計(借上施設含む。)		706	1,217,731.94	

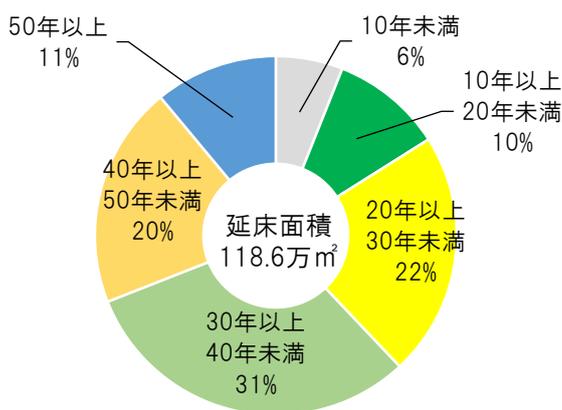
2 公共建築物の年度別建築床面積

本市が保有する公共建築物について、年度別の建築床面積を見ると、人口のピーク時を含む1970年代後半から1980年代に整備されたものが多くなっています。

【図表 1-2 公共建築物(現存分)の年度別建築床面積(借上施設除く。】



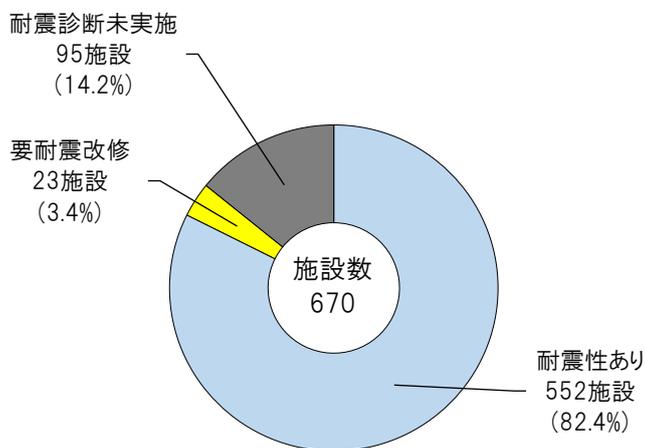
本市が保有する公共建築物を建築後の経過年数別に見ると、30年以上経過した公共建築物の面積割合が62%となっています。一般的に建築物は、建築後30年ほどで大規模改修が必要となり、建築後60年ほどで建替え時期を迎えるとされていて、今後、1970～1980年代に大量に整備された公共建築物の老朽化に伴い、大規模改修や建替えを要する施設の急増が予想されます。



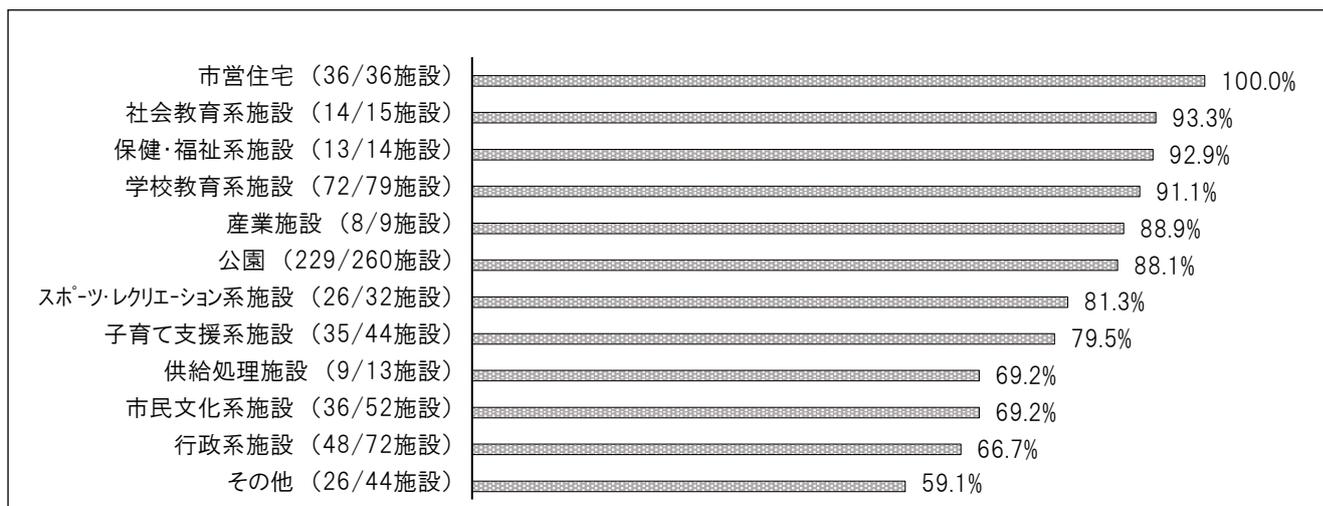
■ 経過年数別延床面積割合 (借上施設除く。)

3 公共建築物の耐震化の状況^{※1}

今後も使用する公共建築物については耐震化への対応が必要となりますが、本市が保有する公共建築物のうち、耐震性のないものは 23 施設 (3.4%)、耐震診断未実施のものは 95 施設 (14.2%) あります。用途別に見ると、市民文化系施設、行政系施設などは、耐震性のないものや耐震診断未実施のものが多く、老朽化に加え耐震化への対応も大きな課題となっています。



■ 公共建築物の耐震化状況
(借上施設除く。)



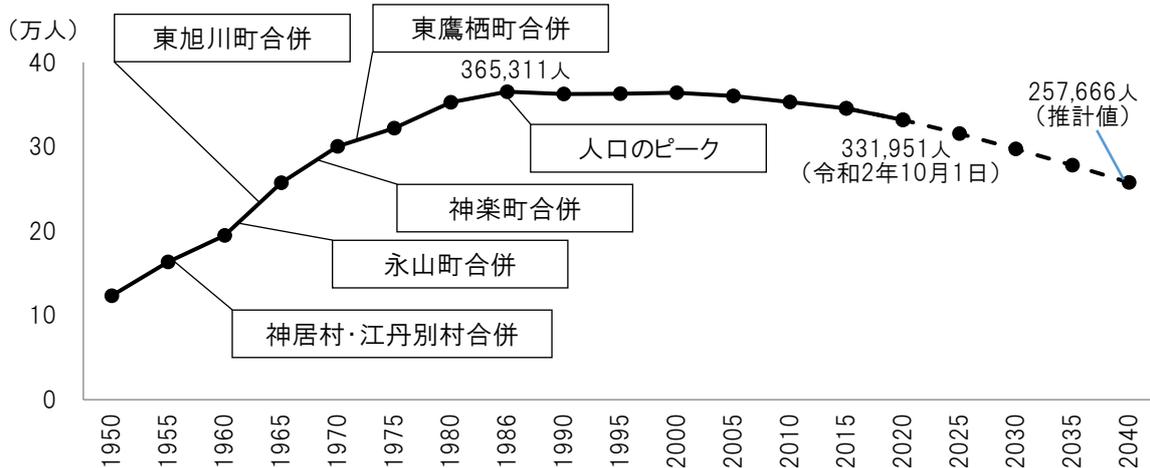
■ 公共建築物の用途別耐震化状況
(借上施設除く。)

^{※1} 本白書では、「①昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準で建設された施設」、「②昭和 56 年 5 月以前に建設された施設で耐震診断の結果、耐震性のあることが確認された施設又は耐震改修済みの施設」、「③各基準を用いて耐震性ありと判断した施設」について、耐震性ありとする(複数の建物からなる施設については、多数の者が利用する建物を基準に耐震性の有無を判断)。

4 旭川市の人口推移

本市の総人口は、1986（昭和 61）年の 365,311 人をピークにほぼ横ばいで推移していましたが、1998（平成 10）年以降は減少し続けています。「旭川市人口ビジョン【改訂版】」の人口推計※2によると、2013～2017（平成 25～29）年の状況が将来にわたり継続した場合、2040（令和 22）年の人口は 257,666 人にまで減少する見込みとなっています。

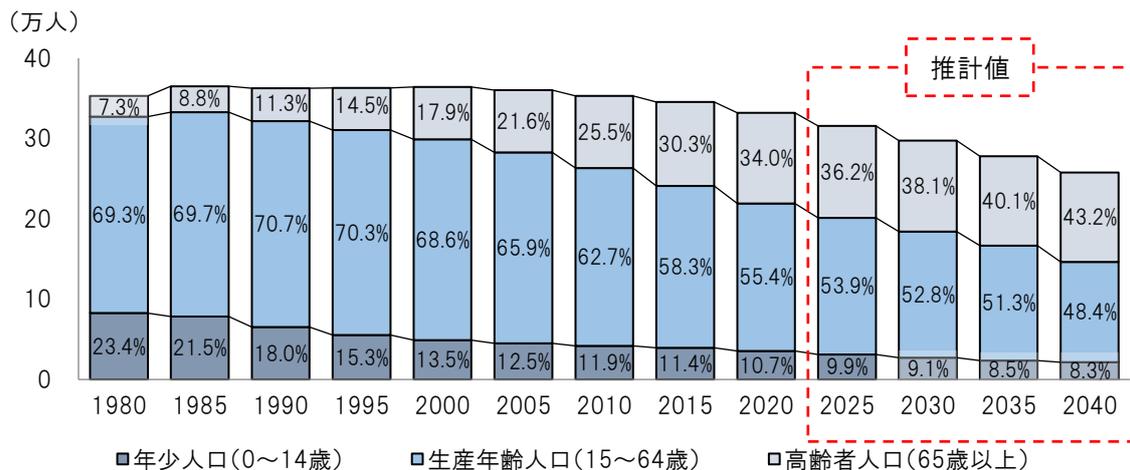
【図表 1-3 旭川市の人口推移(総合政策部資料を基に作成)】



人口減少と少子高齢化が全国的な課題となっていますが、本市でも 1980（昭和 55）年と 2020（令和 2）年を比べると、年少人口の割合は半分以下に減少した一方、高齢者人口の割合は 4 倍以上に増えています。

今後、人口減少や少子高齢化が更に進むと、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や、後期高齢者の増加による社会保障費の増加が想定され、公共建築物の改修や建替えなどに必要な費用の確保は一層困難になるものと考えられます。

【図表 1-4 旭川市の年齢区分別人口推移(総合政策部資料を基に作成)】



※2 「旭川市人口ビジョン【改訂版】」の将来人口推計パターン①による(条件は次のとおり)。

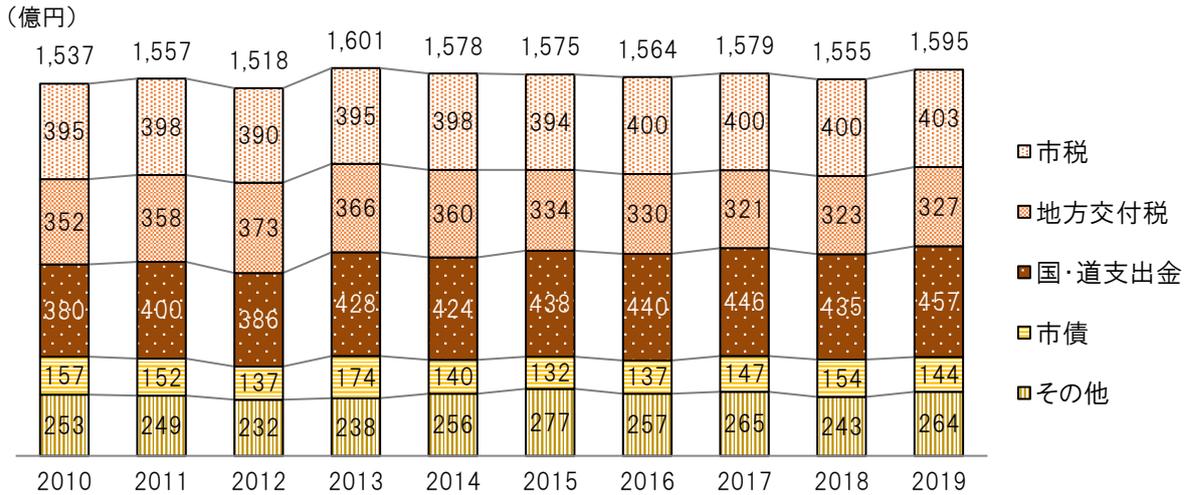
- ・合計特殊出生率
2013～2017（平成 25～29）年の 5 年間の平均値 1.30 が将来にわたり継続すると仮定
- ・純移動率(ある年齢階級の人口集団が1年後の年齢に達するまでに社会移動(転出入)する確率)
2014～2018（平成 26～30）年までの 5 年間の平均値が将来にわたり継続すると仮定

5 旭川市の財政

(1) 歳入決算の推移

本市の歳入（一般会計）については、自主財源である市税の割合が低く、地方交付税や国・道支出金の割合が高いため、財政的な自由度は低い状況が続いています。地方交付税は国の政策の影響を受けやすく、将来の見通しを立てにくいいため、市税収入を安定的に確保することが課題となっています。

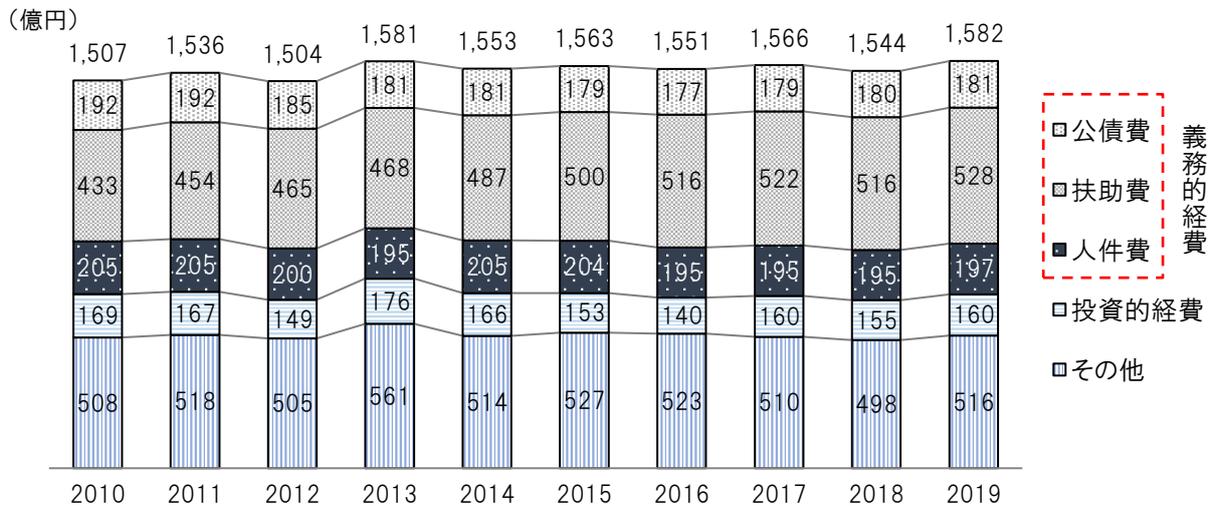
【図表 1-5 旭川市の一般会計歳入決算の推移(総合政策部資料を基に作成)】



(2) 歳出決算の推移

本市の歳出（一般会計）では扶助費^{※3}の割合が高く、歳出全体の約3分の1を占めています。また、制度的に支出が義務付けられている義務的経費（公債費^{※4}、扶助費、人件費）は、歳出全体の半分以上を占めていて、公共建築物の改修や建替えなどの公共事業に充てる投資的経費を確保するのは難しい状況です。

【図表 1-6 旭川市の一般会計歳出決算の推移(総合政策部資料を基に作成)】



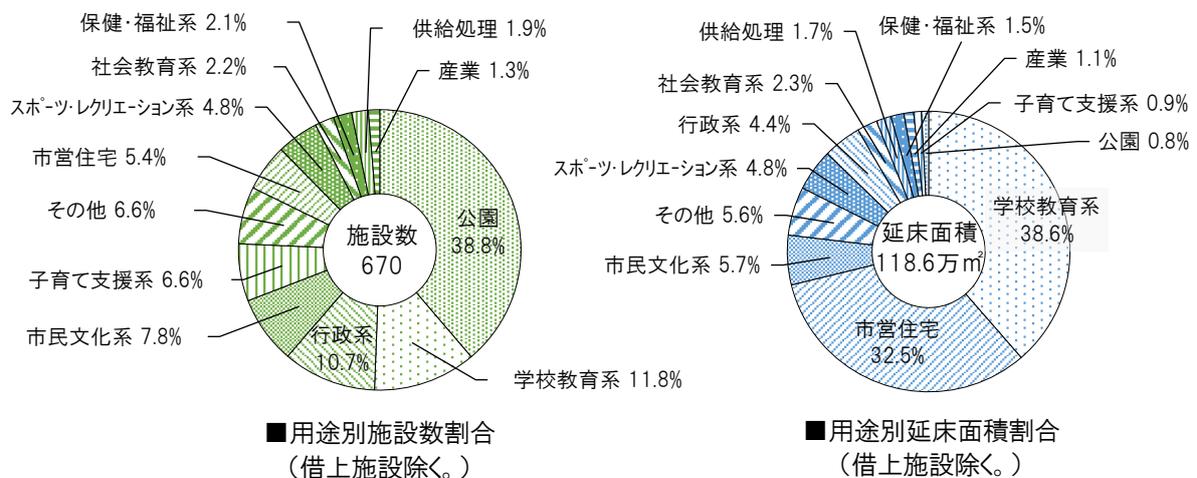
※3 生活保護、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、就学助成など、社会保障制度の一環として、法令等に基づき被扶助者の生活を維持するために支出される経費及び市が単独で行っている各種扶助の経費

※4 これまで借り入れた市債の償還(返済)などの経費

第2章 用途別の公共建築物の状況

本市が所有する公共建築物を用途別に見ると、施設数では公園（260 施設）が特に多い一方、延床面積では学校教育系施設と市営住宅が特に大きく、両用途で全面積の71%を占めています。

公園、子育て支援系施設については、施設内の大半の建物が小規模なため、施設数に比べて延床面積はかなり小さくなっています。一方、市営住宅については施設内の建物の数が多く、その中には大規模の住居棟もあるため、施設数に比べて延床面積がかなり大きくなっています。行政系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設については、施設数が比較的多く大規模施設もあり、それぞれ4～5%代の面積割合を占めています。その他については、廃校施設などが含まれていることもあり、施設数、延床面積ともに一定程度の割合を占めています。



【図表 2-1 旭川市の公共建築物の設置状況】※5

用途 (大分類)	延床面積(㎡)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(㎡/人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	30,535.28	37,168.30	0.00	67,703.58	6%	332,610	0.09	0.11	0.00	0.20	
社会教育系施設	22,475.85	4,306.06	0.00	26,781.91	2%		0.07	0.01	0.00	0.08	
スポーツ・レクリエーション系施設	54,905.60	2,547.34	0.00	57,452.94	5%		0.17	0.01	0.00	0.17	
産業施設	7,595.06	5,732.74	0.00	13,327.80	1%		0.02	0.02	0.00	0.04	
学校教育系施設	2,835.09	454,417.19	0.00	457,252.28	38%		0.01	1.37	0.00	1.37	
子育て支援系施設	2,176.33	9,050.39	0.00	11,226.72	1%		0.01	0.03	0.00	0.03	
保健・福祉系施設	8,824.84	9,319.36	0.00	18,144.20	1%		0.03	0.03	0.00	0.05	
行政系施設	36,616.11	14,955.78	719.36	52,291.25	4%		0.11	0.04	0.00	0.16	
市営住宅	0.00	385,117.33	0.00	385,117.33	32%		0.00	1.16	0.00	1.16	
公園	3,614.68	5,866.34	0.00	9,481.02	1%		0.01	0.02	0.00	0.03	
供給処理施設	19,037.68	754.53	0.00	19,792.21	2%		0.06	0.00	0.00	0.06	
その他	18,341.16	8,503.90	40,095.39	66,940.45	5%		0.06	0.03	0.12	0.20	
合計	206,957.68	937,739.26	40,814.75	1,185,511.69	97%		—	0.62	2.82	0.12	3.56
借上施設	29,687.85	1,829.74	702.66	32,220.25	3%		—	0.09	0.01	0.00	0.10
合計(借上施設含む。)	236,645.53	939,569.00	41,517.41	1,217,731.94	100%	—	0.71	2.82	0.12	3.66	

※5 「機能の提供範囲」が「全市」の施設は市内全域を利用圏とし、「地域」の施設は当該施設の所在地域(地域まちづくり推進協議会の区域)内を主な利用圏とし、「その他」の施設はいずれにも該当しないもの(倉庫など)とする(次ページ以降の表も同様)。

1 市民文化系施設

(1) 集会施設

集会施設には、市民各層の活動の助長等による福祉増進を目的とする「ときわ市民ホール」、勤労者の福祉増進を目的とする「勤労者福祉会館」や「建設労働者福祉センター」のほか、公民館、住民センター、地区センターなどがあります。

市内全域を利用圏とする施設については、主に市内中心部の中央・新旭川地域に設置されている一方、地域内を主な利用圏とする施設は各地域に設置されています。

【図表 2-2 集会施設一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
ときわ市民ホール	5条通4丁目	32	4,927.28	○	全市	中央・新旭川
勤労者福祉会館	6条通4丁目	39	2,587.46	●	全市	中央・新旭川
建設労働者福祉センター	6条通4丁目	42	1,158.52	●	全市	中央・新旭川
東部住民センター	東光5条2丁目	38	1,113.43	○	地域	東光
北部住民センター	春光5条4丁目	35	1,255.35	○	地域	春光
永山住民センター	永山7条4丁目	34	1,260.08	○	地域	永山
神居住民センター	神居2条17丁目	32	1,260.08	○	地域	神居
末広地区センター	末広2条4丁目	30	827.76	○	地域	末広
豊岡地区センター	豊岡11条3丁目	29	803.56	○	地域	豊岡
忠和地区センター	忠和5条5丁目	29	810.75	○	地域	神居
啓明地区センター	南5条通25丁目	24	820.36	○	地域	東光
神楽岡地区センター	神楽岡12条2丁目	22	830.74	○	地域	神楽
新旭川地区センター	東6条4丁目	21	827.63	○	地域	中央・新旭川
北星地区センター	旭町2条8丁目	19	850.78	○	地域	北星
春光台地区センター	春光台3条5丁目	19	1,101.15	○	地域	春光台・鷹の巣
市民活動交流センター	宮前1条3丁目	11	1,656.02	○	全市	東光
西神居会館	神居町神居古潭	42	285.33	○	地域	神居
嵐山中央会館	江丹別町嵐山	24	492.39	○	地域	江丹別
緑が丘住民センター	緑が丘3条3丁目	41	682.05	○	地域	緑が丘
中島交友会館	金星町2丁目	57	29.98	●	地域	中央・新旭川
サニータウン住民センター	緑が丘東4条2丁目	34	203.91	○	地域	緑が丘
春光1・2区青少年会館	春光6条2丁目	59	117.33	●	地域	春光
春光中央青少年福祉会館	春光4条8丁目	50	348.81	●	地域	春光
市民生活館	緑町15丁目	32	822.35	○	地域	北星
近文生活館	錦町14丁目	56	273.62	●	地域	北星
中央公民館	5条通20丁目	87	931.85	●	地域	中央・新旭川
永山公民館	永山3条19丁目	26	2,510.10	○	地域	永山

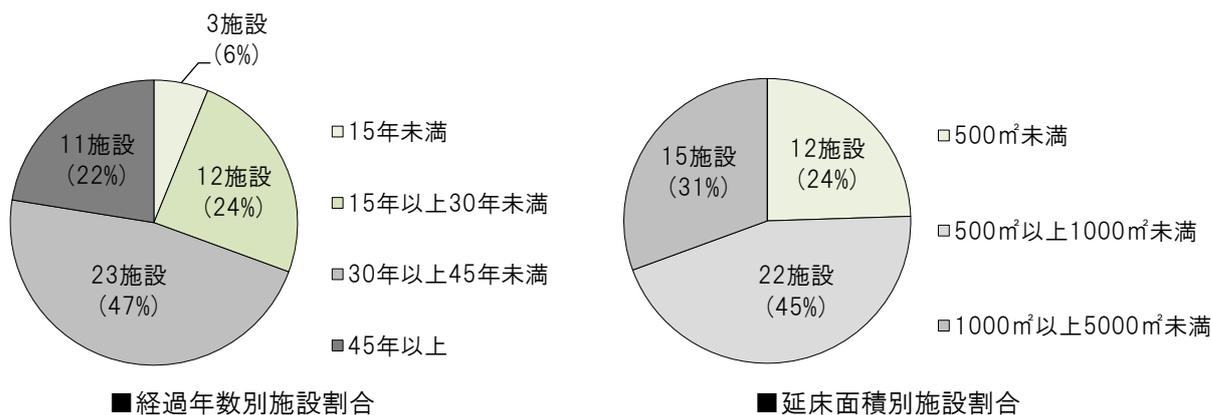
施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
東旭川公民館	東旭川町上兵村	30	778.63	○	地域	東旭川
神楽公民館	神楽3条6丁目	31	3,633.10	○	地域	神楽
末広公民館	末広1条2丁目	41	692.82	●	地域	末広
江丹別公民館	江丹別町中央	20	605.89	○	地域	江丹別
東鷹栖公民館	東鷹栖4条3丁目	29	1,987.08	○	地域	東鷹栖
神居公民館	神居2条9丁目	49	762.96	●	地域	神居
北星公民館	北門町8丁目	38	714.99	○	地域	北星
新旭川公民館	東3条7丁目	37	723.51	○	地域	中央・新旭川
春光台公民館	春光台3条3丁目	36	746.72	○	地域	春光台・鷹の巣
愛宕公民館	豊岡7条9丁目	34	730.55	○	地域	豊岡
東光公民館	東光10条3丁目	32	553.59	○	地域	東光
東旭川公民館瑞穂分館	東旭川町瑞穂	25	146.05	○	地域	東旭川
東旭川公民館日の出分館	東旭川町日ノ出	43	993.63	●	地域	東旭川
東鷹栖公民館第1分館	末広3条7丁目	53	305.75	●	地域	末広
東鷹栖公民館第3分館	東鷹栖10線21号	51	1,041.34	●	地域	東鷹栖
東鷹栖公民館第4分館	東鷹栖9線15号	58	231.73	○	地域	東鷹栖
西神楽公民館就実分館	西神楽1線31号	56	596.12	●	地域	西神楽
神居公民館上雨紛分館	神居町上雨紛	32	1,138.55	○	地域	神居
末広地域活動センター	末広東2条9丁目	6	763.12	○	地域	末広
錦はるかぜ公園会館	錦町20丁目	44	108.61	●	地域	北星
西神楽公民館	西神楽南1条3丁目	53	432.16	●	地域	西神楽
緑が丘地域活動センター	緑が丘東3条1丁目	1	1,022.01	○	地域	緑が丘
集会施設 計	49 施設 47,497.58 ㎡					

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、住民・地区センター（地域会館として貸付中の「緑が丘住民センター」,「サニータウン住民センター」を除く。以下同様）で980㎡, 公民館・公民館分館で965㎡となっています。

経過年数の平均は、住民・地区センターで28年, 公民館・公民館分館で41年となっていて, 30年以上経過した施設が全体の70%近くを占めています。

公民館・公民館分館では、耐震性のないものが3施設, 耐震診断未実施のものが5施設あります。



(2) 文化施設

文化施設には、「市民文化会館」、「公会堂」、「大雪クリスタルホール」の3施設があり、市民の文化・教養の向上などを目的としています。

いずれの施設も市内全域を利用圏としていて、市内中心部の中央・新旭川地域又は隣接する神楽地域に設置されています。

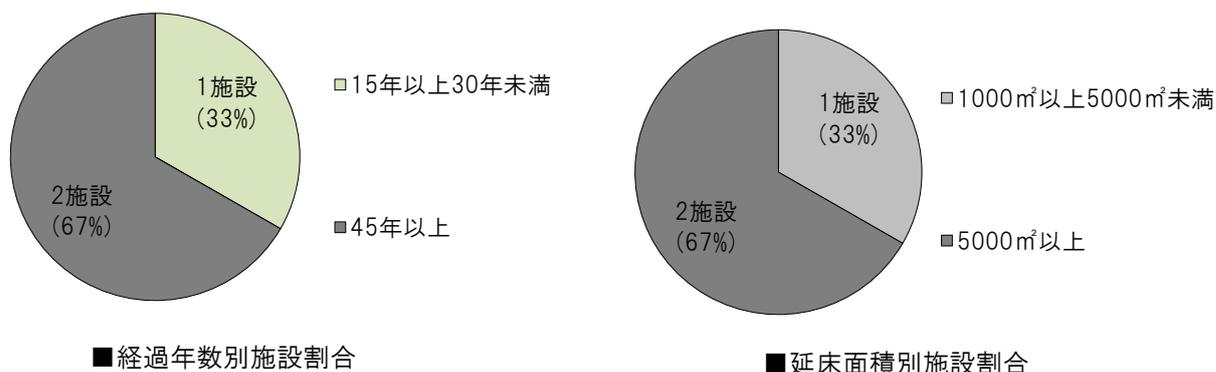
【図表 2-3 文化施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
市民文化会館	7条通9丁目	46	12,034.94	●	全市	中央・新旭川
公会堂	常磐公園	62	2,504.12	○	全市	中央・新旭川
大雪クリスタルホール	神楽3条7丁目	27	5,666.94	○	全市	神楽
文化施設 計	3施設 20,206.00 ㎡					

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は6,375㎡、経過年数の平均は45年となっています。

「市民文化会館」では、改修又は建替えによる機能確保の手法について検討が進められている一方、「大雪クリスタルホール」では、施設設備の計画的な修繕・更新等が課題となっています。「公会堂」については、平成24年度に大規模なリニューアル工事を実施しています。



2 社会教育系施設

(1) 図書館

図書館には、市内全域を利用圏とする「中央図書館」のほか、永山、末広、東光、神楽の4地域に地区図書館があります。また、中央・新旭川、豊岡、北星、春光台・鷹の巣、神居、江丹別、東旭川、西神楽、東鷹栖の各地域には、地域内の公民館等に図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

図書館では近隣町との広域的利用にも取り組んでいて、隣接する市町の住民も本市の図書館を利用することができます。

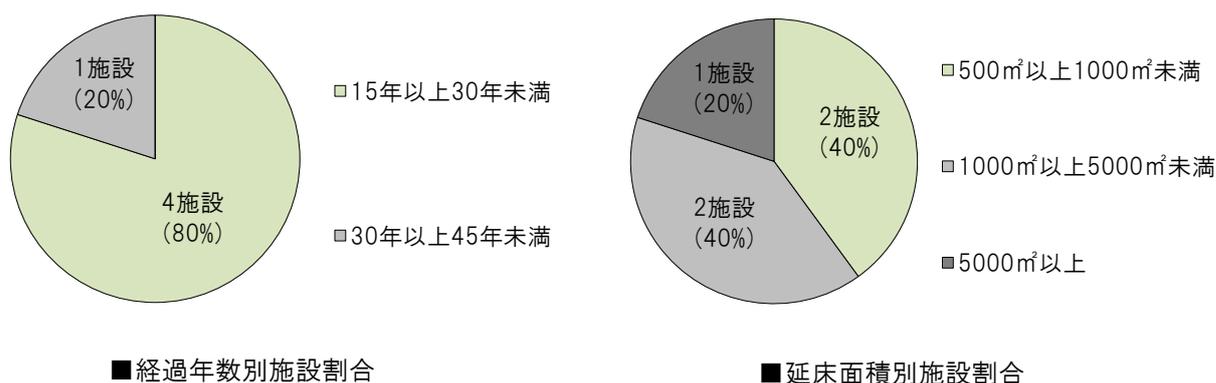
【図表 2-4 図書館一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
中央図書館	常磐公園	26	6,214.03	○	全市	中央・新旭川
永山図書館	永山3条19丁目	26	951.23	○	地域	永山
末広図書館	末広3条2丁目	28	999.43	○	地域	末広
東光図書館	東光6条4丁目	22	1,065.59	○	地域	東光
神楽図書館	神楽3条6丁目	31	1,289.81	○	地域	神楽
図書館 計	5施設 10,520.09㎡					

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、全体で2,104㎡、地区図書館で1,077㎡となっていて、地区図書館間の面積規模に大きな差はありません。

経過年数の平均は27年で、比較的新しい施設が多くなっています。



(2) 博物館等

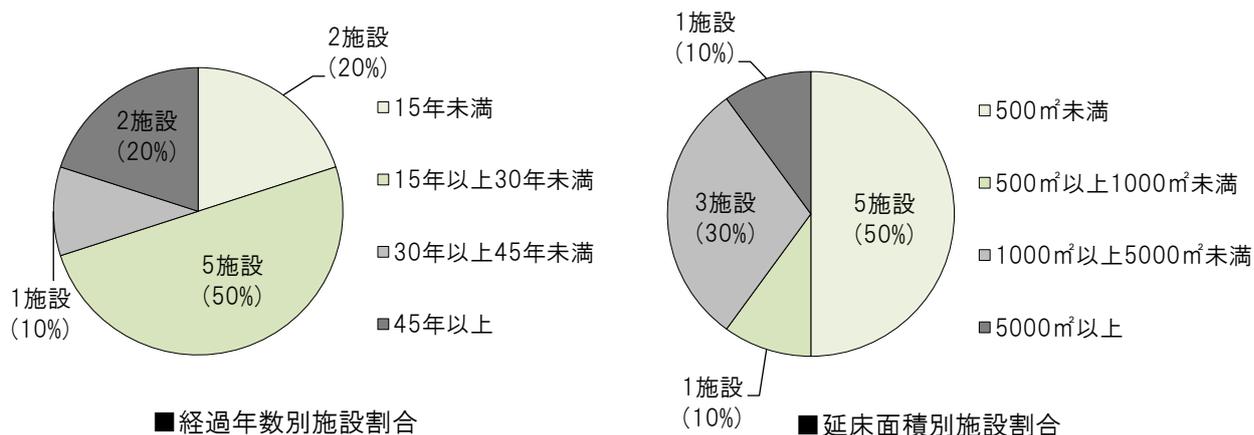
博物館等には、博物館法に基づき設置している「博物館」や「科学館」のほか、「井上靖記念館」、国指定の重要文化財である「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館」、旭川市指定の文化財である「養蚕民家」や「上川郡農作試験所事務所棟」などがあります。

【図表 2-5 博物館等一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
旧永山戸長役場	永山3条19丁目	26	96.67	○	全市	永山
旭川市指定文化財「養蚕民家」	東旭川町瑞穂	29	190.08	○	全市	東旭川
上川郡農作試験所事務所棟	神居1条1丁目	32	137.16	○	全市	神居
井上靖記念館	春光5条7丁目	28	663.61	○	全市	春光
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	春光5条7丁目	118	1,513.09	○	全市	春光
彫刻美術館ステーションギャラリー	宮下通8丁目	9	454.88	○	全市	中央・新旭川
常磐館	常磐公園	57	2,777.84	●	全市	中央・新旭川
科学館	宮前1条3丁目	15	6,339.85	○	全市	東光
博物館	神楽3条7丁目	27	4,069.50	○	全市	神楽
アイヌ文化情報コーナー	宮下通8丁目	9	19.14	○	全市	中央・新旭川
博物館等 計			10 施設	16,261.82 ㎡		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は1,626㎡、経過年数の平均は35年で、耐震性のないものは「常磐館」のみとなっています。



3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

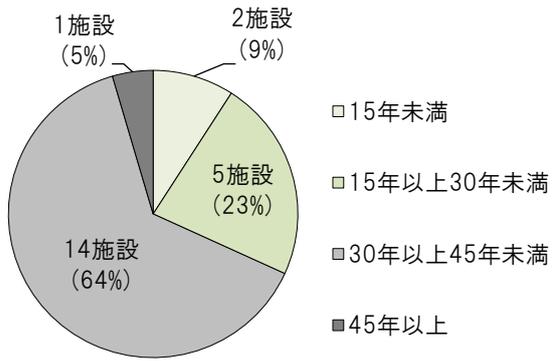
スポーツ施設には、都市公園法に基づく運動公園である「花咲スポーツ公園」や「東光スポーツ公園」の各施設のほか、市民の心身の健全発達、体育・スポーツの普及振興を目的とする「総合体育館（リアルター夢りんご体育館）」などがあります。

【図表 2-6 スポーツ施設一覧(借上施設除く。)】

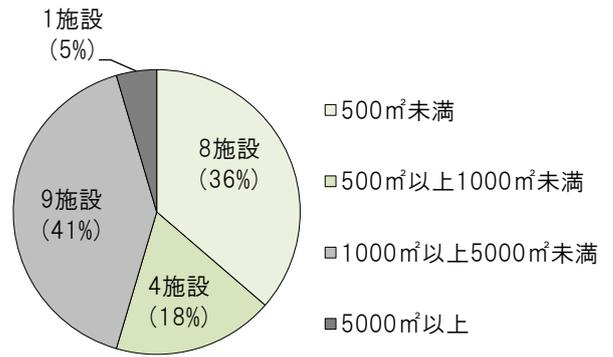
施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
勤労者体育センター	6条通4丁目	40	1,120.34	●	全市	中央・新旭川
カムイスキーリンクス	神居町西丘	36	4,816.25	○	全市	神居
総合体育館(リアルター夢りんご体育館)	花咲町5丁目	41	6,876.55	●	全市	北星
東地区体育センター	豊岡2条5丁目	28	1,102.72	○	地域	東光
忠和テニスコート	神居町忠和	36	123.12	○	全市	神居
柔道場	7条通14丁目	57	239.37	●	全市	中央・新旭川
富沢クロスカントリーコース	神居町富沢	7	51.81	○	全市	神居
花咲スポーツ公園硬式野球場	花咲町3丁目	38	4,968.78	○	全市	北星
花咲スポーツ公園陸上競技場	花咲町5丁目	38	792.73	○	全市	北星
花咲スポーツ公園球技場	花咲町3丁目	35	367.14	○	全市	北星
花咲スポーツ公園テニスコート管理棟	花咲町3丁目	32	440.64	○	全市	北星
花咲スポーツ公園相撲場	花咲町5丁目	34	89.10	○	全市	北星
花咲スポーツ公園和弓場	花咲町2丁目	32	668.43	○	全市	北星
花咲スポーツ公園洋弓場	花咲町2丁目	37	104.30	○	全市	北星
花咲スポーツ公園プール管理棟	花咲町4丁目	31	496.53	○	全市	北星
花咲スポーツ公園馬場管理棟	花咲町4丁目	40	1,224.55	●	全市	北星
花咲スポーツ公園管理施設	花咲町3丁目	41	678.66	●	全市	北星
東光スポーツ公園軟式野球場	東光25条8丁目	17	1,973.70	○	全市	東光
東光スポーツ公園管理施設	東光25条8丁目	17	875.37	○	全市	東光
忠和公園体育館	神居町忠和	24	3,922.63	○	全市	神居
東豊公園体育館	豊岡12条11丁目	21	1,444.62	○	地域	東旭川
東光スポーツ公園武道館	東光24条7丁目	1	3,085.69	○	全市	東光
スポーツ施設 計			22 施設	35,463.03 ㎡		

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」、「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 1,612 ㎡、経過年数の平均は 31 年で、一部の施設では老朽化への対応が課題となっている一方、耐震性のないものの中には、「総合体育館」のような本市スポーツ活動の拠点施設もあります。



■ 経過年数別施設割合



■ 延床面積別施設割合

(2) レクリエーション施設・観光施設

レクリエーション施設・観光施設には、「旭山動物園」、農村と都市の交流促進などを目的とする「嵐山レクリエーション施設」、児童生徒・教師の研修施設である「富沢ふれあいの家」などがあります。

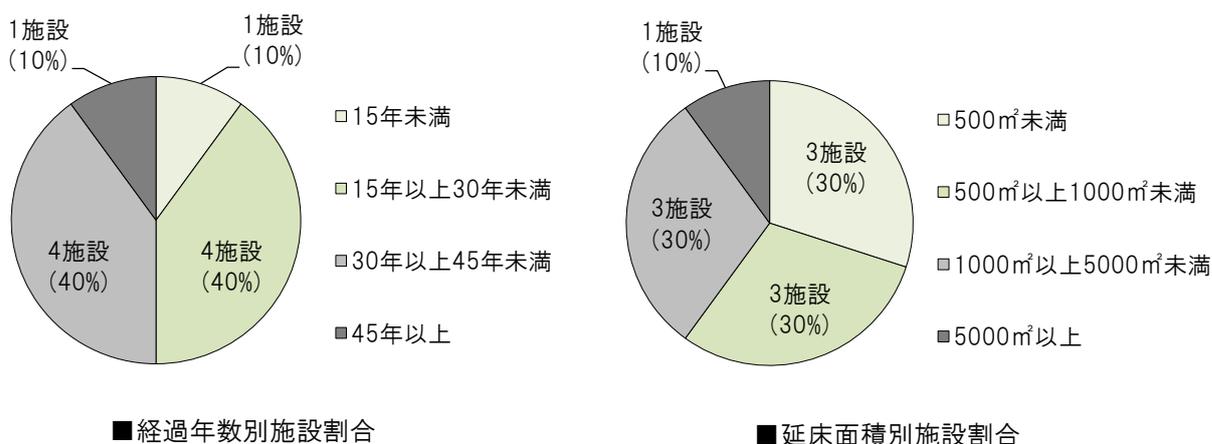
【図表 2-7 レクリエーション施設・観光施設一覧(借上施設除く。)]

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
21世紀の森施設	東旭川町瑞穂	32	1,858.83	○	全市	東旭川
嵐山レクリエーション施設	江丹別町嵐山	16	745.57	○	全市	江丹別
旧神居古潭駅舎	江丹別町春日	110	301.98	●	全市	江丹別
旭川観光物産情報センター	宮下通 8 丁目	9	1,038.09	○	全市	中央・新旭川
旭山動物園	東旭川町倉沼	18	14,457.87	○	全市	東旭川
江丹別若者の郷	江丹別町中央	37	1,352.86	○	全市	江丹別
とみはら自然の森	江丹別町富原	22	259.87	○	全市	江丹別
富沢ふれあいの家	神居町富沢	31	836.44	○	全市	神居
緑の相談所	神楽岡公園	32	713.15	○	全市	神楽
カムイの杜公園体験学習センター	神居町富沢	22	425.25	○	全市	神居
レクリエーション施設・観光施設 計		10 施設	21,989.91 ㎡			

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」、「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 2,199 ㎡で、面積規模が大きく多くの建物がある「旭山動物園」を除き、ほとんどが小中規模の施設となっています。

経過年数の平均は 33 年で、30 年を経過した「江丹別若者の郷」では施設の老朽化が進んでいて、計画的な改修・更新等が必要となってきています。



4 産業施設

産業施設には、農村地域の生産・社会活動の支援、農村と都市の交流促進を目的とする農村地域センター（「西神楽農業構造改善センター」など5施設）のほか、工業技術の向上や産業の振興発展を目的とする「工業技術センター」などがあります。

農村地域センターは施設の性質上、設置場所が農村地域に限定され地域性が強い一方、「工業技術センター」、「市営牧場」、「農業センター」は市内全域を利用圏としています。

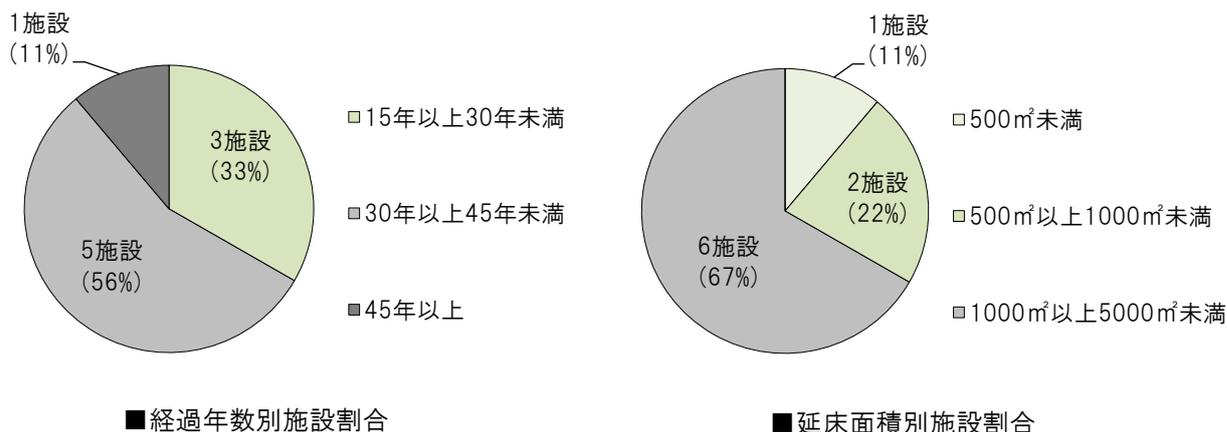
【図表 2-8 産業施設一覧(借上施設除く。)]

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
西神楽農業構造改善センター	西神楽南2条3丁目	30	1,392.07	○	地域	西神楽
東旭川農村環境改善センター	東旭川町上兵村	30	1,152.03	○	地域	東旭川
旭正農業構造改善センター	東旭川町旭正	26	418.94	○	地域	東旭川
永山ふれあいセンター	永山町14丁目	29	787.89	○	地域	永山
東鷹栖農村活性化センター	東鷹栖10線16号	36	1,345.96	○	地域	東鷹栖
工業技術センター	工業団地3条2丁目	32	2,670.76	○	全市	東旭川
鉄工団地福祉センター	永山北4条6丁目	45	635.85	●	地域	永山
市営牧場	江丹別町中央	38	1,590.74	○	全市	江丹別
農業センター	神居町雨紛	24	3,333.56	○	全市	神居
産業施設計	9施設 13,327.80㎡					

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」、「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、全体で1,481㎡、農村地域センターで1,019㎡となっています。

経過年数の平均は32年で、「鉄工団地福祉センター」のみ耐震診断未実施となっています。



5 学校教育系施設

(1) 学校

学校には、学校教育法に基づき設置された小中学校 78 施設（小学校 52 校，中学校 26 校）があります。

【図表 2-9 学校一覧】

施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
知新小学校	8 条通 13 丁目	50	5,811.15	○	地域	中央・新旭川
日章小学校	6 条通 5 丁目	53	3,781.67	●	地域	中央・新旭川
朝日小学校	5 条通 21 丁目	28	5,349.13	○	地域	中央・新旭川
青雲小学校	曙 1 条 2 丁目	14	5,087.71	○	地域	中央・新旭川
大有小学校	旭町 1 条 6 丁目	38	6,271.76	○	地域	北星
啓明小学校	南 2 条通 22 丁目	46	6,622.86	○	地域	東光
正和小学校	大雪通 8 丁目	46	4,273.41	○	地域	中央・新旭川
春光小学校	末広 1 条 1 丁目	35	6,991.69	○	地域	末広
北鎮小学校	春光 6 条 6 丁目	40	8,220.62	○	地域	春光
高台小学校	春光台 4 条 4 丁目	10	9,306.52	○	地域	春光台・鷹の巣
近文小学校	緑町 17 丁目	42	7,169.05	○	地域	北星
東五条小学校	東 5 条 5 丁目	30	6,130.37	○	地域	中央・新旭川
向陵小学校	住吉 5 条 1 丁目	37	6,303.13	○	地域	春光
新町小学校	4 条西 3 丁目	20	5,500.39	○	地域	中央・新旭川
東町小学校	豊岡 3 条 1 丁目	34	6,679.56	○	地域	豊岡
大町小学校	大町 1 条 1 丁目	30	4,263.35	○	地域	北星
新富小学校	新富 2 条 2 丁目	26	5,751.96	○	地域	中央・新旭川
神居小学校	神居 4 条 6 丁目	21	5,889.19	○	地域	神居
雨紛小学校	神居町雨紛	41	1,736.43	●	地域	神居
富沢小学校	神居町富沢	35	1,564.02	○	地域	神居
台場小学校	神居町台場	49	2,711.79	○	地域	神居
江丹別小学校	江丹別町中央	46	611.78	○	地域	江丹別
嵐山小学校	江丹別町嵐山	36	1,205.86	○	地域	江丹別
永山小学校	永山 5 条 18 丁目	44	6,601.10	○	地域	永山
永山東小学校	永山町 13 丁目	35	3,077.11	○	地域	永山
永山西小学校	永山 7 条 11 丁目	55	5,442.65	●	地域	永山
旭川第1小学校	東旭川町米原	32	1,537.08	○	地域	東旭川
旭川第3小学校	東光 8 条 8 丁目	40	5,408.98	○	地域	東光
旭川第5小学校	東旭川町東桜岡	33	1,090.43	○	地域	東旭川
千代田小学校	東光 8 条 3 丁目	56	6,549.92	●	地域	東光
豊岡小学校	豊岡 10 条 3 丁目	54	4,130.33	●	地域	豊岡

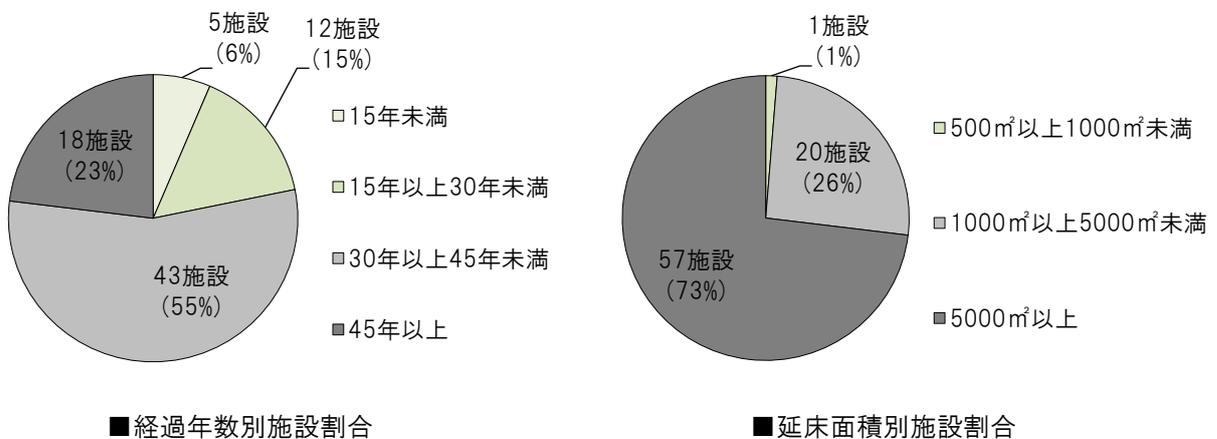
施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
神楽小学校	神楽5条8丁目	33	5,251.22	○	地域	神楽
西神楽小学校	西神楽北2条3丁目	31	3,004.78	○	地域	西神楽
西御料地小学校	西御料1条2丁目	52	5,375.17	○	地域	緑が丘
神楽岡小学校	神楽岡14条3丁目	17	6,820.22	○	地域	神楽
北光小学校	旭町1条16丁目	18	6,851.97	○	地域	北星
東栄小学校	東光4条6丁目	50	5,710.73	●	地域	東光
近文第1小学校	東鷹栖3線10号	54	4,108.40	○	地域	東鷹栖
近文第2小学校	東鷹栖4線16号	25	3,028.07	○	地域	東鷹栖
末広小学校	末広6条2丁目	7	7,474.90	○	地域	末広
愛宕小学校	豊岡8条6丁目	46	6,237.46	○	地域	豊岡
緑が丘小学校	緑が丘3条4丁目	47	7,710.59	○	地域	緑が丘
神居東小学校	神居1条17丁目	45	6,067.36	○	地域	神居
東光小学校	東光17条6丁目	44	6,711.29	○	地域	東光
陵雲小学校	末広1条7丁目	43	8,020.31	○	地域	末広
忠和小学校	忠和4条4丁目	42	7,589.97	○	地域	神居
永山南小学校	永山9条6丁目	40	8,507.78	○	地域	永山
末広北小学校	末広5条10丁目	40	6,046.21	○	地域	末広
緑新小学校	神楽岡4条5丁目	37	5,709.81	○	地域	緑が丘
愛宕東小学校	豊岡7条9丁目	36	6,956.14	○	地域	豊岡
共栄小学校	豊岡2条10丁目	33	6,237.24	○	地域	東光
旭川小学校	東旭川南1条6丁目	2	8,804.21	○	地域	東旭川
明星中学校	東5条1丁目	54	7,050.67	●	地域	中央・新旭川
光陽中学校	豊岡3条1丁目	26	7,714.94	○	地域	豊岡
北星中学校	住吉5条1丁目	34	8,240.76	○	地域	春光
六合中学校	末広3条2丁目	32	7,807.99	○	地域	末広
北門中学校	錦町15丁目	40	8,821.00	○	地域	北星
東光中学校	東光8条2丁目	27	9,172.05	○	地域	東光
神居中学校	神居4条5丁目	47	8,096.89	○	地域	神居
江丹別中学校	江丹別町中央	46	1,407.64	○	地域	江丹別
嵐山中学校	江丹別町嵐山	22	1,792.00	○	地域	江丹別
永山中学校	永山7条19丁目	24	6,821.41	○	地域	永山
旭川中学校	東旭川南1条6丁目	39	4,831.63	○	地域	東旭川
桜岡中学校	東旭川町東桜岡	33	1,300.60	○	地域	東旭川
神楽中学校	神楽6条12丁目	23	6,636.79	○	地域	神楽
西神楽中学校	西神楽南2条4丁目	38	3,110.76	○	地域	西神楽
東鷹栖中学校	東鷹栖4条5丁目	30	4,203.21	○	地域	東鷹栖

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
啓北中学校	春光2条7丁目	44	7,717.63	○	地域	春光
東陽中学校	豊岡2条7丁目	42	8,710.50	○	地域	東光
緑が丘中学校	緑が丘3条4丁目	43	8,056.23	○	地域	緑が丘
春光台中学校	春光台5条3丁目	41	5,381.36	○	地域	春光台・鷹の巣
永山南中学校	永山町5丁目	37	8,764.77	○	地域	永山
神居東中学校	神居4条19丁目	38	5,099.53	○	地域	神居
広陵中学校	末広2条7丁目	36	8,657.18	○	地域	末広
東明中学校	東光16条7丁目	36	7,296.62	○	地域	東光
愛宕中学校	豊岡8条10丁目	32	6,911.01	○	地域	東旭川
忠和中学校	忠和1条4丁目	31	6,401.69	○	地域	神居
中央中学校	10条通11丁目	7	11,117.50	○	地域	中央・新旭川
学校計	78施設 454,417.19㎡					

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、小学校で5,448㎡,中学校で6,582㎡となっています。

経過年数の平均は、小学校で37年,中学校で35年となっていて、全体的に経過年数の長い施設が多い状況ですが、耐震化については計画的に進められています。



(2) その他教育施設

その他教育施設には、「旧東旭川学校給食共同調理所」に代わり令和2年1月に供用開始となった「東旭川学校給食センター」があります。

【図表 2-10 その他教育施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
東旭川学校給食センター	東旭川町上兵村	1	2,835.09	○	全市	東旭川
その他教育施設計	1施設 2,835.09㎡					

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

6 子育て支援系施設

(1) 保育園

市有の保育園には、「新旭川保育所」、「近文保育所」、「神楽保育所」の認可保育所 3 施設のほか、農山村地域において子どもに必要な保育を行う地域保育所が 12 施設あります。

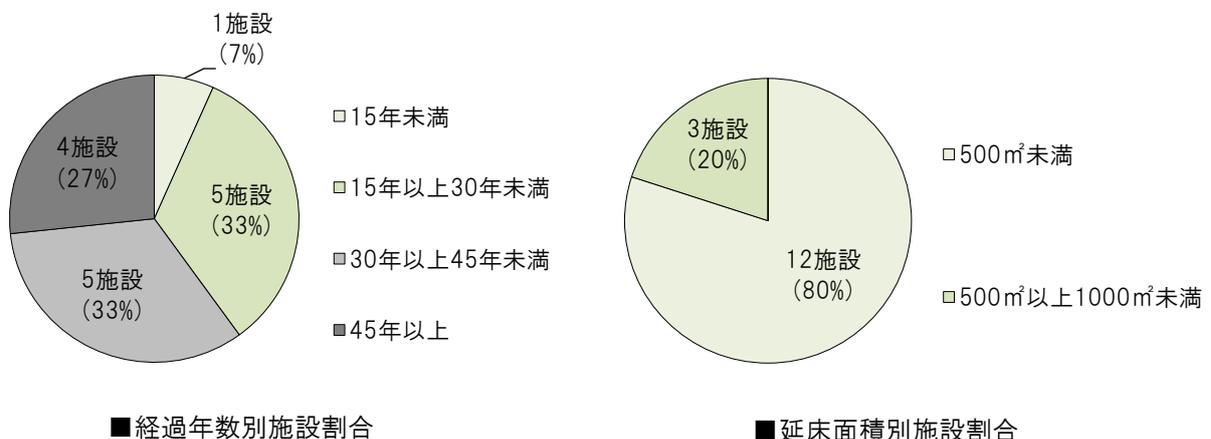
【図表 2-11 保育園一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
新旭川保育所	大雪通 7 丁目	39	847.62	○	地域	中央・新旭川
近文保育所	緑町 16 丁目	37	611.98	○	地域	北星
神楽保育所	神楽 4 条 8 丁目	12	607.68	○	地域	神楽
日の出倉沼保育所	東旭川町日ノ出	21	126.76	○	地域	東旭川
桜岡保育所	東旭川町東桜岡	24	140.13	○	地域	東旭川
江丹別保育所	江丹別町中央	20	95.60	○	地域	江丹別
神居古潭保育所	神居町神居古潭	40	126.36	●	地域	神居
雨紛保育所	神居町雨紛	55	202.23	●	地域	神居
さくら保育所	永山町 16 丁目	42	127.37	●	地域	永山
あすか保育所	永山町 11 丁目	19	214.15	○	地域	永山
旭正保育所	東旭川町旭正	56	221.94	●	地域	東旭川
東鷹栖第2保育所	東鷹栖 4 線 18 号	51	393.37	●	地域	東鷹栖
東鷹栖第4保育所	東鷹栖 9 線 15 号	58	123.59	○	地域	東鷹栖
嵐山保育所	江丹別町嵐山	40	136.62	●	地域	江丹別
千代ヶ岡保育所	西神楽 3 線 24 号	24	151.47	○	地域	西神楽
保育園 計	15 施設 4,126.87 ㎡					

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、認可保育所で 689 ㎡、地域保育所で 172 ㎡となっています。

経過年数の平均は、認可保育所で 29 年、地域保育所で 38 年となっていて、30 年以上経過した施設が全体の 60%を占めています。なお、地域保育所については現在休止中の施設も多くあり、今後の対応策の検討が必要となっています。



(2) 幼児・児童施設

幼児・児童施設には、児童センターや学童保育を行う放課後児童クラブのほか、市内全域を利用圏とする「春日青少年の家」、「北彩都子ども活動センター」、「カムイの杜公園屋内遊戯広場」があります。

地域内を主な利用圏とする児童センターは、東光、北星、春光、永山、神居、神楽の6地域に設置されている一方、放課後児童クラブについては、借上施設（「13 借上施設」参照）、小学校の余裕教室等での開設分（本白書では計上対象外）も含めるとほぼ全地域に設置されています。

【図表 2-12 幼児・児童施設一覧(借上施設除く。)]

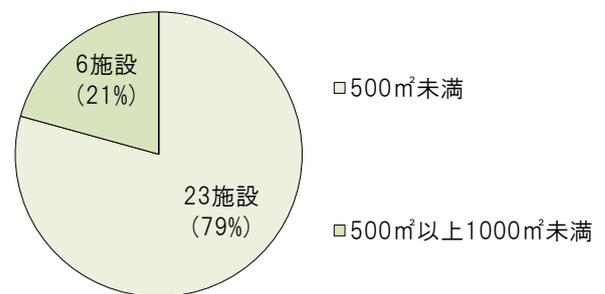
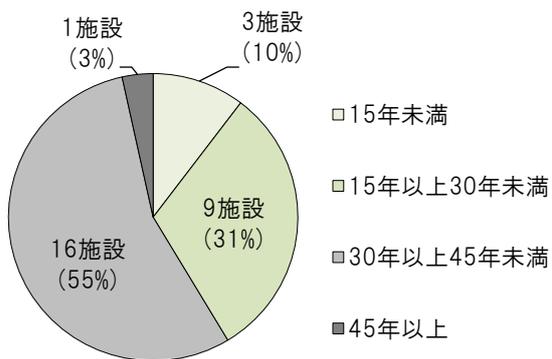
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
東光児童センター	東光5条2丁目	38	383.60	○	地域	東光
北門児童センター	北門町8丁目	35	420.00	○	地域	北星
春光住民児童センター	春光1条7丁目	32	493.10	○	地域	春光
永山児童センター	永山3条19丁目	26	651.69	○	地域	永山
神居児童センター	神居5条12丁目	24	636.97	○	地域	神居
神楽児童センター	神楽3条6丁目	31	569.67	○	地域	神楽
春日青少年の家	江丹別町春日	53	575.17	●	全市	江丹別
北鎮放課後児童クラブ	春光6条6丁目	30	72.90	○	地域	春光
大有放課後児童クラブ	旭町1条6丁目	37	72.90	○	地域	北星
近文放課後児童クラブ	緑町17丁目	40	80.19	●	地域	北星
神楽放課後児童クラブ	神楽5条8丁目	32	72.90	○	地域	神楽
神居放課後児童クラブ	神居4条6丁目	38	64.80	○	地域	神居
永山放課後児童クラブ	永山5条18丁目	37	76.14	○	地域	永山
豊岡放課後児童クラブ	豊岡10条3丁目	31	72.90	○	地域	豊岡
東栄放課後児童クラブ	東光4条6丁目	41	59.40	●	地域	東光
永山西放課後児童クラブ	永山7条11丁目	21	115.02	○	地域	永山
永山西第二放課後児童クラブ	永山7条11丁目	11	131.95	○	地域	永山
忠和放課後児童クラブ	忠和4条4丁目	38	64.80	○	地域	神居
緑新放課後児童クラブ	神楽岡4条5丁目	37	76.14	○	地域	緑が丘
旭川第3小放課後児童クラブ	東光8条8丁目	36	72.90	○	地域	東光
永山南放課後児童クラブ	永山9条6丁目	31	72.90	○	地域	永山
西御料地放課後児童クラブ	西御料1条2丁目	20	111.79	○	地域	緑が丘
西御料地第二放課後児童クラブ	西御料1条2丁目	11	131.95	○	地域	緑が丘
東光放課後児童クラブ	東光18条6丁目	26	93.96	○	地域	東光
愛宕東放課後児童クラブ	豊岡7条9丁目	21	144.59	○	地域	豊岡
共栄放課後児童クラブ	豊岡2条10丁目	21	115.02	○	地域	東光
永山東放課後児童クラブ	永山町13丁目	16	65.34	○	地域	永山
北彩都子ども活動センター	宮下通14丁目	5	682.22	○	全市	中央・新旭川

施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
カムイの杜公園屋内遊戯広場	神居町富沢	20	918.94	○	全市	神居
幼児・児童施設 計	29 施設 7,099.85 ㎡					

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、児童センターで 526 ㎡、放課後児童クラブで 88 ㎡となっています。

30 年以上経過した施設が全体の 60%近くを占めていて、経過年数の平均は、児童センターで 31 年、放課後児童クラブで 29 年となっています。



7 保健・福祉系施設

(1) 高齢者福祉施設

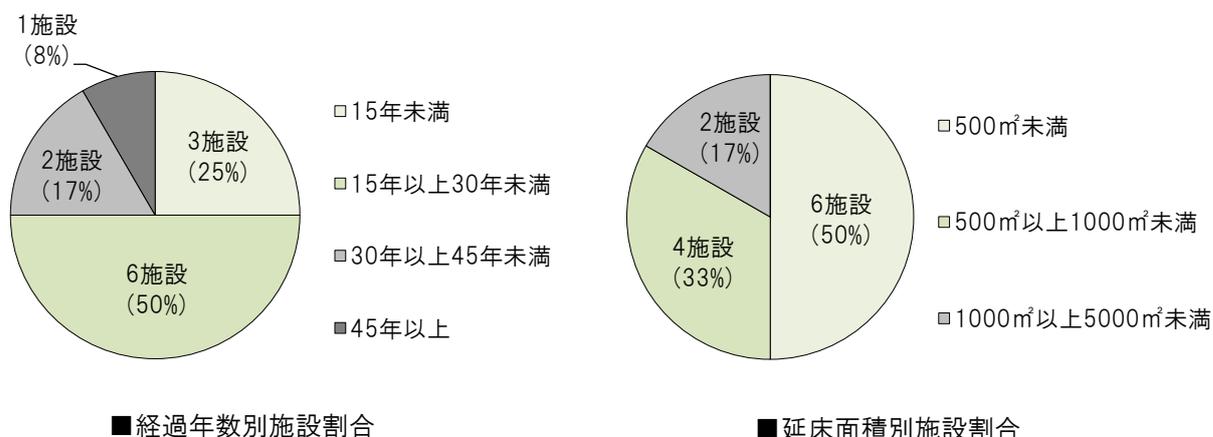
高齢者福祉施設には、高齢者の社会参加と生きがいがづくり、世代間交流の促進などを目的とする高齢者等健康福祉センター（いきいきセンター）や「近文市民ふれあいセンター」のほか、老人福祉法に基づく老人福祉センター、介護保険法に基づく地域包括支援センターなどがあります。

【図表 2-13 高齢者福祉施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
いきいきセンター永山	永山 3 条 19 丁目	26	479.20	○	地域	永山
いきいきセンター新旭川	新富 1 条 2 丁目	27	994.97	○	地域	中央・新旭川
いきいきセンター神楽	神楽 4 条 8 丁目	12	1,119.82	○	地域	神楽
北部老人福祉センター	春光 2 条 7 丁目	41	984.84	○	地域	春光
東部老人福祉センター	東旭川南 1 条 6 丁目	40	992.63	○	地域	東旭川
近文市民ふれあいセンター	近文町 15 丁目	24	3,398.66	○	地域	北星
神居デイサービスセンター	神居 5 条 12 丁目	24	832.34	○	地域	神居
豊岡地域包括支援センター	豊岡 3 条 3 丁目	6	94.53	○	地域	豊岡
東旭川・千代田地域包括支援センター	東旭川北 1 条 6 丁目	62	87.34	●	地域	東旭川
永山地域包括支援センター	永山 3 条 19 丁目	26	92.06	○	地域	永山
末広・東鷹栖地域包括支援センター	東鷹栖 4 条 3 丁目	21	141.59	○	地域	東鷹栖
神楽・西神楽地域包括支援センター	緑が丘東 3 条 1 丁目	1	101.38	○	地域	緑が丘
高齢者福祉施設 計			12 施設	9,319.36 ㎡		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 777 ㎡、経過年数の平均は 26 年で、経過年数が短めの施設が多くなっています。



(2) 障害者福祉施設

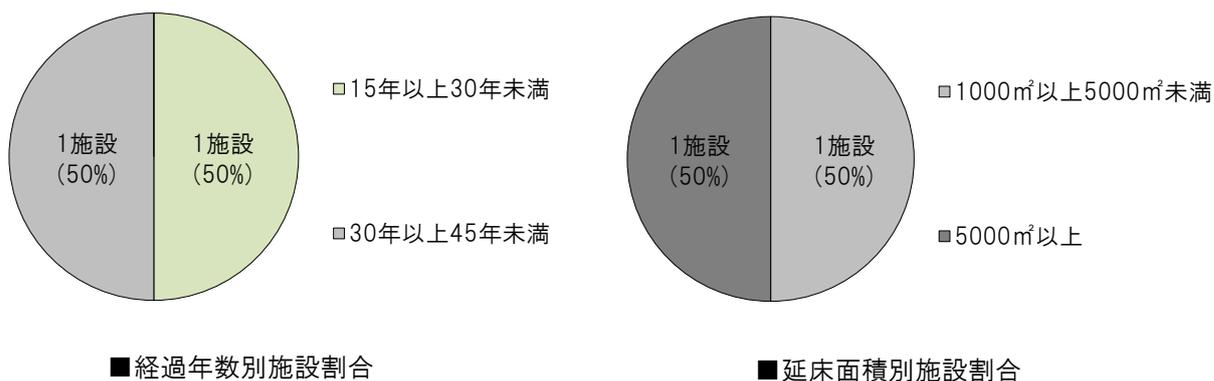
障害者福祉施設には、障がい者の自立・社会参加，市民の健康の維持・増進を目的とする「障害者福祉センター（おびった）」，未就学の障がい児等を対象とする「愛育センター」の2施設があり，両施設とも市内全域を利用圏としています。

【図表 2-14 障害者福祉施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
障害者福祉センター	宮前1条3丁目	19	5,692.41	○	全市	東光
愛育センター	春光2条7丁目	39	3,132.43	○	全市	春光
障害者福祉施設 計			2施設	8,824.84 ㎡		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」，「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 4,412 ㎡，経過年数の平均は 29 年となっています。



8 行政系施設

(1) 庁舎等

庁舎等には、市役所庁舎、支所、出張所などがあります。

市役所庁舎は中央・新旭川地域に集中している一方、支所については、合併前の旧町村の役場があった7地域（神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽、東鷹栖）に設置されています。

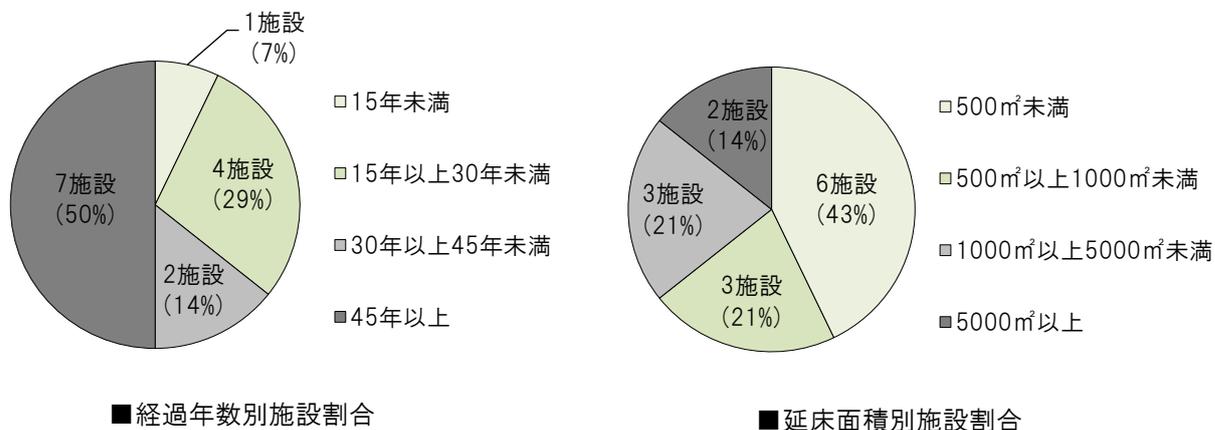
【図表 2-15 庁舎等一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
総合庁舎	6条通9丁目	62	12,293.77	●	全市	中央・新旭川
福祉部庁舎	7条通10丁目	61	541.59	○	全市	中央・新旭川
5条庁舎	5条通10丁目	47	1,489.66	●	全市	中央・新旭川
第三庁舎	6条通10丁目	62	6,077.44	●	全市	中央・新旭川
神居支所	神居2条9丁目	48	265.51	●	地域	神居
神居支所神居古潭出張所	神居町神居古潭	41	33.81	○	地域	神居
江丹別支所	江丹別町中央	20	317.29	○	地域	江丹別
江丹別支所嵐山出張所	江丹別町嵐山	24	53.02	○	地域	江丹別
永山支所	永山3条19丁目	26	516.30	○	地域	永山
東旭川支所	東旭川北1条6丁目	62	1,062.34	●	地域	東旭川
神楽支所	神楽3条6丁目	31	499.50	○	地域	神楽
西神楽支所	西神楽南1条3丁目	53	591.55	●	地域	西神楽
東鷹栖支所	東鷹栖4条3丁目	21	1,395.37	○	地域	東鷹栖
東部まちづくりセンター	豊岡3条3丁目	6	305.37	○	地域	豊岡
庁舎等 計			14 施設		25,442.52 ㎡	

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、市役所庁舎で5,101㎡、支所・出張所・まちづくりセンターで504㎡となっています。

経過年数の平均は、市役所庁舎で58年、支所・出張所・まちづくりセンターで33年となっていて、全体的に経過年数の長い施設が多い中、新総合庁舎の建設が進められているほか、「西神楽支所」は令和3年3月に「西神楽農業構造改善センター」内に移転しました。



(2) 消防施設

消防施設には、消防署、消防署出張所、消防署分遣所、消防団詰所があります。

【図表 2-16 消防施設一覧】

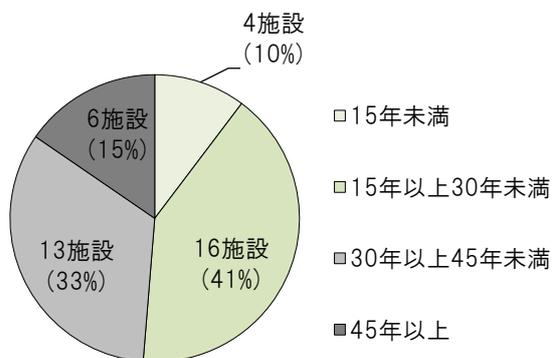
施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
消防団第1分団詰所	5条通4丁目	41	90.72	●	地域	中央・新旭川
消防団第2分団詰所	7条通14丁目	24	90.72	○	地域	中央・新旭川
消防団第3分団詰所	南2条通21丁目	36	90.72	○	地域	東光
消防団第6分団詰所	東旭川町共栄	33	90.72	○	地域	東光
消防団第7分団詰所	東旭川町旭正	18	116.64	○	地域	東旭川
消防団第8分団詰所	東旭川町日ノ出	19	90.72	○	地域	東旭川
消防団第9分団詰所	東旭川町東桜岡	13	90.72	○	地域	東旭川
消防団第10分団詰所	東旭川町豊田	32	90.72	○	地域	東旭川
消防団第11分団詰所	東旭川町米原	22	90.72	○	地域	東旭川
消防団第14分団詰所	西神楽1線18号	35	90.72	○	地域	西神楽
消防団第15分団詰所(千代ヶ岡)	西神楽2線25号	62	137.20	●	地域	西神楽
消防団第15分団詰所(就実)	西神楽1線31号	40	34.02	●	地域	西神楽
消防団第16分団詰所	神居3条9丁目	32	115.83	○	地域	神居
消防団第17分団詰所	神居町雨紛	29	90.72	○	地域	神居
消防団第18分団詰所	神居町神居古潭	39	90.72	○	地域	神居
消防団第19分団詰所	神居町豊里	23	90.72	○	地域	神居
消防団第20分団詰所(中央)	江丹別町中央	28	90.72	○	地域	江丹別
消防団第20分団詰所(芳野)	江丹別町芳野	40	90.72	●	地域	江丹別
消防団第21分団詰所(嵐山)	江丹別町嵐山	25	90.72	○	地域	江丹別
消防団第22分団詰所	東4条2丁目	31	90.72	○	地域	中央・新旭川
消防団第24分団詰所	旭町1条5丁目	34	90.72	○	地域	北星
消防団第26分団詰所	末広3条4丁目	24	90.72	○	地域	末広
消防団第27分団詰所	春光台3条5丁目	27	90.72	○	地域	春光台・鷹の巣
消防団第29分団詰所	永山町15丁目	15	90.72	○	地域	永山
消防団第30分団詰所	永山9条8丁目	16	90.72	○	地域	永山
消防団第32分団詰所	東鷹栖10線15号	26	90.72	○	地域	東鷹栖
消防団第33分団詰所	東鷹栖11線21号	21	90.72	○	地域	東鷹栖
南消防署西神楽分遣所	西神楽北1条2丁目	1	193.00	○	地域	西神楽
南消防署東旭川出張所	東旭川北1条6丁目	51	421.99	●	地域	東旭川
南消防署忠和出張所	忠和4条8丁目	30	419.93	○	地域	神居
南消防署神楽出張所	神楽4条7丁目	18	886.25	○	地域	神楽
北消防署	大町3条5丁目	29	2,355.65	○	地域	北星
北消防署春光出張所	末広4条1丁目	49	406.48	●	地域	末広

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
北消防署新旭川出張所	大雪通 8 丁目	60	444.44	○	地域	中央・新旭川
北消防署永山出張所	永山 2 条 17 丁目	54	867.39	●	地域	永山
北消防署東鷹栖分遣所	東鷹栖東 1 条 4 丁目	54	218.96	●	地域	東鷹栖
北消防署近文分遣所	緑町 16 丁目	40	190.25	●	地域	北星
南消防署豊岡出張所	豊岡 3 条 3 丁目	6	582.21	○	地域	豊岡
南消防署緑が丘出張所	緑が丘東 3 条 1 丁目	1	438.92	○	地域	緑が丘
消防施設 計			39 施設	9,915.72 ㎡		

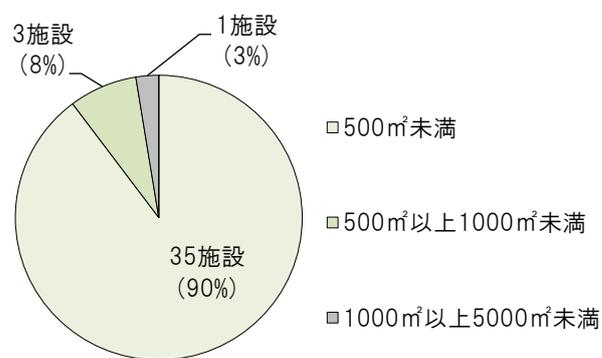
※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、消防署・消防署出張所・消防署分遣所で 619 ㎡, 消防団詰所で 92 ㎡となっていて、体育館を併設している「北消防署」のみ 1,000 ㎡を超えています。

経過年数の平均は 30 年で、30 年未満の施設が全体の半分を占めています。



■ 経過年数別施設割合



■ 延床面積別施設割合

(3) その他行政系施設

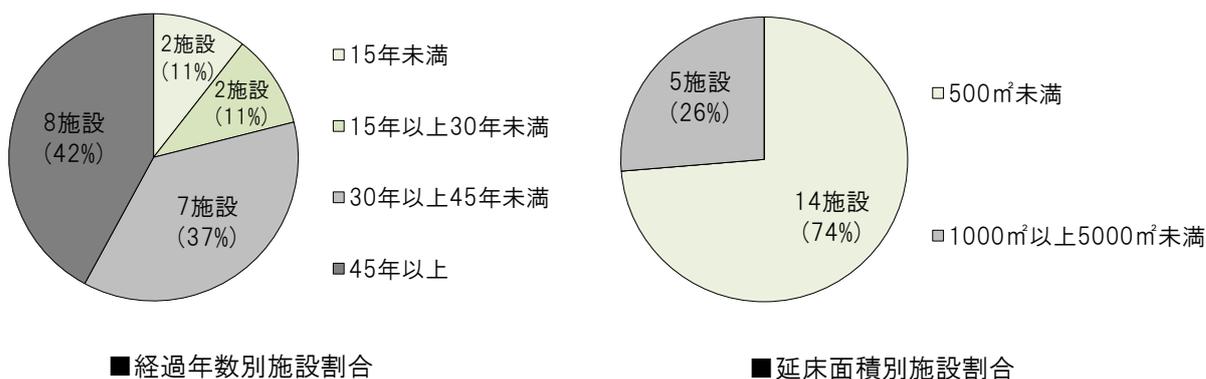
その他行政系施設には、「クリーンセンター」、「土木事業所」、「旭川空港事務所」、「総合防災センター」などがあります。

【図表 2-17 その他行政系施設一覧(借上施設除く。)]

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
東鷹栖書庫	東鷹栖 4 条 3 丁目	38	165.24	○	その他	東鷹栖
計量検査所	東 5 条 3 丁目	53	396.26	●	全市	中央・新旭川
中央環境測定局	6 条通 9 丁目	46	14.58	●	その他	中央・新旭川
新旭川環境測定局	大雪通 8 丁目	46	7.18	●	その他	中央・新旭川
北門環境測定局	錦町 21 丁目	46	7.18	●	その他	北星
クリーンセンター	東旭川町下兵村	40	2,949.53	●	全市	東旭川
市有林石垣山事業所	当麻町	23	92.74	○	その他	範囲外
都市計画課倉庫	東旭川町下兵村	9	33.05	○	その他	東旭川
土木事業所	東旭川町下兵村	39	2,421.90	○	全市	東旭川
旭川空港事務所	東神楽町東 2 線 15 号	39	3,440.37	○	全市	西神楽
総合防災センター	東光 27 条 8 丁目	12	4,959.45	○	全市	東光
8条通8丁目消防団物置	8 条通 8 丁目	57	13.44	●	その他	中央・新旭川
中園水防倉庫	江丹別町中園	59	33.05	●	その他	江丹別
西神楽水防倉庫	西神楽南 1 条 3 丁目	63	33.05	●	その他	西神楽
豊里水防倉庫	神居町豊里	29	21.81	○	その他	神居
神居水防倉庫	神居 3 条 9 丁目	32	3.78	○	その他	神居
東旭川水防倉庫	東旭川北 1 条 6 丁目	30	18.90	○	その他	東旭川
子ども総合相談センター	10 条通 11 丁目	31	2,046.14	○	全市	中央・新旭川
選挙管理委員会倉庫	3 条通 2 丁目	59	275.36	●	その他	中央・新旭川
その他行政系施設 計			19 施設 16,933.01 ㎡			

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」、「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 891 ㎡、経過年数の平均は 40 年となっていて、30 年以上経過した施設が全体の 80%近くを占めています。



9 市営住宅

市営住宅には、公営住宅法等の法令に基づき設置されたもののほか、市独自の施策によって設置されたものがあります。

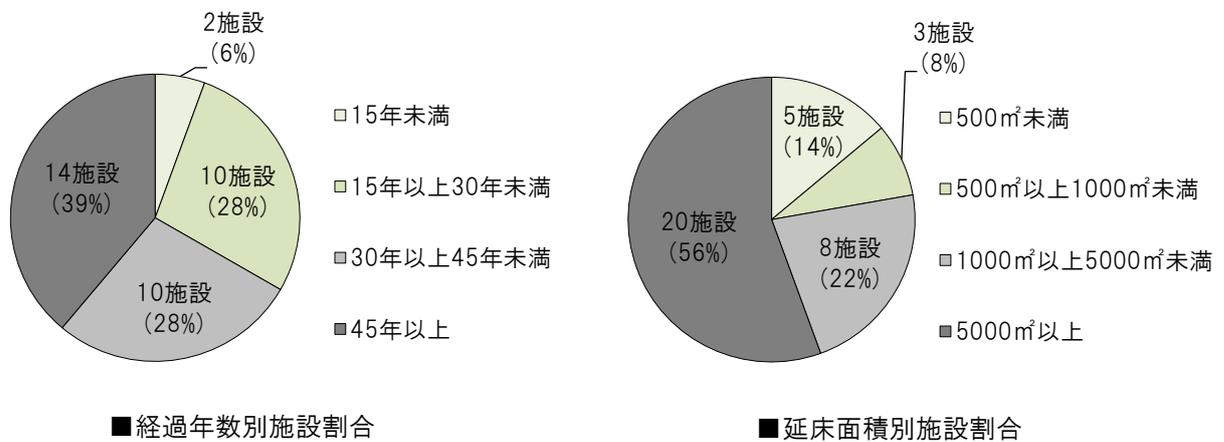
【図表 2-18 市営住宅一覧】

施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
中央団地	8条通8丁目	71	1,275.42	○	地域	中央・新旭川
緑町団地	緑町24丁目	39	6,831.61	○	地域	北星
第1豊岡団地	6条通24丁目	67	12,408.19	○	地域	中央・新旭川
第2豊岡団地	豊岡5条1丁目	65	19,229.74	○	地域	豊岡
第3豊岡団地	豊岡6条1丁目	62	12,581.59	○	地域	豊岡
東豊団地	豊岡4条3丁目	56	741.37	○	地域	豊岡
第1東光団地	東光10条3丁目	33	19,244.19	○	地域	東光
第3東光団地	東光12条4丁目	30	15,118.09	○	地域	東光
神居団地	神居4条12丁目	24	23,175.16	○	地域	神居
亀吉団地	5条西8丁目	29	4,456.22	○	地域	中央・新旭川
新町団地	東旭川北1条6丁目	67	365.06	○	地域	東旭川
南町団地	東旭川南2条6丁目	11	5,174.78	○	地域	東旭川
旭正団地	東旭川町旭正	59	375.01	○	地域	東旭川
江丹別団地	江丹別町中央	32	297.49	○	地域	江丹別
第1永山団地	永山1条17丁目	19	8,091.95	○	地域	永山
第2永山団地	永山6条15丁目	18	17,615.82	○	地域	永山
春光1区団地	春光5条1丁目	24	4,370.22	○	地域	春光
春光2区団地	春光4条4丁目	24	18,470.32	○	地域	春光
春光6区団地	春光1条8丁目	26	27,292.83	○	地域	春光
大町団地	春光町	59	1,424.05	○	地域	春光
春光台団地	春光台4条4丁目	15	35,658.71	○	地域	春光台・鷹の巣
神楽岡団地	神楽岡12条2丁目	22	4,888.82	○	地域	神楽
藤岡団地	西神楽南2条4丁目	56	503.51	○	地域	西神楽
瑞穂団地	西神楽2線10号	55	492.66	○	地域	西神楽
高台団地	西神楽南2条1丁目	53	1,260.98	○	地域	西神楽
千代ヶ岡団地	西神楽1線24号	52	645.88	○	地域	西神楽
東鷹栖団地	東鷹栖4条4丁目	23	5,830.93	○	地域	東鷹栖
第4東鷹栖団地	東鷹栖4線15号	53	316.96	○	地域	東鷹栖
神楽岡ニュータウン団地	緑が丘3条2丁目	49	46,928.47	○	地域	緑が丘
愛宕団地	豊岡15条6丁目	42	9,925.69	○	地域	豊岡
朝日団地	豊岡13条1丁目	41	7,247.52	○	地域	豊岡

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
新富団地	東3条8丁目	40	4,503.85	○	地域	中央・新旭川
忠和団地	忠和3条8丁目	39	29,993.57	○	地域	神居
緑が丘東団地	緑が丘東2条4丁目	35	19,018.74	○	地域	緑が丘
川端団地	川端町5条10丁目	34	4,855.81	○	地域	北星
北彩都団地	宮下通13丁目	7	14,506.12	○	地域	中央・新旭川
市営住宅 計			36 施設	385,117.33 ㎡		

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は10,698㎡,経過年数の平均は40年となっていて,全施設で耐震性があることを確認しています。



10 公園

公園には、都市公園法に基づき設置している都市公園のほか、農村地域の生活環境の改善や農村と都市の交流促進を目的とする農村公園があり、ここでは都市公園 258 施設、農村公園 2 施設の計 260 施設における公共建築物を対象とします。

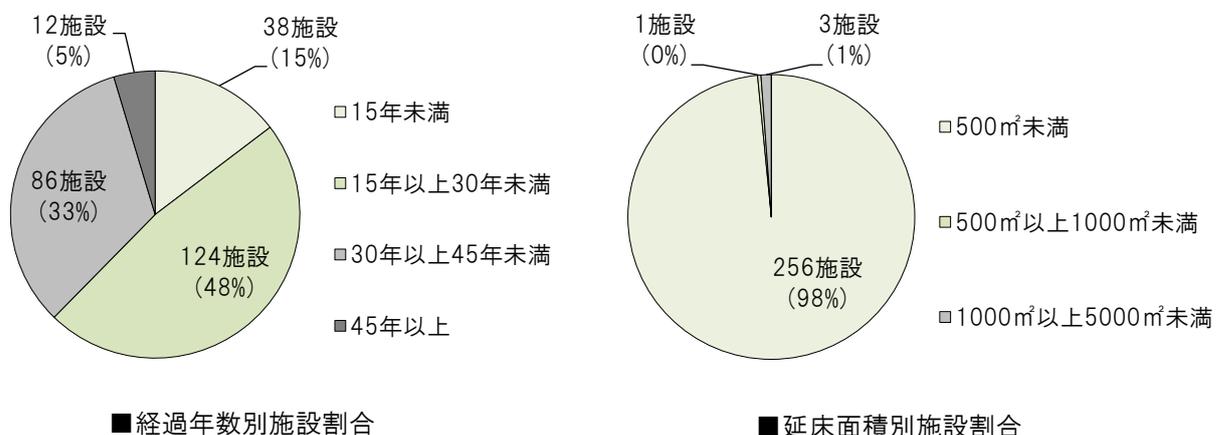
【図表 2-19 公園一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
常磐公園施設	常磐公園	42	1,071.57	●	全市	中央・新旭川
神楽岡公園施設	神楽岡公園	28	1,149.44	○	全市	神楽
春光台公園施設	字近文 6 線 3 号	37	813.23	○	全市	春光台・鷹の巣
忠和公園施設	神居町忠和	24	190.12	○	全市	神居
カムの杜公園	神居町富沢	32	340.65	○	地域	神居
新富公園	新富 3 条 2 丁目	37	134.28	○	地域	中央・新旭川
クリスタルパーク	神楽 3 条 7 丁目	16	213.79	○	地域	神楽
永山中央公園	永山 6 条 17 丁目	16	289.33	○	地域	永山
千代の山公園	春光台 3 条 3 丁目	42	127.71	●	地域	春光台・鷹の巣
西神楽公園	西神楽南 1 条 1 丁目	42	411.21	●	地域	西神楽
嵐山公園	鷹栖町	52	1,290.80	●	地域	江丹別
旭山公園	東旭川町倉沼	7	155.01	○	地域	東旭川
ガーデンセンター(宮前公園管理棟)	宮前 2 条 1 丁目	6	390.32	○	全市	中央・新旭川
外 247 施設						
公園 計			260 施設	9,481.02 ㎡		

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は約 36 ㎡で、トイレなど用途が限定された小規模施設が多く、10 ㎡未満のものは 197 施設あります。

経過年数の平均は 26 年で、経過年数が短めの施設が多く、耐震性のある施設の割合も比較的高くなっています。



11 供給処理施設

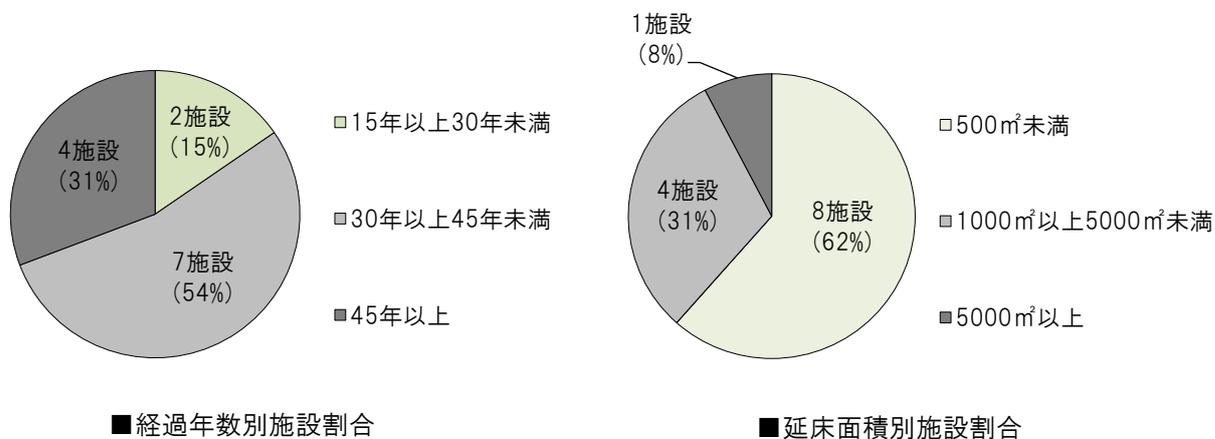
供給処理施設には、「近文清掃工場」、「廃棄物処分場」、「近文リサイクルプラザ」などのごみ処理関連施設のほか、「春光台汚水処理施設」や「環境センター」のような雑排水・汚泥等処理施設，飲料水供給施設などがあります。

【図表 2-20 供給処理施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
春光台汚水処理施設	春光台 5 条 8 丁目	35	303.18	○	地域	春光台・鷹の巣
中園廃棄物最終処分場	江丹別町中園	42	1,197.57	●	全市	江丹別
環境センター	東旭川町上兵村	30	3,413.53	○	全市	東旭川
近文清掃工場	近文町 13 丁目	25	9,126.16	○	全市	北星
廃棄物処分場	江丹別町芳野	18	3,197.52	○	全市	江丹別
近文リサイクルプラザ	近文町 14 丁目	46	2,102.90	○	全市	北星
共有地地区飲料水供給施設	新開	55	7.83	●	地域	西神楽
共有地地区飲料水浄水施設	西神楽南 15 号	32	35.94	○	地域	西神楽
共栄地区専用水道施設	神居町共栄	33	168.80	○	地域	神居
春志内地区飲料水供給施設	神居町春志内	51	23.20	●	地域	神居
春日地区飲料水供給施設	江丹別町春日	45	3.24	●	地域	江丹別
神華地区飲料水供給施設	神居町神華	37	39.03	○	地域	神居
新開地区飲料水供給施設	西神楽南 13 号	34	173.31	○	地域	西神楽
供給処理施設 計			13 施設	19,792.21 ㎡		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」，「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 1,522 ㎡，経過年数の平均は 37 年で，多くの施設で老朽化への対応が課題となっています。



12 その他

その他の施設には、「7条駐車場」、「旭川聖苑」、「動物愛護センター」、「旭川駅前広場駐車駐輪場」、廃校となった学校施設、公衆トイレなどがあります。

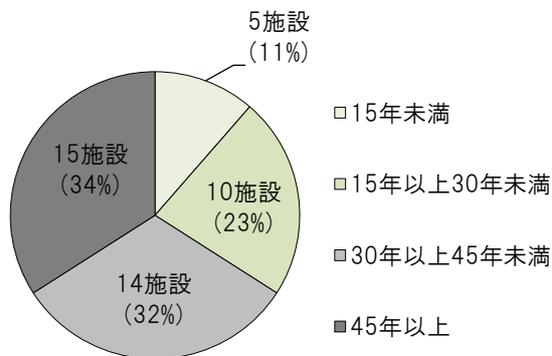
【図表 2-21 その他一覧(借上施設除く。)]

施設名	所在地	経過 年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の 提供範囲	地 域
7条駐車場	7条通9丁目	46	8,011.01	●	全市	中央・新旭川
近文墓地	字近文6線1号	43	6.48	●	その他	春光台・鷹の巣
神居墓地	神居町神岡	43	13.77	●	その他	神居
永山墓地	永山町9丁目	20	19.31	○	その他	永山
愛宕墓地	豊岡10条4丁目	32	7.35	○	その他	豊岡
2号墓地	春光台5条6丁目	13	10.80	○	その他	春光台・鷹の巣
3号墓地	東鷹栖5線12号	44	14.53	●	その他	東鷹栖
旭川聖苑	東旭川町倉沼	21	6,370.14	○	全市	東旭川
台場テレビ放送中継局	神居町富岡	23	7.59	○	全市	神居
旧東旭川中央会館	東旭川北1条6丁目	57	535.35	●	その他	東旭川
旧豊里小中学校貸付建物	神居町豊里	35	2,282.86	○	その他	神居
旧旭川第4小学校貸付建物	東旭川町豊田	47	1,564.68	●	その他	東旭川
高齢者施設貸付家屋	東鷹栖4線18号	38	49.61	○	地域	東鷹栖
旧小鳩保育園	永山7条6丁目	54	285.93	●	その他	永山
旧米原保育所	東旭川町米原	36	119.88	○	地域	東旭川
旧豊里保育所	神居町豊里	31	113.40	○	地域	神居
旭川しらかば共同作業所貸付建物	春光3条6丁目	58	249.37	●	その他	春光
動物愛護センター	7条通10丁目	8	734.54	○	全市	中央・新旭川
神居古潭石狩川左岸河川敷トイレ	神居町神居古潭	20	23.47	○	その他	神居
見本林簡易式バイオトイレ	神楽7条9丁目	21	13.04	○	その他	神楽
旭川駅前広場駐車駐輪場	宮下通8丁目	8	2,436.72	○	全市	中央・新旭川
井上靖通トイレ	春光4条2丁目	26	24.30	○	その他	春光
永山取水施設管理棟	東鷹栖1線15号	23	660.20	○	その他	東鷹栖
大町通歩行者専用道便所	大町1条7丁目	31	22.30	○	その他	北星
旧南消防署東出張所	3条通20丁目	58	289.21	●	地域	中央・新旭川
旧南消防署豊岡出張所	豊岡4条3丁目	56	303.20	●	その他	豊岡
旧旭川第2小学校	東旭川町旭正	29	2,541.91	○	地域	東旭川
旧聖和小学校	西神楽1線18号	42	1,622.75	○	その他	西神楽
旧千代ヶ岡小学校	西神楽3線25号	23	2,202.81	○	地域	西神楽
北海道旭川高等支援学校貸付建物	5条西5丁目	44	6,533.71	○	その他	中央・新旭川
旧北都中学校	8条通16丁目	62	6,161.03	●	その他	中央・新旭川
旧旭川第2中学校	東旭川町共栄	36	3,187.08	○	地域	東光

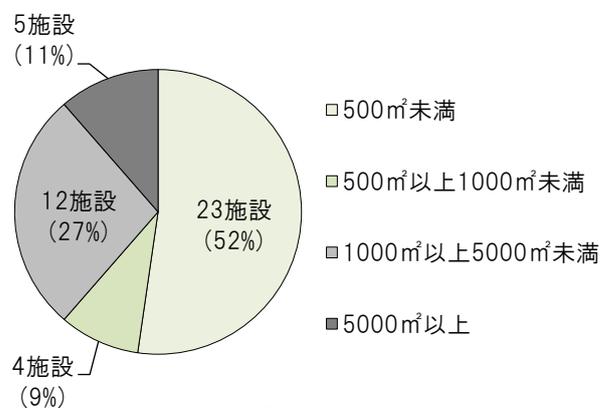
施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	耐震	機能の提供範囲	地域
旧神居古潭小中学校	神居町神居古潭	44	1,964.86	○	その他	神居
旧千代ヶ岡中学校	西神楽3線25号	56	1,926.38	●	その他	西神楽
旧雨紛中学校	神居町雨紛	35	2,319.64	○	その他	神居
旧旭川第1小学校教員住宅	東旭川町米原	53	97.36	●	その他	東旭川
旧聖和小学校教員住宅	西神楽1線18号	53	137.75	●	その他	西神楽
旧旭川北都商業高等学校	台場2条1丁目	54	8,247.32	●	その他	神居
旧東旭川学校給食共同調理所	東旭川町上兵村	53	781.16	●	全市	東旭川
旧天文台	常磐公園	70	15.50	●	その他	中央・新旭川
旧東海大学旭川キャンパス施設	神居町忠和	28	3,631.51	○	その他	神居
旧川のおもしろ館	常磐公園	53	1,349.61	●	その他	中央・新旭川
旭山共同墓地	東旭川町倉沼	3	7.29	○	その他	東旭川
旭川移住生活体験住宅(車庫)	江丹別町共和71-7	11	43.74	○	その他	江丹別
その他 計	44施設 66,940.45㎡					

※表中の「耐震」欄～「○:耐震性あり」,「●:要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は1,521㎡,経過年数の平均は37年となっていて,30年以上経過した施設が全体の66%を占めています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

13 借上施設

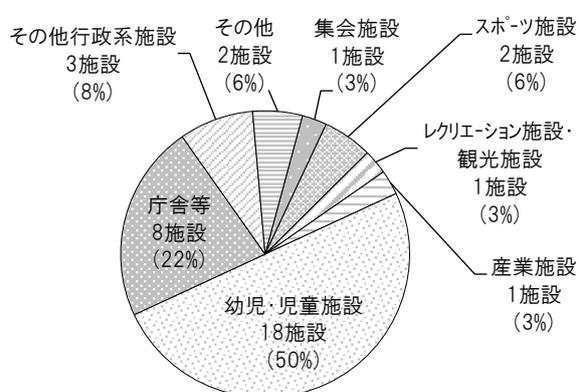
本市では、執務室としての利用や市民の福祉増進等を目的として、次の施設を借り上げています。

【図表 2-22 借上施設一覧】

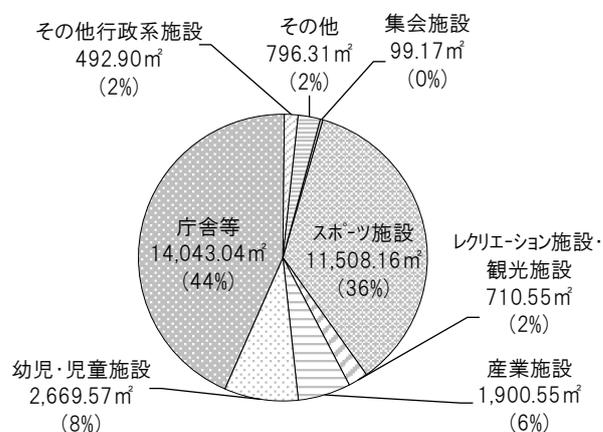
施設名	所在地	用途 (中分類)	延床面積 (㎡)	機能の 提供範囲	地 域
春光6区会館	春光1条9丁目	集会施設	99.17	地域	春光
大成市民センター	6・7条通14丁目	スポーツ施設	2,047.88	全市	中央・新旭川
道北アークス大雪アリーナ	神楽4条7丁目	スポーツ施設	9,460.28	全市	神楽
旭山動物園東門及び管理事務所	東旭川町倉沼	レクリエーション施設 ・観光施設	710.55	全市	東旭川
工芸センター事務所・工房・ 研究室	緑が丘東1条3丁目	産業施設	1,900.55	全市	緑が丘
春光・春光第二放課後児童クラブ	末広東1条1丁目	幼児・児童施設	264.44	地域	末広
朝日放課後児童クラブ	5条通19丁目	幼児・児童施設	114.04	地域	中央・新旭川
神楽岡第二放課後児童クラブ	神楽岡14条3丁目	幼児・児童施設	221.86	地域	神楽
こども向け屋内遊戯場	1条通8丁目	幼児・児童施設	946.50	全市	中央・新旭川
永山第三放課後児童クラブ	永山2条18丁目	幼児・児童施設	129.60	地域	永山
東光第三放課後児童クラブ	東光18条6丁目	幼児・児童施設	64.35	地域	東光
近文第二放課後児童クラブ	錦町15丁目	幼児・児童施設	138.47	地域	北星
新富第二放課後児童クラブ	新富1条3丁目	幼児・児童施設	96.00	地域	中央・新旭川
東五条第二放課後児童クラブ	東5条6丁目	幼児・児童施設	61.16	地域	中央・新旭川
神居東第二放課後児童クラブ	神居2条16丁目	幼児・児童施設	85.04	地域	神居
神居第二放課後児童クラブ	神居5条7丁目	幼児・児童施設	95.58	地域	神居
千代田第三放課後児童クラブ	東光10条3丁目	幼児・児童施設	59.50	地域	東光
神楽第二放課後児童クラブ	神楽5条6丁目	幼児・児童施設	72.90	地域	神楽
永山南第四放課後児童クラブ	永山11条4丁目	幼児・児童施設	59.62	地域	永山
豊岡第三放課後児童クラブ	豊岡8条3丁目	幼児・児童施設	38.44	地域	豊岡
末広北第二放課後児童クラブ	末広5条11丁目	幼児・児童施設	51.84	地域	末広
緑新第二放課後児童クラブ	神楽岡6条6丁目	幼児・児童施設	81.81	地域	緑が丘
知新第二放課後児童クラブ	6条通11丁目	幼児・児童施設	88.42	地域	中央・新旭川
第二庁舎事務所	7条通10丁目	庁舎等	9,378.41	全市	中央・新旭川
教育委員会事務所	6条通8丁目	庁舎等	881.95	全市	中央・新旭川
まちなか市民プラザ	1条通8丁目	庁舎等	2,677.60	全市	中央・新旭川
経済交流課執務室	神楽4条6丁目	庁舎等	88.80	全市	神楽
観光課執務室	5条通7丁目	庁舎等	107.93	全市	中央・新旭川
旭川まちなかしごとプラザ等	2条通7丁目	庁舎等	263.48	全市	中央・新旭川
東旭川支所米飯出張所	東旭川町豊田	庁舎等	7.50	地域	東旭川
農政部等事務所	上常盤町1丁目	庁舎等	637.37	全市	中央・新旭川

施設名	所在地	用途 (中分類)	延床面積 (㎡)	機能の 提供範囲	地 域
文書保存倉庫	東5条7丁目	その他行政系施設	324.00	その他	中央・新旭川
国際定期便事務室等	東神楽町東2線 16号98番地	その他行政系施設	66.00	全市	西神楽
旭川市情報コーナー	7条通14丁目65番1	その他行政系施設	102.90	全市	中央・新旭川
食肉衛生検査所	東鷹栖6線12号	その他	417.65	全市	東鷹栖
資料保管所	9条通11丁目	その他	378.66	その他	中央・新旭川
借上施設 計		36施設	32,220.25㎡		

用途別(中分類)の施設数割合では、幼児・児童施設が50%、庁舎等が22%と多くを占める一方、面積割合では、庁舎等が44%、スポーツ施設が36%と多くなっています。



■用途別(中分類)施設数割合

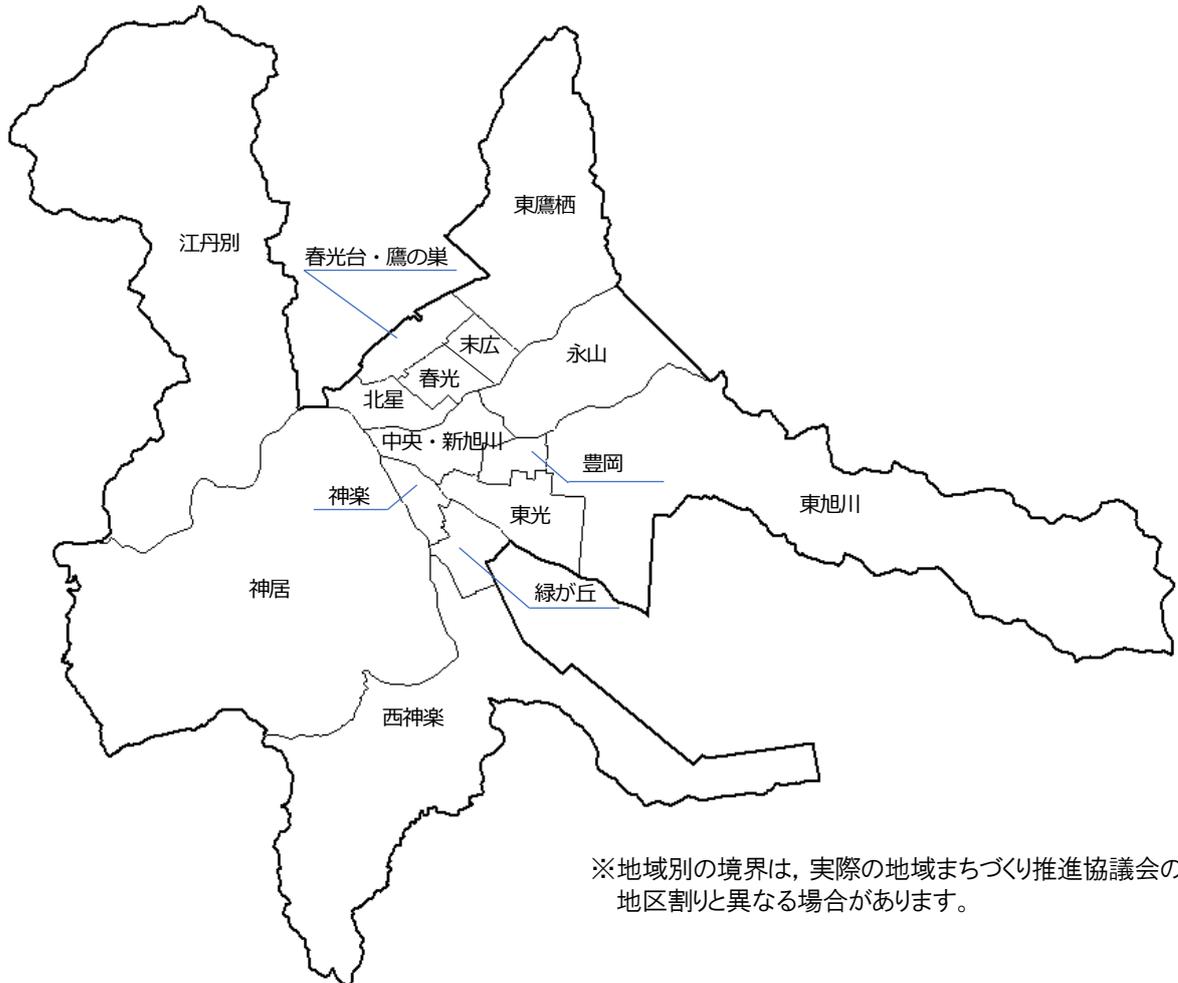


■用途別(中分類)延床面積割合

第3章 地域別の公共建築物の状況

広大な行政面積を有する本市では、地形的特徴、都市機能の集積状況などにより多様な生活圏が形成されています。ここでは地域特性を踏まえつつ課題を把握するため、「地域まちづくり推進協議会」の区分により本市を15地域に分け、公共建築物の現状を見ていきます。

【図表 3-1 旭川市地域まちづくり推進協議会区分図】

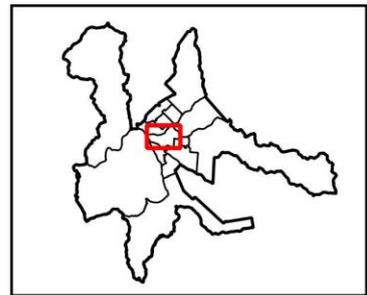
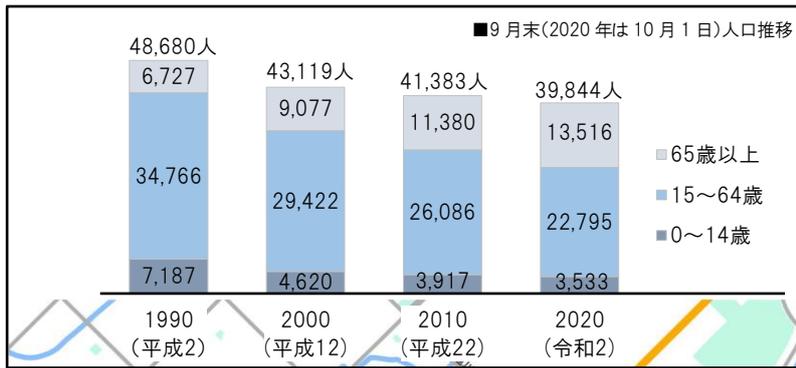


【図表 3-2 地域別の公共建築物の設置状況】

地域名	施設数	延床面積 (㎡)	人口 (人)	人口1人当たり 延床面積(㎡/人)
中央・新旭川	82 (97)	188,410.64 (206,516.94)	40,001	4.71 (5.16)
豊岡	39 (40)	84,650.64 (84,689.08)	24,515	3.45 (3.45)
東光	67 (69)	130,504.31 (130,628.16)	49,310	2.65 (2.65)
北星	51 (52)	83,149.73 (83,288.20)	30,826	2.70 (2.70)
末広	45 (47)	49,340.45 (49,656.73)	28,100	1.76 (1.77)
春光	28 (29)	91,011.95 (91,111.12)	16,161	5.63 (5.64)
春光台・鷹の巣	26	53,682.66	11,433	4.70
神居	76 (78)	139,794.11 (139,974.73)	30,757	4.55 (4.55)
江丹別	26	17,879.85	277	64.55
永山	53 (55)	75,607.92 (75,797.14)	42,341	1.79 (1.79)
東旭川	60 (62)	82,253.72 (82,971.77)	13,657	6.02 (6.08)
神楽	32 (36)	45,088.41 (54,932.25)	16,655	2.71 (3.30)
緑が丘	33 (35)	95,906.63 (97,888.99)	19,235	4.99 (5.09)
西神楽	26 (27)	22,635.57 (22,701.57)	3,006	7.53 (7.55)
東鷹栖	25 (26)	25,502.36 (25,920.01)	5,046	5.05 (5.14)
範囲外	1	92.74	1,290	0.07
合計	670 (706)	1,185,511.69 (1,217,731.94)	332,610	3.56 (3.66)

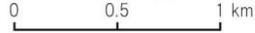
※括弧内は、借上施設を含む数値です。

1 中央・新旭川地域



※放課後児童クラブ、公園、借上施設(事務所・倉庫等)、50㎡以下の小規模な施設は記載を省略

公共建築物配置図



部分拡大図

- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◆ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

中央・新旭川地域の公共建築物は、施設数 97、延床面積 206,516.94 m²となっていて、施設数・延床面積ともに 15 地域中で最大となっています。

この地域には「市民文化会館」、「中央図書館」、「総合庁舎」などの大規模施設をはじめ、市内全域を利用圏とする施設が集積していて、総延床面積の 43%を占めています。

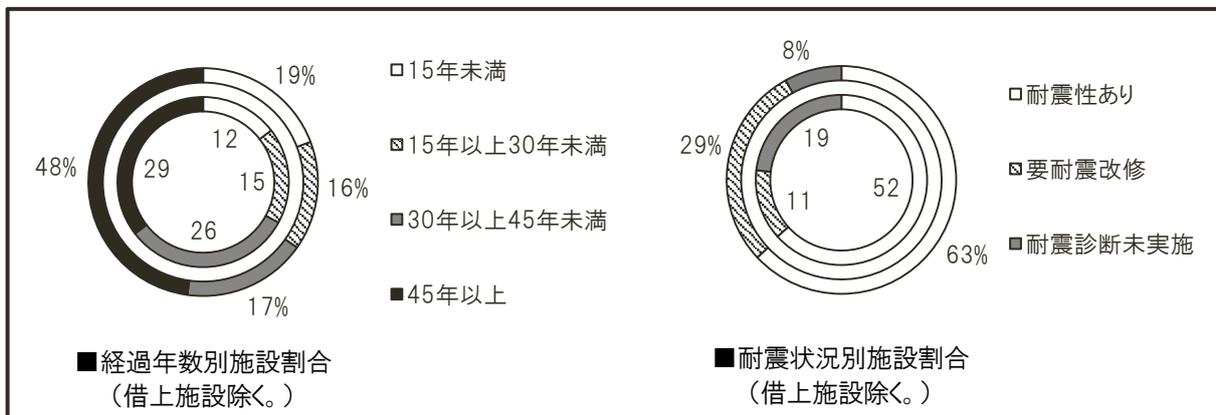
用途別では市全体の平均^{*6}に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに、市民文化系施設、行政系施設が大きくなっています。

【図表 3-3 中央・新旭川地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲			その他	
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	23,212.32	2,512.97	0.00	25,725.29	12%	40,001	0.58	0.06	0.00	0.64
社会教育系施設	9,465.89	0.00	0.00	9,465.89	5%		0.24	0.00	0.00	0.24
スポーツ・レクリエーション系施設	2,397.80	0.00	0.00	2,397.80	1%		0.06	0.00	0.00	0.06
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	59,853.96	0.00	59,853.96	29%		0.00	1.50	0.00	1.50
子育て支援系施設	682.22	847.62	0.00	1,529.84	1%		0.02	0.02	0.00	0.04
保健・福祉系施設	0.00	994.97	0.00	994.97	0%		0.00	0.02	0.00	0.02
行政系施設	22,844.86	716.60	310.56	23,872.02	12%		0.57	0.02	0.01	0.60
市営住宅	0.00	37,149.80	0.00	37,149.80	18%		0.00	0.93	0.00	0.93
公園	1,461.89	427.85	0.00	1,889.74	1%		0.04	0.01	0.00	0.05
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	11,182.27	289.21	14,059.85	25,531.33	12%		0.28	0.01	0.35	0.64
合計	71,247.25	102,792.98	14,370.41	188,410.64	91%		—	1.78	2.57	0.36
借上施設	17,044.02	359.62	702.66	18,106.30	9%	—	0.43	0.01	0.02	0.45
合計(借上施設含む。)	88,291.27	103,152.60	15,073.07	206,516.94	100%	—	2.21	2.58	0.38	5.16

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 82 施設中 55 施設、面積割合では 65%となっていて、大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「市民文化会館」や「総合庁舎」など 11 施設、耐震診断未実施のものが 19 施設あります。



※内側が施設数，外側が面積割合

^{*6} 市全体の平均については、6 ページの【図表 2-1 旭川市の公共建築物の設置状況】を参照(次ページ以降も同様)

豊岡地域の公共建築物は、施設数 40、延床面積 84,689.08 m²となっています。

ほぼ全施設が地域内を主な利用圏としていますが、隣接する中央・新旭川、東光、東旭川地域には市内全域を利用圏とする施設が多く設置されています。

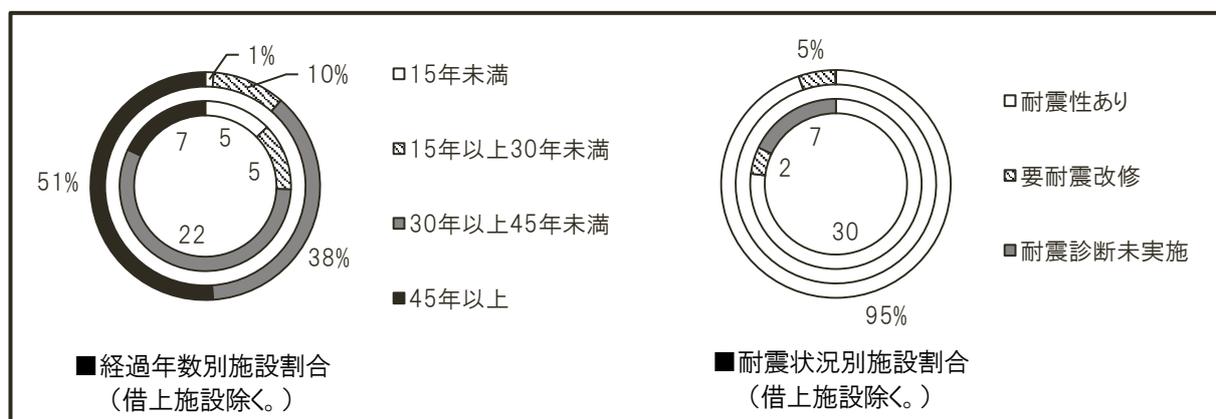
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口1人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の96%を占めています。また、「愛宕公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-4 豊岡地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	1,534.11	0.00	1,534.11	2%	0.00	0.06	0.00	0.06	
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00	
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00	
学校教育系施設	0.00	31,718.43	0.00	31,718.43	37%	0.00	1.29	0.00	1.29	
子育て支援系施設	0.00	217.49	0.00	217.49	0%	0.00	0.01	0.00	0.01	
保健・福祉系施設	0.00	94.53	0.00	94.53	0%	0.00	0.00	0.00	0.00	
行政系施設	0.00	887.58	0.00	887.58	1%	0.00	0.04	0.00	0.04	
市営住宅	0.00	49,725.91	0.00	49,725.91	59%	0.00	2.03	0.00	2.03	
公園	0.00	162.04	0.00	162.04	0%	0.00	0.01	0.00	0.01	
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	0.00	0.00	310.55	310.55	0%	0.00	0.00	0.01	0.01	
合計	0.00	84,340.09	310.55	84,650.64	100%	—	0.00	3.44	0.01	3.45
借上施設	0.00	38.44	0.00	38.44	0%	—	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(借上施設含む。)	0.00	84,378.53	310.55	84,689.08	100%	—	0.00	3.44	0.01	3.45

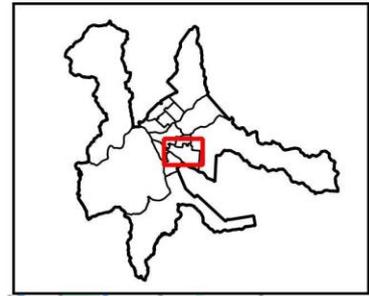
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 39 施設中 29 施設、面積割合では 89%となっていて、大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「豊岡小学校」を含む 2 施設、耐震診断未実施のものが 7 施設あります。



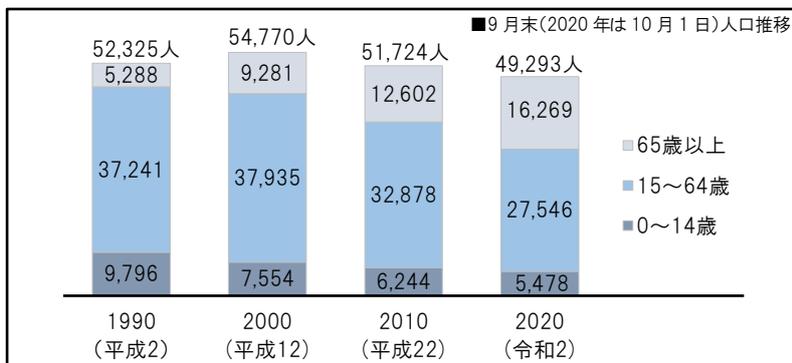
※内側が施設数，外側が面積割合

3 東光地域



※放課後児童クラブ、公園、借上施設(事務所・倉庫等), 50㎡以下の小規模な施設は記載を省略

公共建築物配置図



- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◆ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

東光地域の公共建築物は、施設数 69、延床面積 130,628.16 m²となっていて、施設数・延床面積ともに比較的大きいものの、人口も 15 地域中で最大の地域であるため、人口 1 人当たり延床面積は小さくなっています。

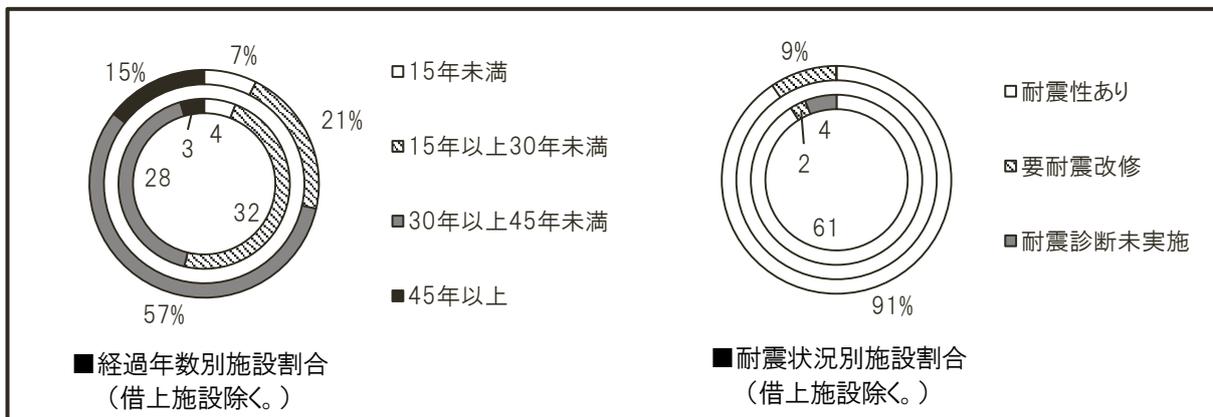
用途別では、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに、市営住宅が市全体の平均より小さくなっています。また、令和 2 年度には「東光スポーツ公園武道館」が供用開始となっています。

【図表 3-5 東光地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	1,656.02	2,487.38	0.00	4,143.40	3%	49,310	0.03	0.05	0.00	0.08	
社会教育系施設	6,339.85	1,065.59	0.00	7,405.44	6%		0.13	0.02	0.00	0.15	
スポーツ・レクリエーション系施設	5,934.76	1,102.72	0.00	7,037.48	5%		0.12	0.02	0.00	0.14	
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
学校教育系施設	0.00	62,420.19	0.00	62,420.19	48%		0.00	1.27	0.00	1.27	
子育て支援系施設	0.00	724.88	0.00	724.88	1%		0.00	0.01	0.00	0.01	
保健・福祉系施設	5,692.41	0.00	0.00	5,692.41	4%		0.12	0.00	0.00	0.12	
行政系施設	4,959.45	181.44	0.00	5,140.89	4%		0.10	0.00	0.00	0.10	
市営住宅	0.00	34,362.28	0.00	34,362.28	26%		0.00	0.70	0.00	0.70	
公園	0.00	390.26	0.00	390.26	0%		0.00	0.01	0.00	0.01	
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	0.00	3,187.08	0.00	3,187.08	2%		0.00	0.06	0.00	0.06	
合計	24,582.49	105,921.82	0.00	130,504.31	100%		—	0.50	2.15	0.00	2.65
借上施設	0.00	123.85	0.00	123.85	0%		—	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(借上施設含む。)	24,582.49	106,045.67	0.00	130,628.16	100%	—	0.50	2.15	0.00	2.65	

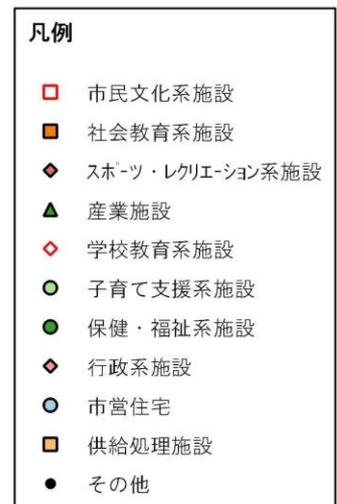
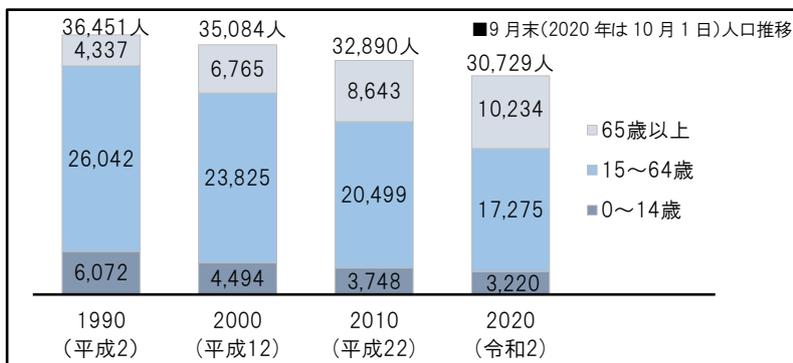
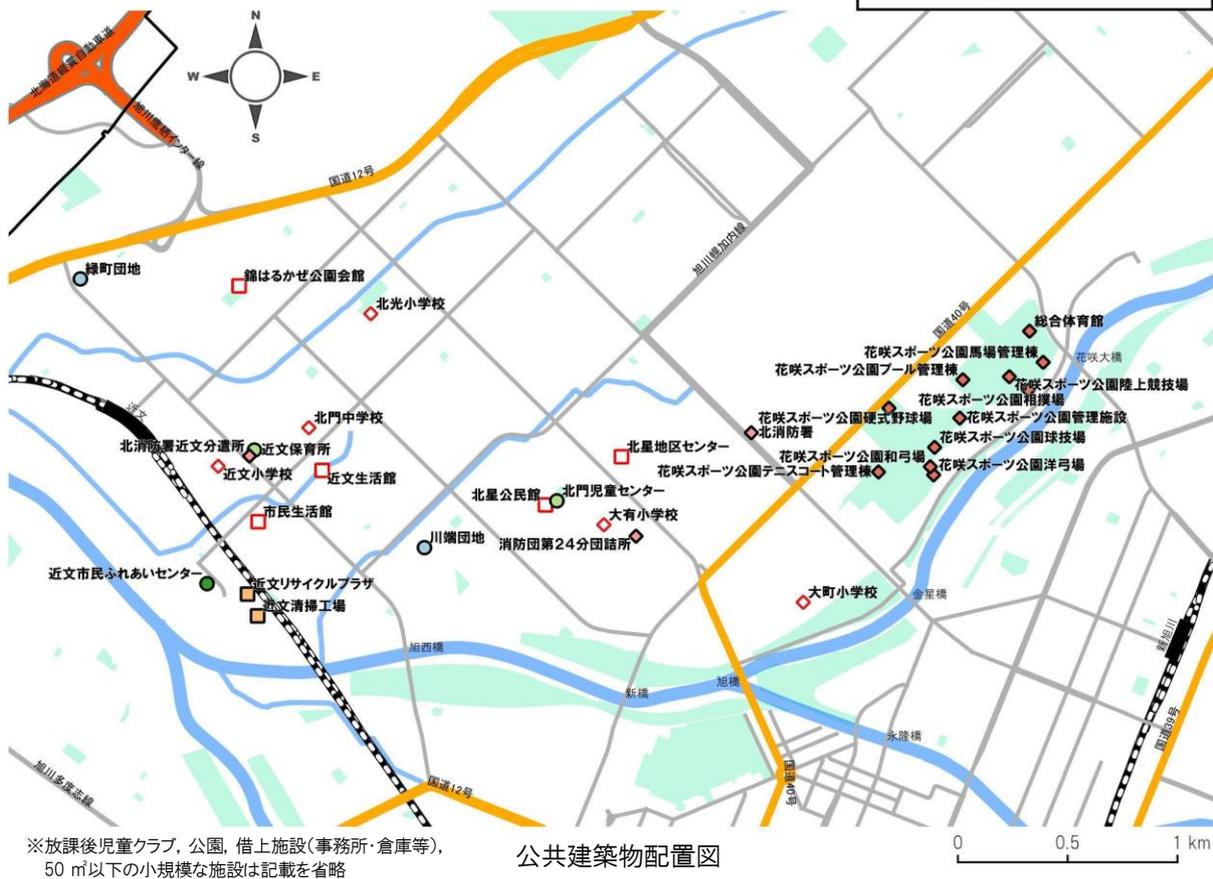
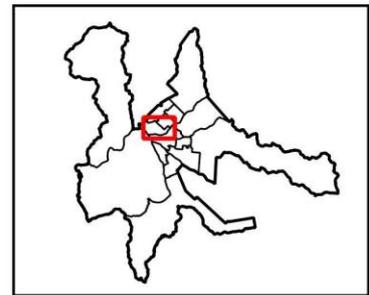
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 67 施設中 31 施設、面積割合では 72%となっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「千代田小学校」と「東栄小学校」の 2 施設、耐震診断未実施のものが 4 施設あります。なお、「東栄小学校」については、令和 3 年 1 月に新校舎(耐震性あり)が供用開始となっています。



※内側が施設数，外側が面積割合

4 北星地域



北星地域の公共建築物は、施設数 52、延床面積 83,288.20 m²となっています。

「総合体育館（リアルター夢りんご体育館）」、「近文清掃工場」のような大規模施設をはじめ、「花咲スポーツ公園」の各施設など、市内全域を利用圏とする施設が多く、総延床面積の 34%を占めています。

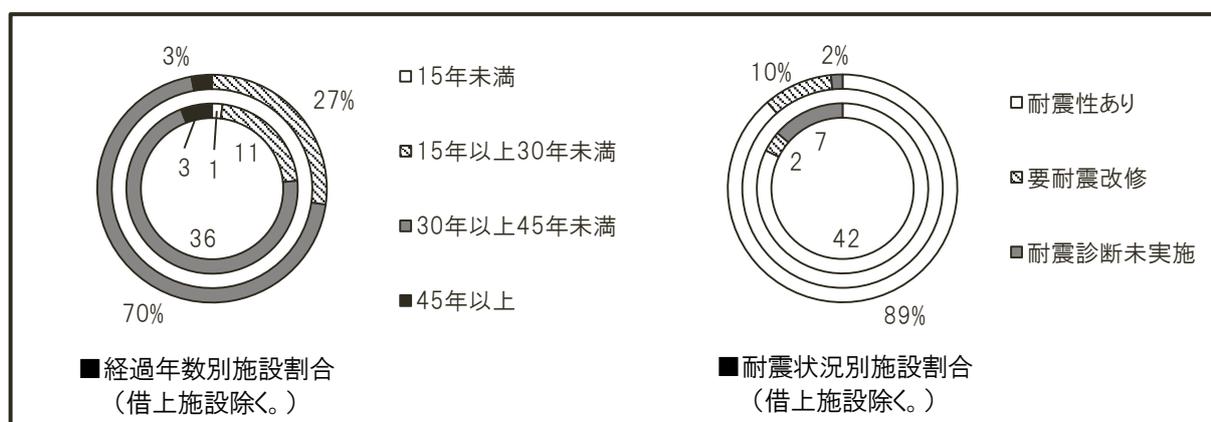
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに、スポーツ・レクリエーション系施設、供給処理施設が大きい一方、市営住宅が小さくなっています。また、「北星公民館」、「北光小学校」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-6 北星地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	2,770.35	0.00	2,770.35	3%	30,826	0.00	0.09	0.00	0.09	
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	16,707.41	0.00	0.00	16,707.41	20%		0.54	0.00	0.00	0.54	
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
学校教育系施設	0.00	33,377.13	0.00	33,377.13	40%		0.00	1.08	0.00	1.08	
子育て支援系施設	0.00	1,185.07	0.00	1,185.07	1%		0.00	0.04	0.00	0.04	
保健・福祉系施設	0.00	3,398.66	0.00	3,398.66	4%		0.00	0.11	0.00	0.11	
行政系施設	0.00	2,636.62	7.18	2,643.80	3%		0.00	0.09	0.00	0.09	
市営住宅	0.00	11,687.42	0.00	11,687.42	14%		0.00	0.38	0.00	0.38	
公園	0.00	128.53	0.00	128.53	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
供給処理施設	11,229.06	0.00	0.00	11,229.06	13%		0.36	0.00	0.00	0.36	
その他	0.00	0.00	22.30	22.30	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	27,936.47	55,183.78	29.48	83,149.73	100%		—	0.91	1.79	0.00	2.70
借上施設	0.00	138.47	0.00	138.47	0%		—	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(借上施設含む。)	27,936.47	55,322.25	29.48	83,288.20	100%	—	0.91	1.79	0.00	2.70	

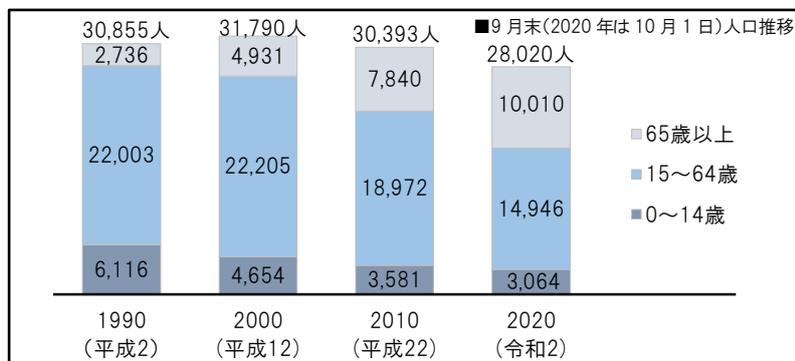
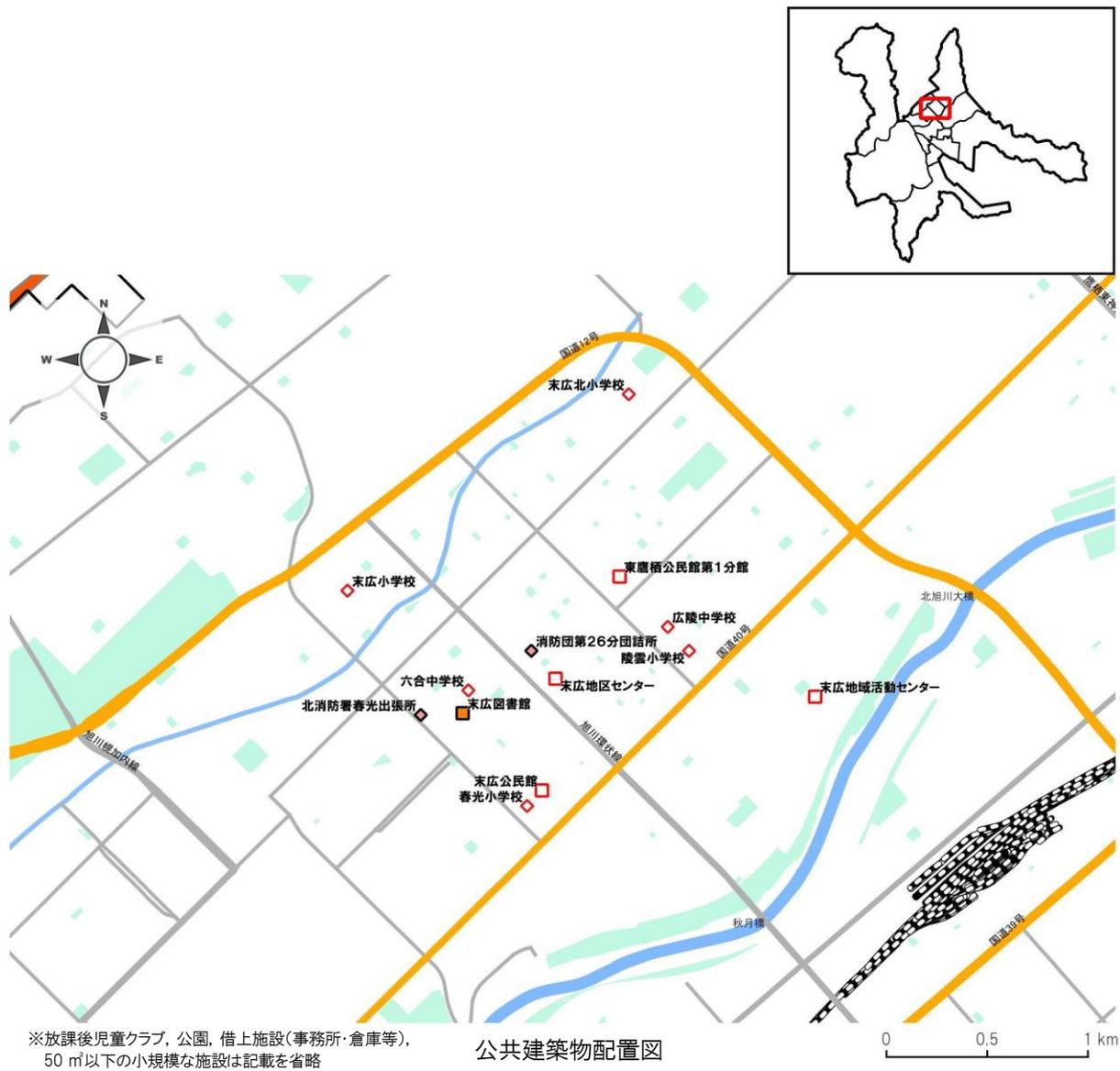
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 51 施設中 39 施設、面積割合では 73%となっていて、大規模施設に経過年数の長いものが増えてきました。

耐震状況については、耐震性のないものが「総合体育館」と「花咲スポーツ公園馬場管理棟」の 2 施設、耐震診断未実施のものが 7 施設あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

5 末広地域



- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◆ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

末広地域の公共建築物は、施設数 47、延床面積 49,656.73 m²となっていて、人口 1 人当たり延床面積は 15 地域中で最も小さく、全施設が地域内を主な利用圏としています。

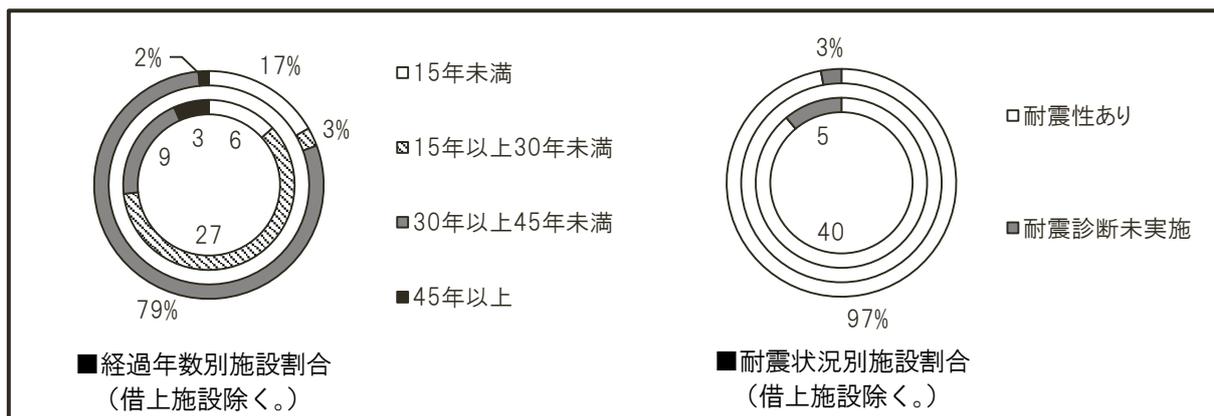
用途別では、学校教育系施設の人口 1 人当たり延床面積が市全体の平均より大きく、他用途の施設の延床面積も小さいため、面積割合では総延床面積の 91%を占めています。また、15 地域で唯一、市営住宅がない地域となっています。

【図表 3-7 末広地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	2,589.45	0.00	2,589.45	5%	28,100	0.00	0.09	0.00	0.09	
社会教育系施設	0.00	999.43	0.00	999.43	2%		0.00	0.04	0.00	0.04	
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
学校教育系施設	0.00	44,998.28	0.00	44,998.28	91%		0.00	1.60	0.00	1.60	
子育て支援系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
行政系施設	0.00	497.20	0.00	497.20	1%		0.00	0.02	0.00	0.02	
市営住宅	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
公園	0.00	256.09	0.00	256.09	1%		0.00	0.01	0.00	0.01	
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	0.00	49,340.45	0.00	49,340.45	99%		—	0.00	1.76	0.00	1.76
借上施設	0.00	316.28	0.00	316.28	1%		—	0.00	0.01	0.00	0.01
合計(借上施設含む。)	0.00	49,656.73	0.00	49,656.73	100%	—	0.00	1.77	0.00	1.77	

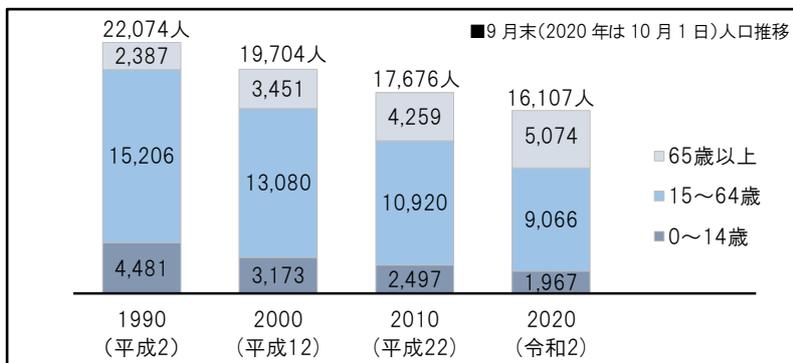
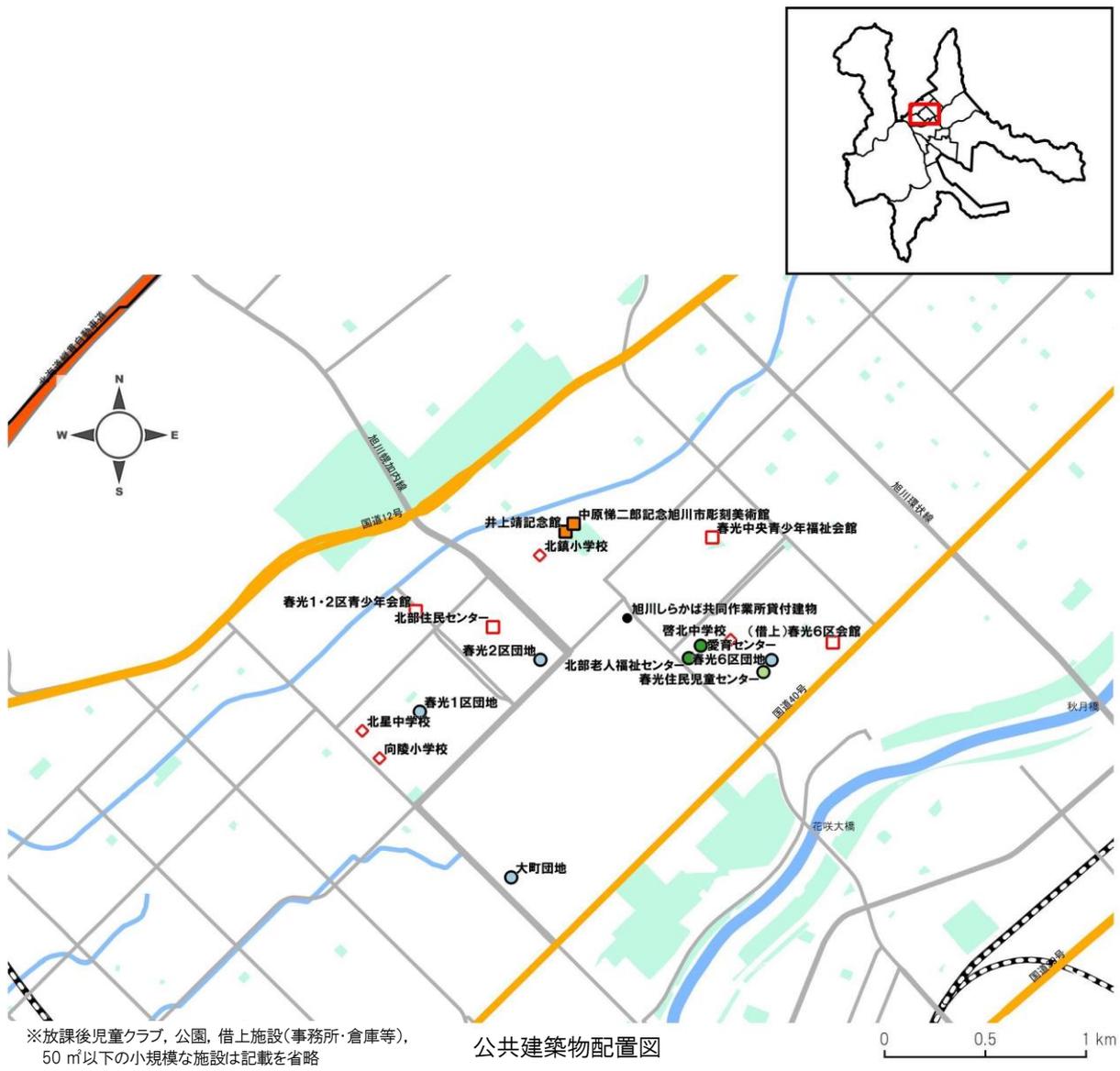
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 45 施設中 12 施設、面積割合では 81%となっていて、大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが 5 施設あります。



※内側が施設数，外側が面積割合

6 春光地域



- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◆ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

春光地域の公共建築物は、施設数 29、延床面積 91,111.12 m²となっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていますが、市内全域を利用圏とする施設として「井上靖記念館」、「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館」、「愛育センター」の3施設があります。

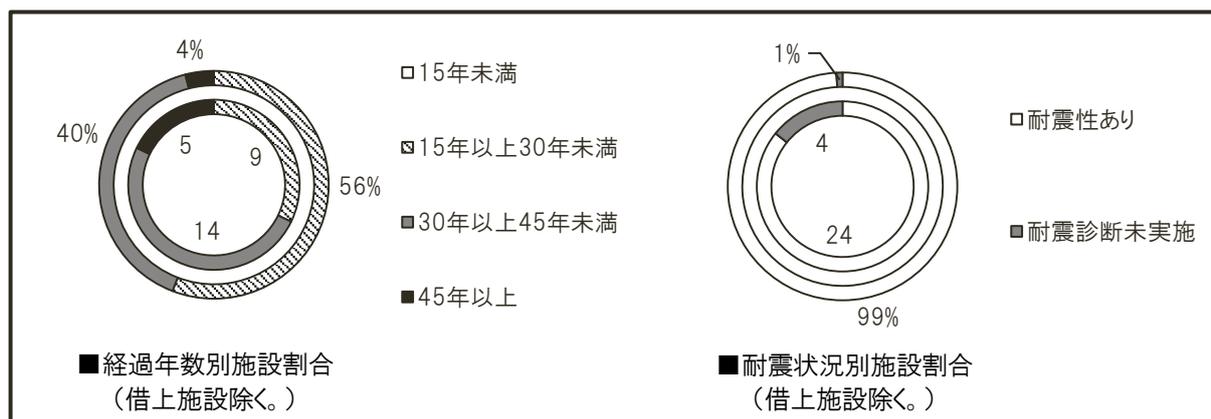
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口1人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の90%を占めています。

【図表 3-8 春光地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	1,721.49	0.00	1,721.49	2%	16,161	0.00	0.11	0.00	0.11	
社会教育系施設	2,176.70	0.00	0.00	2,176.70	2%		0.13	0.00	0.00	0.13	
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
学校教育系施設	0.00	30,482.14	0.00	30,482.14	33%		0.00	1.89	0.00	1.89	
子育て支援系施設	0.00	566.00	0.00	566.00	1%		0.00	0.04	0.00	0.04	
保健・福祉系施設	3,132.43	984.84	0.00	4,117.27	5%		0.19	0.06	0.00	0.25	
行政系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
市営住宅	0.00	51,557.42	0.00	51,557.42	57%		0.00	3.19	0.00	3.19	
公園	0.00	117.26	0.00	117.26	0%		0.00	0.01	0.00	0.01	
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	0.00	0.00	273.67	273.67	0%		0.00	0.00	0.02	0.02	
合計	5,309.13	85,429.15	273.67	91,011.95	100%		—	0.33	5.29	0.02	5.63
借上施設	0.00	99.17	0.00	99.17	0%		—	0.00	0.01	0.00	0.01
合計(借上施設含む。)	5,309.13	85,528.32	273.67	91,111.12	100%	—	0.33	5.29	0.02	5.64	

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 28 施設中 19 施設、面積割合では 44%となっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが 4 施設あります。



※内側が施設数，外側が面積割合

春光台・鷹の巣地域の公共建築物は、施設数 26、延床面積 53,682.66 m²となっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は「春光台公園施設」のみとなっています。

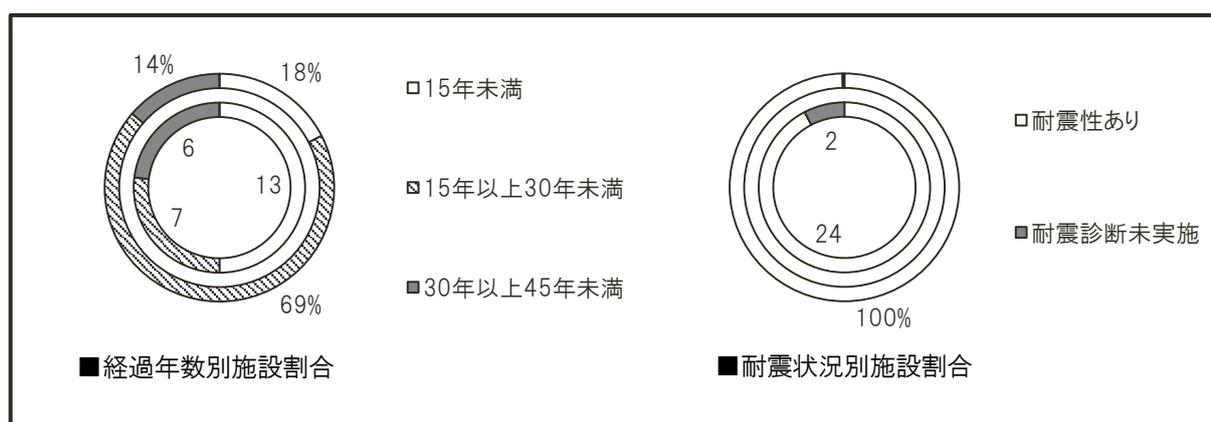
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口1人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の93%を占めています。また、「春光台公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-9 春光台・鷹の巣地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)			
	機能の提供範囲					機能の提供範囲			
	全市	地域	その他			全市	地域	その他	
市民文化系施設	0.00	1,847.87	0.00	1,847.87	3%	0.00	0.16	0.00	0.16
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	14,687.88	0.00	14,687.88	27%	0.00	1.28	0.00	1.28
子育て支援系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
行政系施設	0.00	90.72	0.00	90.72	0%	0.00	0.01	0.00	0.01
市営住宅	0.00	35,658.71	0.00	35,658.71	66%	0.00	3.12	0.00	3.12
公園	813.23	263.79	0.00	1,077.02	2%	0.07	0.02	0.00	0.09
供給処理施設	0.00	303.18	0.00	303.18	1%	0.00	0.03	0.00	0.03
その他	0.00	0.00	17.28	17.28	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	813.23	52,852.15	17.28	53,682.66	100%	0.07	4.62	0.00	4.70
借上施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(借上施設含む。)	813.23	52,852.15	17.28	53,682.66	100%	0.07	4.62	0.00	4.70

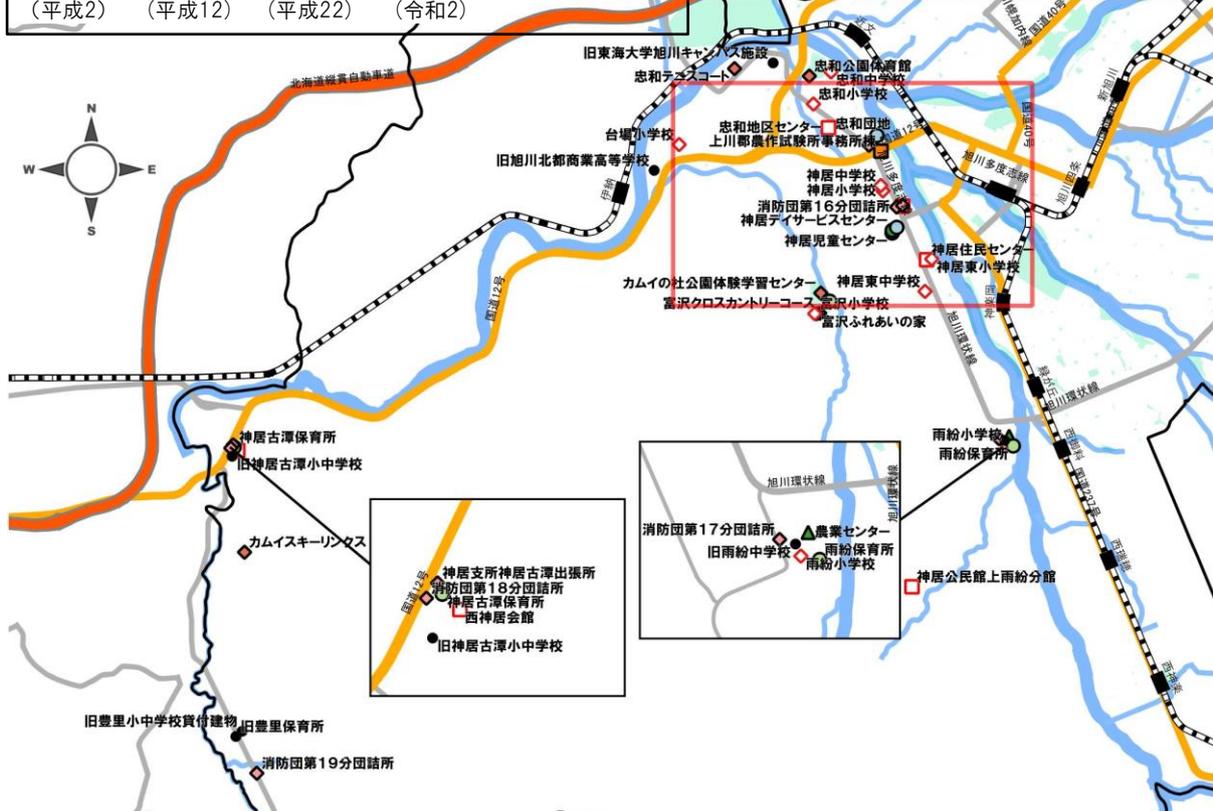
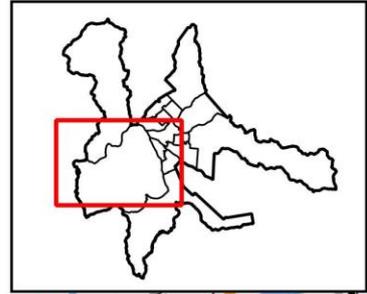
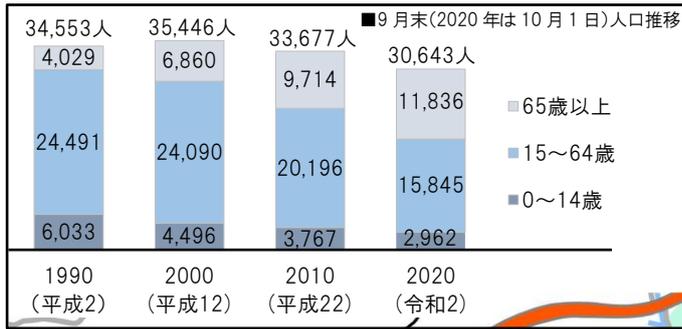
経過年数30年以上の施設が、26施設中6施設、面積割合では14%となっていて、比較的新しい施設が多い地域となっています。

耐震状況については、耐震診断未実施の小規模施設が2か所あります。



※内側が施設数，外側が面積割合

8 神居地域

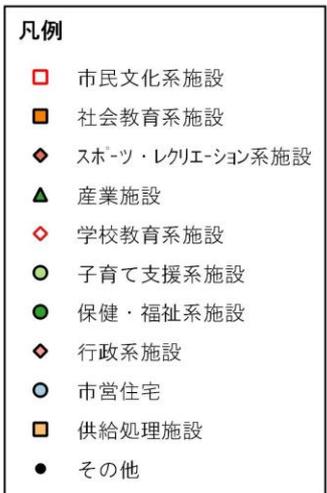


※放課後児童クラブ、公園、借上施設(事務所・倉庫等)、50㎡以下の小規模な施設は記載を省略

公共建築物配置図



部分拡大図



神居地域の公共建築物は、施設数 78、延床面積 139,974.73 m²となっていて、施設数・延床面積ともに中央・新旭川地域に次いで2番目に大きくなっています。

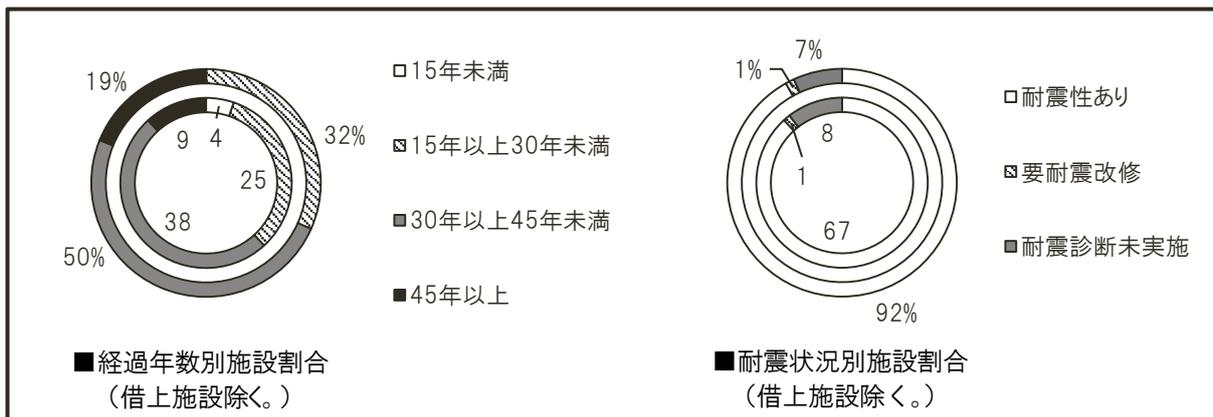
用途別では、面積割合、人口1人当たり延床面積ともに、市営住宅が市全体の平均より大きくなっています。また、「神居公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-10 神居地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積 (m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	4,257.67	0.00	4,257.67	3%	30,757	0.00	0.14	0.00	0.14	
社会教育系施設	137.16	0.00	0.00	137.16	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	10,175.50	0.00	0.00	10,175.50	7%		0.33	0.00	0.00	0.33	
産業施設	3,333.56	0.00	0.00	3,333.56	2%		0.11	0.00	0.00	0.11	
学校教育系施設	0.00	45,156.87	0.00	45,156.87	32%		0.00	1.47	0.00	1.47	
子育て支援系施設	918.94	1,095.16	0.00	2,014.10	1%		0.03	0.04	0.00	0.07	
保健・福祉系施設	0.00	832.34	0.00	832.34	1%		0.00	0.03	0.00	0.03	
行政系施設	0.00	1,107.24	25.59	1,132.83	1%		0.00	0.04	0.00	0.04	
市営住宅	0.00	53,168.73	0.00	53,168.73	38%		0.00	1.73	0.00	1.73	
公園	190.12	559.78	0.00	749.90	1%		0.01	0.02	0.00	0.02	
供給処理施設	0.00	231.03	0.00	231.03	0%		0.00	0.01	0.00	0.01	
その他	7.59	113.40	18,483.43	18,604.42	13%		0.00	0.00	0.60	0.60	
合計	14,762.87	106,522.22	18,509.02	139,794.11	100%		—	0.48	3.46	0.60	4.55
借上施設	0.00	180.62	0.00	180.62	0%		—	0.00	0.01	0.00	0.01
合計(借上施設含む。)	14,762.87	106,702.84	18,509.02	139,974.73	100%	—	0.48	3.47	0.60	4.55	

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 76 施設中 47 施設、面積割合では 69%となっていて、大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震改修の必要なものが「雨紛小学校」1 施設、耐震診断未実施のものが 8 施設あります。



※内側が施設数，外側が面積割合

江丹別地域の公共建築物は、施設数 26、延床面積 17,879.85 m²となっていて、施設数・延床面積ともに 15 地域中で最小ですが、人口も最少の地域であるため、人口 1 人当たり延床面積は著しく大きくなっています。

良好な自然環境や広大な土地を有するこの地域には、「江丹別若者の郷」、「市営牧場」、「廃棄物処分場」など、市内全域を利用圏とする施設が多く、総延床面積の 52%を占めています。なお、地域内を主な利用圏とする施設には「嵐山公園」（建物は鷹栖町にあるが、隣接する本地域の施設として計上）も含まれています。

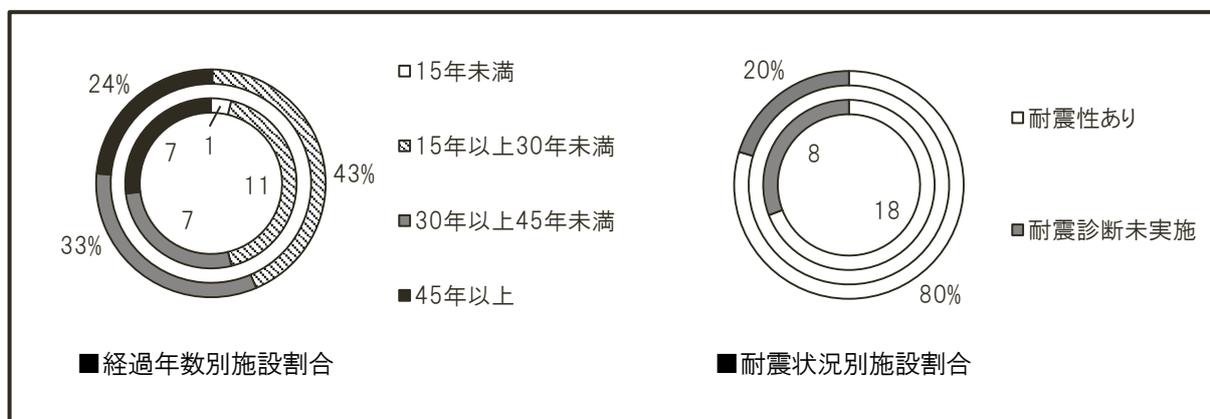
用途別では、スポーツ・レクリエーション系施設、産業施設、公園、供給処理施設の面積割合が市全体の平均より大きくなっています。また、「江丹別公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-11 江丹別地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積 (m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	1,098.28	0.00	1,098.28	6%	277	0.00	3.96	0.00	3.96	
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	2,660.28	0.00	0.00	2,660.28	15%		9.60	0.00	0.00	9.60	
産業施設	1,590.74	0.00	0.00	1,590.74	9%		5.74	0.00	0.00	5.74	
学校教育系施設	0.00	5,017.28	0.00	5,017.28	28%		0.00	18.11	0.00	18.11	
子育て支援系施設	575.17	232.22	0.00	807.39	5%		2.08	0.84	0.00	2.91	
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
行政系施設	0.00	642.47	33.05	675.52	4%		0.00	2.32	0.12	2.44	
市営住宅	0.00	297.49	0.00	297.49	2%		0.00	1.07	0.00	1.07	
公園	0.00	1,290.80	0.00	1,290.80	7%		0.00	4.66	0.00	4.66	
供給処理施設	4,395.09	3.24	0.00	4,398.33	25%		15.87	0.01	0.00	15.88	
その他	0.00	0.00	43.74	43.74	0%		0.00	0.00	0.16	0.16	
合計	9,221.28	8,581.78	76.79	17,879.85	100%		—	33.29	30.98	0.28	64.55
借上施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		—	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(借上施設含む。)	9,221.28	8,581.78	76.79	17,879.85	100%	—	33.29	30.98	0.28	64.55	

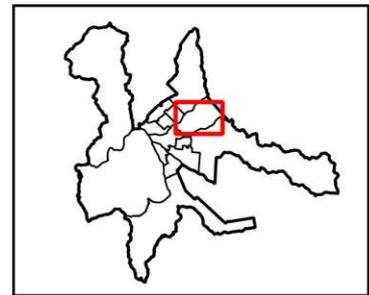
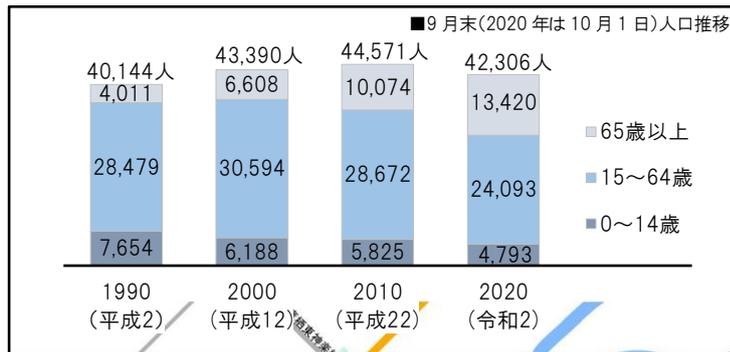
経過年数 30 年以上の施設が、26 施設中 14 施設、面積割合では 57%となっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが 8 施設あります。



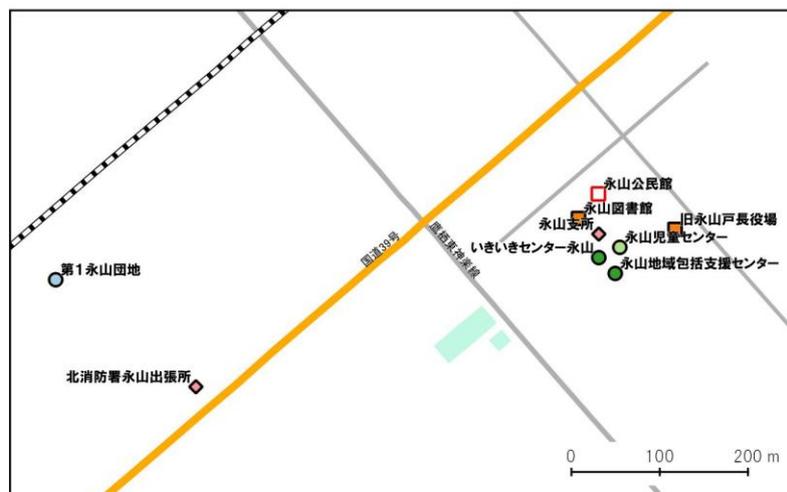
※内側が施設数、外側が面積割合

10 永山地域



※放課後児童クラブ、公園、借上施設(事務所・倉庫等)、50㎡以下の小規模な施設は記載を省略

公共建築物配置図



部分拡大図

凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◇ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

永山地域の公共建築物は、施設数 55、延床面積 75,797.14 m²となっていて、施設数・延床面積ともに大きいものの、人口も東光地域に次いで 2 番目に多い地域であり、人口 1 人当たり延床面積は末広地域に次いで 2 番目に小さくなっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は歴史的建造物である「旧永山戸長役場」のみとなっています。

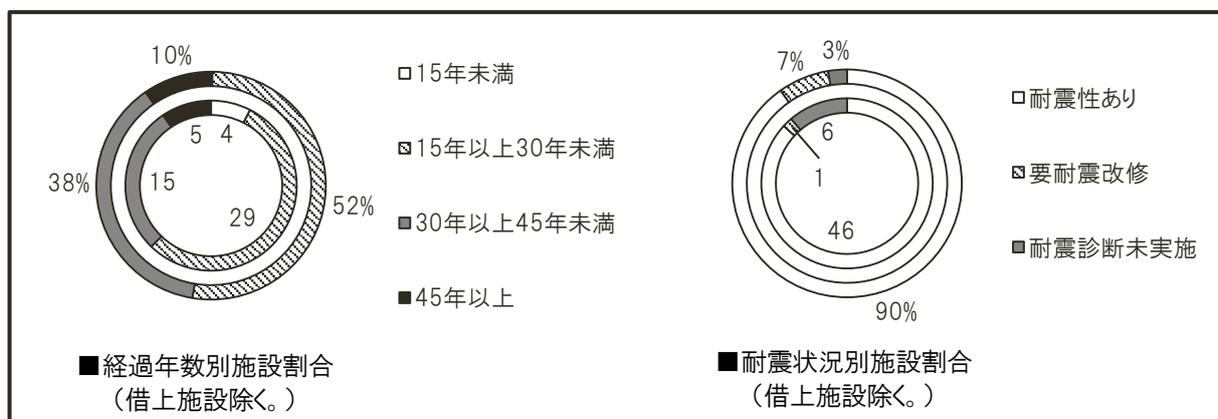
用途別では市全体の平均に比べ、学校教育系施設、市営住宅の人口 1 人当たり延床面積が小さくなっているものの、学校教育系施設の面積割合はかなり大きくなっています。

【図表 3-12 永山地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	3,770.18	0.00	3,770.18	5%	42,341	0.00	0.09	0.00	0.09
社会教育系施設	96.67	951.23	0.00	1,047.90	1%		0.00	0.02	0.00	0.02
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
産業施設	0.00	1,423.74	0.00	1,423.74	2%		0.00	0.03	0.00	0.03
学校教育系施設	0.00	39,214.82	0.00	39,214.82	52%		0.00	0.93	0.00	0.93
子育て支援系施設	0.00	1,454.56	0.00	1,454.56	2%		0.00	0.03	0.00	0.03
保健・福祉系施設	0.00	571.26	0.00	571.26	1%		0.00	0.01	0.00	0.01
行政系施設	0.00	1,565.13	0.00	1,565.13	2%		0.00	0.04	0.00	0.04
市営住宅	0.00	25,707.77	0.00	25,707.77	34%		0.00	0.61	0.00	0.61
公園	0.00	547.32	0.00	547.32	1%		0.00	0.01	0.00	0.01
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	305.24	305.24	0%		0.00	0.00	0.01	0.01
合計	96.67	75,206.01	305.24	75,607.92	100%		—	0.00	1.78	0.01
借上施設	0.00	189.22	0.00	189.22	0%	—	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(借上施設含む。)	96.67	75,395.23	305.24	75,797.14	100%	—	0.00	1.78	0.01	1.79

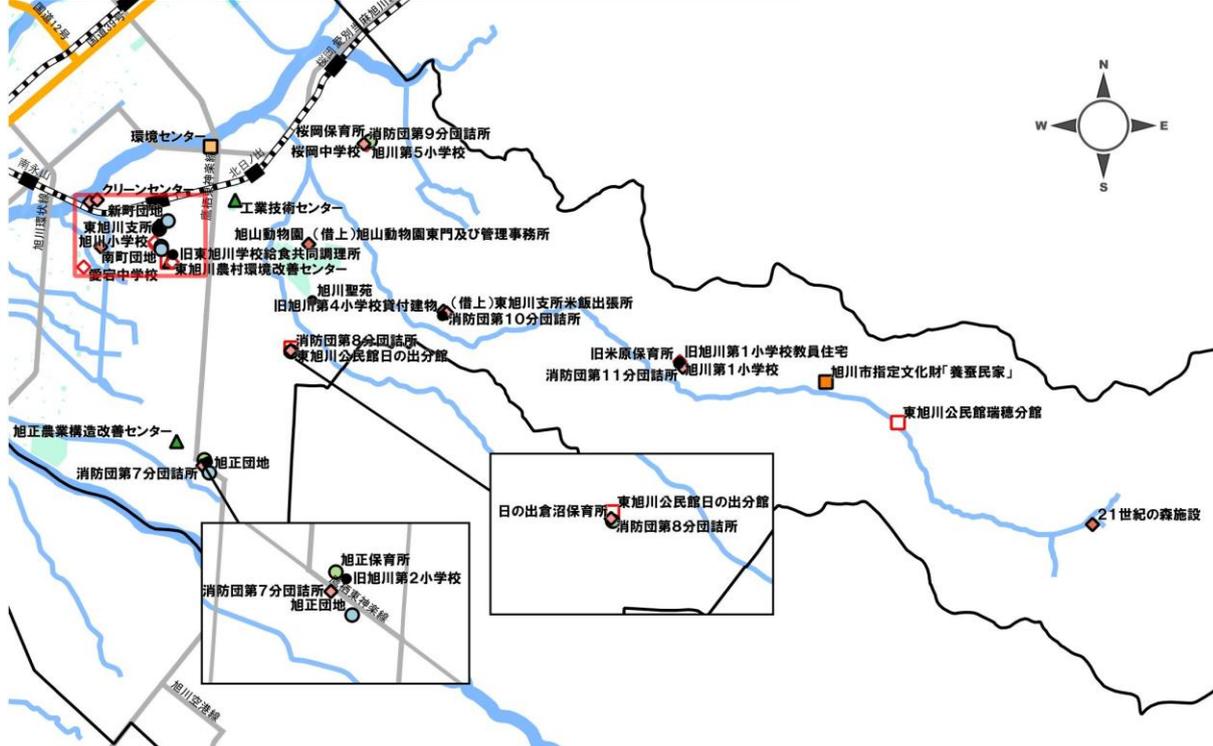
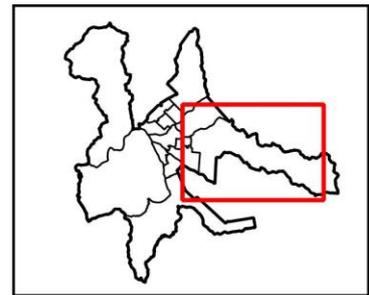
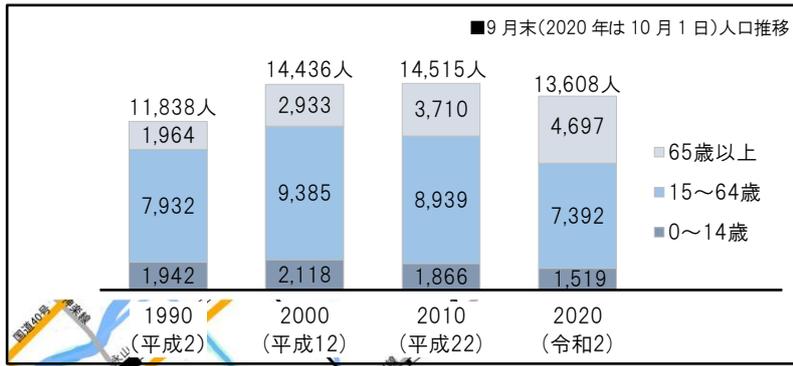
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 53 施設中 20 施設、面積割合では 48% となっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「永山西小学校」1 施設、耐震診断未実施のものが 6 施設あります。



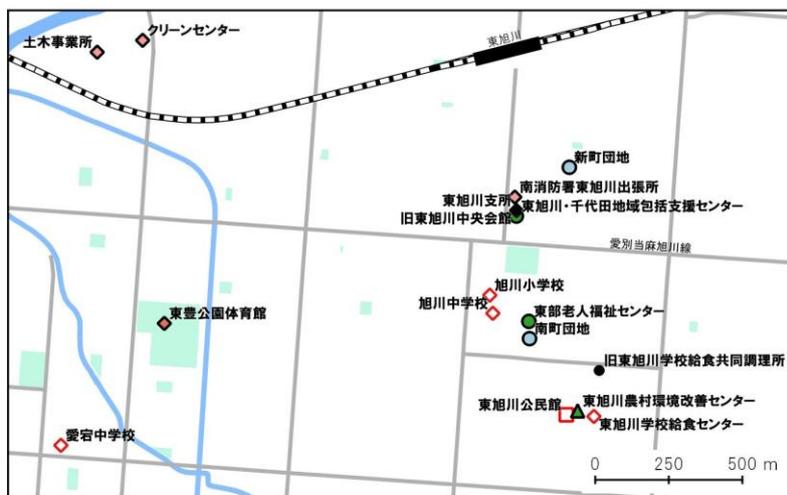
※内側が施設数，外側が面積割合

11 東旭川地域

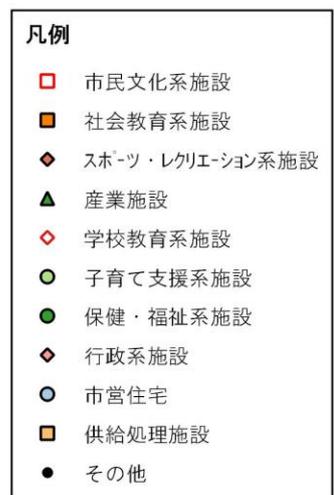


※放課後児童クラブ、公園、借上施設(事務所・倉庫等)、50㎡以下の小規模な施設は記載を省略

公共建築物配置図



部分拡大図



東旭川地域の公共建築物は、施設数 62、延床面積 82,971.77 m²となっています。

住宅地と郊外の農業地域で形成されたこの地域には、「旭山動物園」、「旭川聖苑」のような大規模施設をはじめ、「工業技術センター」、「クリーンセンター」など市内全域を利用圏とする施設が多く、総延床面積の 47%を占めています。

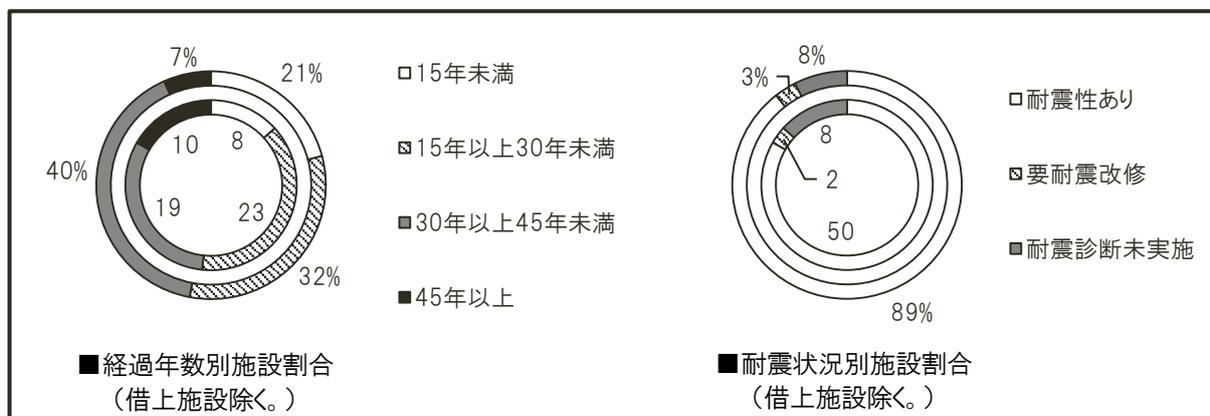
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに、スポーツ・レクリエーション系施設が大きい一方、市営住宅が特に小さくなっています。また、「東旭川公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されているほか、令和 2 年 1 月には「旧東旭川学校給食共同調理所」に代わり「東旭川学校給食センター」が供用開始となっています。

【図表 3-13 東旭川地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	1,918.31	0.00	1,918.31	2%	13,657	0.00	0.14	0.00	0.14	
社会教育系施設	190.08	0.00	0.00	190.08	0%		0.01	0.00	0.00	0.01	
スポーツ・レクリエーション系施設	16,316.70	1,444.62	0.00	17,761.32	21%		1.19	0.11	0.00	1.30	
産業施設	2,670.76	1,570.97	0.00	4,241.73	5%		0.20	0.12	0.00	0.31	
学校教育系施設	2,835.09	24,474.96	0.00	27,310.05	33%		0.21	1.79	0.00	2.00	
子育て支援系施設	0.00	488.83	0.00	488.83	1%		0.00	0.04	0.00	0.04	
保健・福祉系施設	0.00	1,079.97	0.00	1,079.97	1%		0.00	0.08	0.00	0.08	
行政系施設	5,371.43	1,963.85	51.95	7,387.23	9%		0.39	0.14	0.00	0.54	
市営住宅	0.00	5,914.85	0.00	5,914.85	7%		0.00	0.43	0.00	0.43	
公園	0.00	530.05	0.00	530.05	1%		0.00	0.04	0.00	0.04	
供給処理施設	3,413.53	0.00	0.00	3,413.53	4%		0.25	0.00	0.00	0.25	
その他	7,151.30	2,661.79	2,204.68	12,017.77	14%		0.52	0.19	0.16	0.88	
合計	37,948.89	42,048.20	2,256.63	82,253.72	99%		—	2.78	3.08	0.17	6.02
借上施設	710.55	7.50	0.00	718.05	1%		—	0.05	0.00	0.00	0.05
合計(借上施設含む。)	38,659.44	42,055.70	2,256.63	82,971.77	100%	—	2.83	3.08	0.17	6.08	

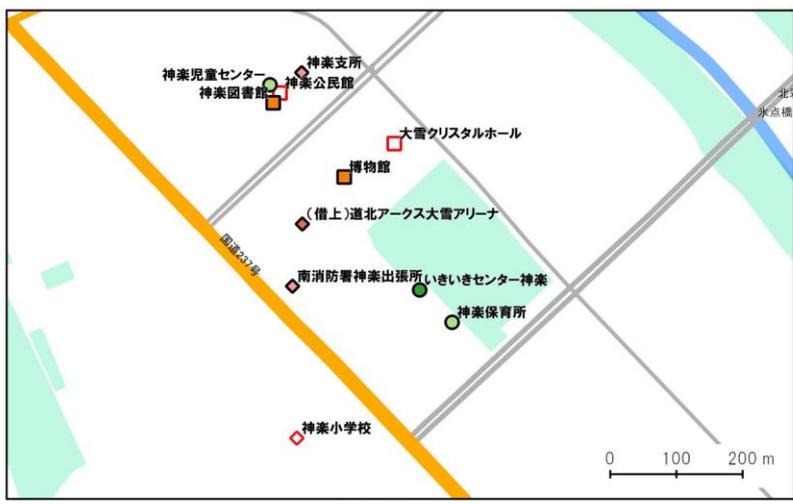
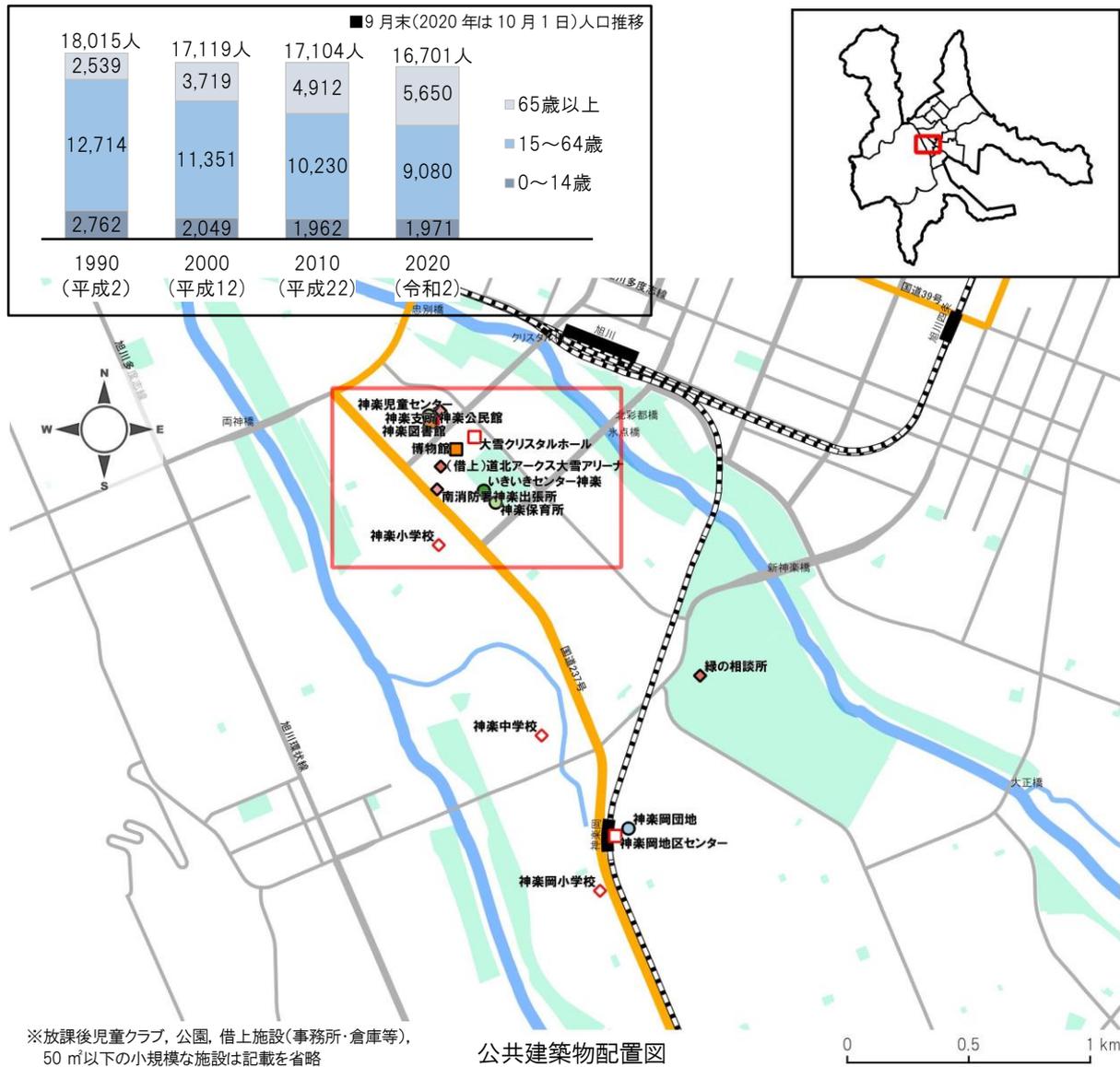
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 60 施設中 29 施設、面積割合では 47%となっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「東旭川公民館日の出分館」を含む 2 施設、耐震診断未実施のものが 8 施設あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

12 神楽地域



- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◆ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

神楽地域の公共建築物は、施設数 36、延床面積 54,932.25 m²となっています。

市内中心部に隣接するこの地域には、「大雪クリスタルホール」、「博物館」、「道北アークス大雪アリーナ（借上施設）」といった市内全域を利用圏とする大規模施設があります。

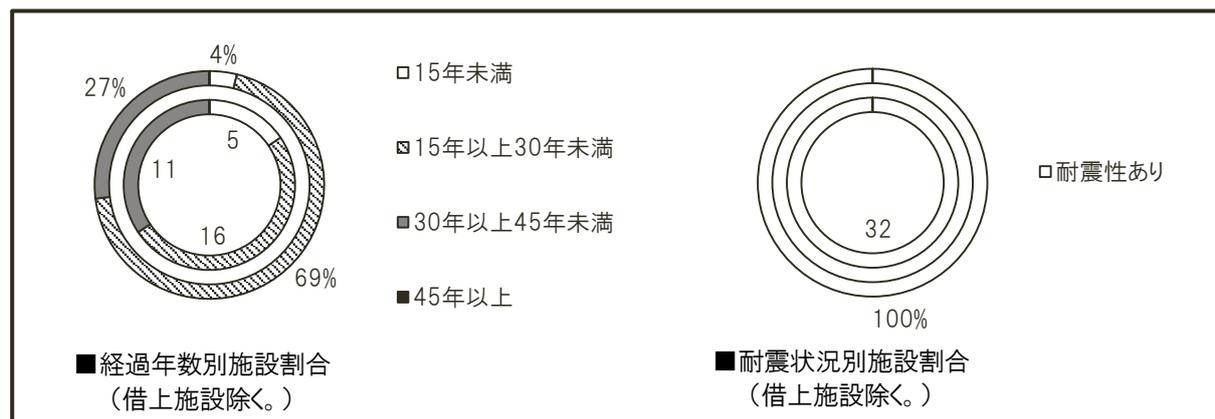
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口1人当たり延床面積ともに、市民文化系施設、社会教育系施設が大きい一方、市営住宅が小さくなっています。

【図表 3-14 神楽地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	5,666.94	4,463.84	0.00	10,130.78	18%	16,655	0.34	0.27	0.00	0.61	
社会教育系施設	4,069.50	1,289.81	0.00	5,359.31	10%		0.24	0.08	0.00	0.32	
スポーツ・レクリエーション系施設	713.15	0.00	0.00	713.15	1%		0.04	0.00	0.00	0.04	
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
学校教育系施設	0.00	18,708.23	0.00	18,708.23	34%		0.00	1.12	0.00	1.12	
子育て支援系施設	0.00	1,250.25	0.00	1,250.25	2%		0.00	0.08	0.00	0.08	
保健・福祉系施設	0.00	1,119.82	0.00	1,119.82	2%		0.00	0.07	0.00	0.07	
行政系施設	0.00	1,385.75	0.00	1,385.75	3%		0.00	0.08	0.00	0.08	
市営住宅	0.00	4,888.82	0.00	4,888.82	9%		0.00	0.29	0.00	0.29	
公園	1,149.44	369.82	0.00	1,519.26	3%		0.07	0.02	0.00	0.09	
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	0.00	0.00	13.04	13.04	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	11,599.03	33,476.34	13.04	45,088.41	82%		—	0.70	2.01	0.00	2.71
借上施設	9,549.08	294.76	0.00	9,843.84	18%		—	0.57	0.02	0.00	0.59
合計(借上施設含む。)	21,148.11	33,771.10	13.04	54,932.25	100%	—	1.27	2.03	0.00	3.30	

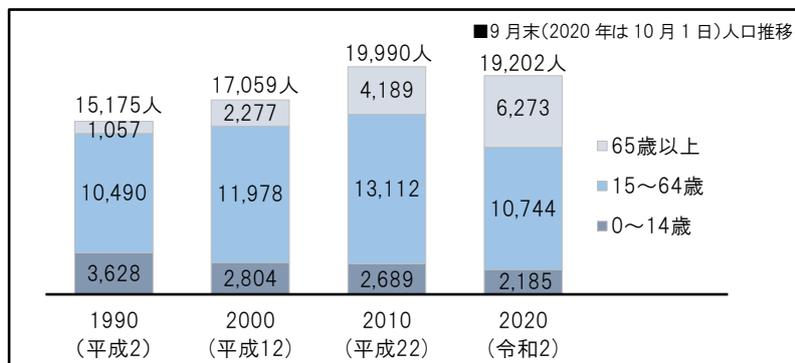
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 32 施設中 11 施設、面積割合では 27%となっていて、比較的新しい施設が多い地域となっています。

耐震状況については、借上施設を除く全公共建築物が耐震性を有しています。



※内側が施設数，外側が面積割合

13 緑が丘地域



- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◆ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

緑が丘地域の公共建築物は、施設数 35、延床面積 97,888.99 m²となっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は「工芸センター事務室・工房・研究室（借上施設）」のみとなっています。

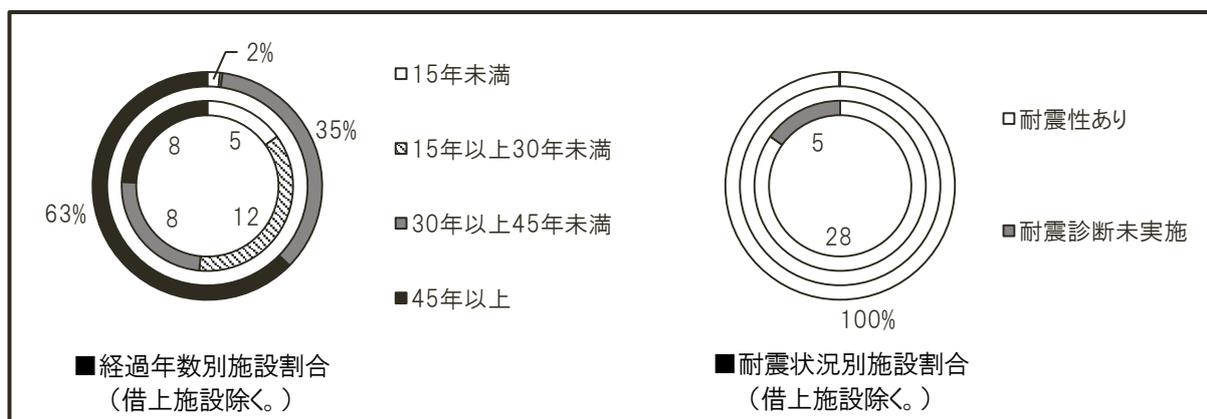
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口1人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の94%を占めています。また、令和元年11月には、「緑が丘地域活動センター」、「神楽・西神楽地域包括支援センター」、「南消防署緑が丘出張所」の3施設からなる複合施設が、新たな地域の活動拠点として供用開始となっています。

【図表 3-15 緑が丘地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	1,907.97	0.00	1,907.97	2%	19,235	0.00	0.10	0.00	0.10
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	26,851.80	0.00	26,851.80	27%		0.00	1.40	0.00	1.40
子育て支援系施設	0.00	319.88	0.00	319.88	0%		0.00	0.02	0.00	0.02
保健・福祉系施設	0.00	101.38	0.00	101.38	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
行政系施設	0.00	438.92	0.00	438.92	0%		0.00	0.02	0.00	0.02
市営住宅	0.00	65,947.21	0.00	65,947.21	67%		0.00	3.43	0.00	3.43
公園	0.00	339.47	0.00	339.47	0%		0.00	0.02	0.00	0.02
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.00	95,906.63	0.00	95,906.63	98%		—	0.00	4.99	0.00
借上施設	1,900.55	81.81	0.00	1,982.36	2%	—	0.10	0.00	0.00	0.10
合計(借上施設含む。)	1,900.55	95,988.44	0.00	97,888.99	100%	—	0.10	4.99	0.00	5.09

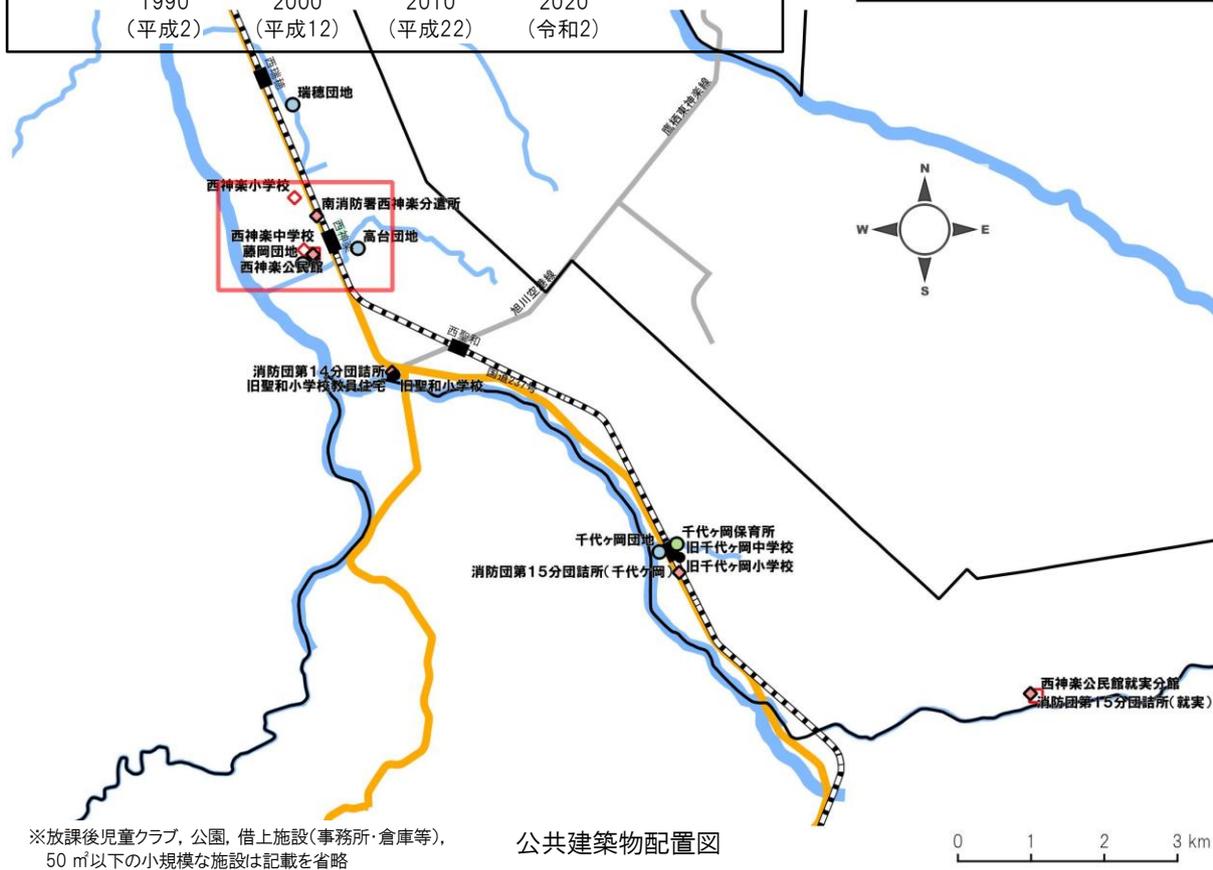
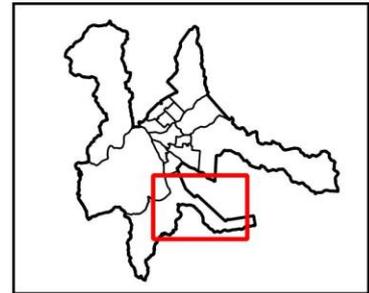
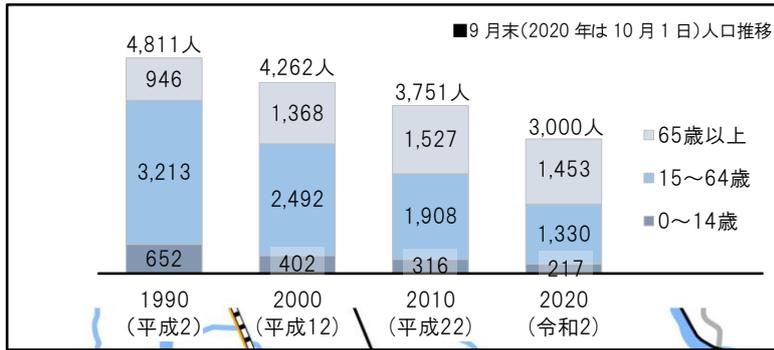
経過年数30年以上の施設が、借上施設を除く33施設中16施設、面積割合では98%となっていて、全体的に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが5施設あります。



※内側が施設数，外側が面積割合

14 西神楽地域



- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◇ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

西神楽地域の公共建築物は、施設数 27、延床面積 22,701.57 m²となっています。

農地が多くを占めるこの地域は、江丹別地域に次いで2番目に人口が少なく、地域内を主な利用圏とする施設が多い一方、市内全域を利用圏とする施設としては、旭川空港に関連する「旭川空港事務所」、「国際的便事務室等（借上施設）」の2施設（建物は東神楽町にあるが、隣接する本地域の施設として計上）があります。

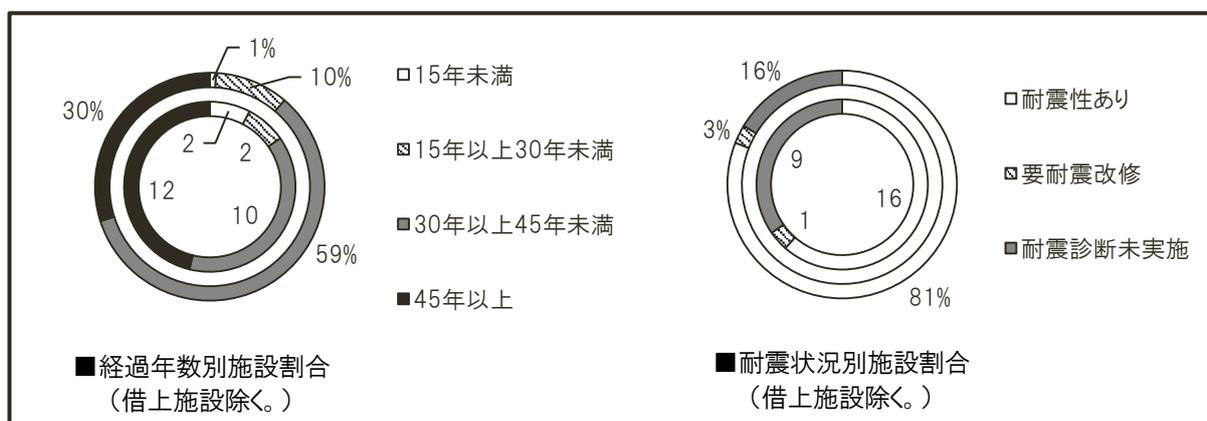
用途別の面積割合では市全体の平均に比べ、行政系施設が大きい一方、市営住宅が小さくなっています。また、「西神楽農業構造改善センター」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されているほか、令和3年3月に「西神楽支所」、「西神楽公民館」が「西神楽農業構造改善センター」内に移転し、複合施設の「西神楽市民交流センター」として供用開始となっています。

【図表 3-16 西神楽地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	1,028.28	0.00	1,028.28	5%	3,006	0.00	0.34	0.00	0.34	
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
産業施設	0.00	1,392.07	0.00	1,392.07	6%		0.00	0.46	0.00	0.46	
学校教育系施設	0.00	6,115.54	0.00	6,115.54	27%		0.00	2.03	0.00	2.03	
子育て支援系施設	0.00	151.47	0.00	151.47	1%		0.00	0.05	0.00	0.05	
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
行政系施設	3,440.37	1,046.49	33.05	4,519.91	20%		1.14	0.35	0.01	1.50	
市営住宅	0.00	2,903.03	0.00	2,903.03	13%		0.00	0.97	0.00	0.97	
公園	0.00	418.50	0.00	418.50	2%		0.00	0.14	0.00	0.14	
供給処理施設	0.00	217.08	0.00	217.08	1%		0.00	0.07	0.00	0.07	
その他	0.00	2,202.81	3,686.88	5,889.69	26%		0.00	0.73	1.23	1.96	
合計	3,440.37	15,475.27	3,719.93	22,635.57	100%		—	1.14	5.15	1.24	7.53
借上施設	66.00	0.00	0.00	66.00	0%		—	0.02	0.00	0.00	0.02
合計(借上施設含む。)	3,506.37	15,475.27	3,719.93	22,701.57	100%	—	1.17	5.15	1.24	7.55	

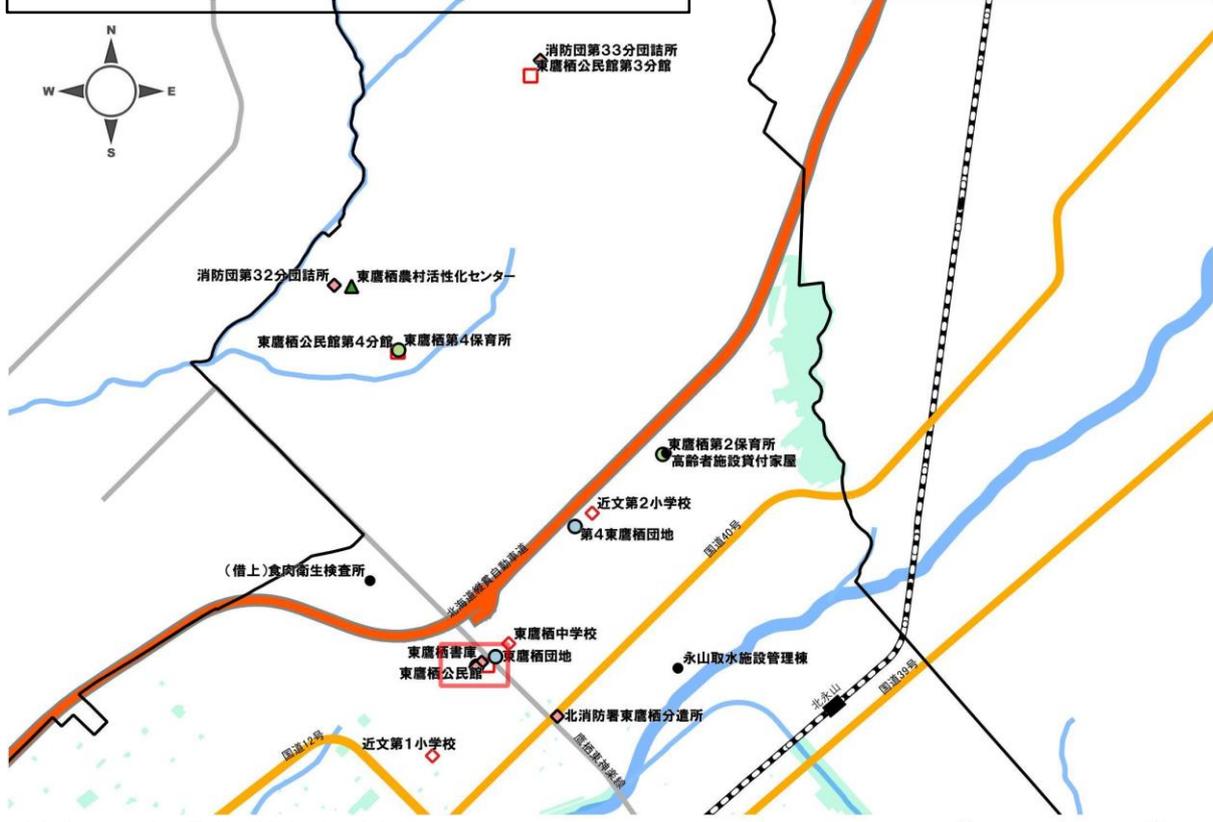
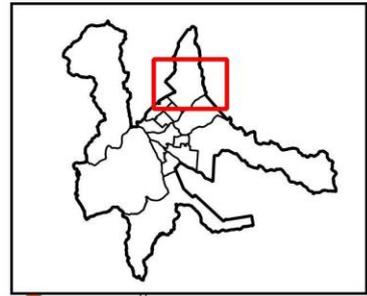
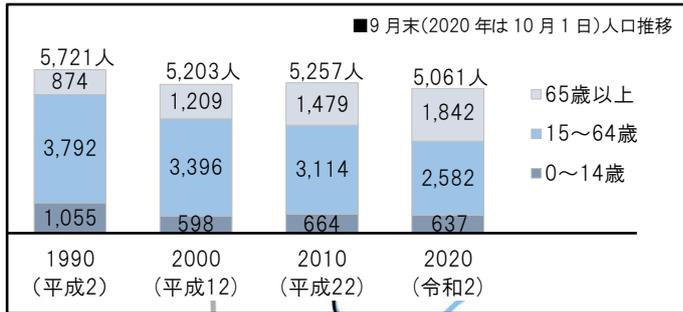
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 26 施設中 22 施設、面積割合では 89% となっていて、全体的に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「西神楽公民館就実分館」1 施設、耐震診断未実施のものが 9 施設あります。



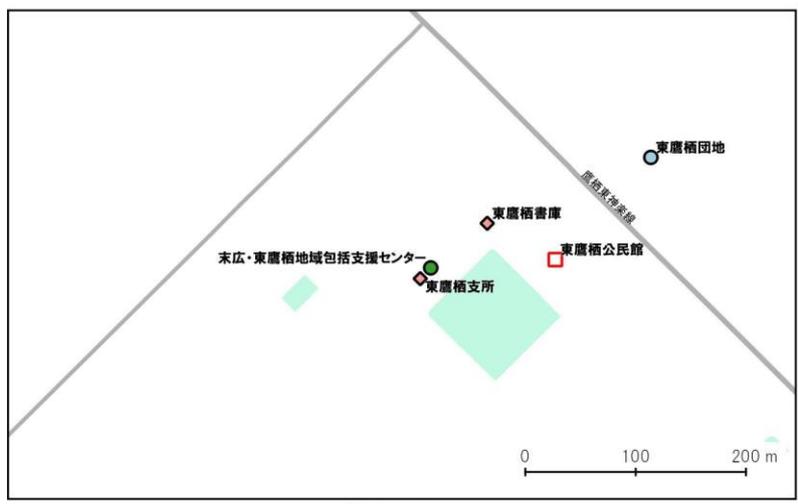
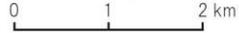
※内側が施設数、外側が面積割合

15 東鷹栖地域



※放課後児童クラブ、公園、借上施設(事務所・倉庫等)、50㎡以下の小規模な施設は記載を省略

公共建築物配置図



部分拡大図

- 凡例
- 市民文化系施設
 - 社会教育系施設
 - ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
 - ▲ 産業施設
 - ◇ 学校教育系施設
 - 子育て支援系施設
 - 保健・福祉系施設
 - ◆ 行政系施設
 - 市営住宅
 - 供給処理施設
 - その他

東鷹栖地域の公共建築物は、施設数 26、延床面積 25,920.01 m²となっています。

広大な水田地帯を有するこの地域は、江丹別地域、西神楽地域に次いで 3 番目に人口が少なく、ほとんどの施設が地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は「食肉衛生検査所（借上施設）」のみとなっています。

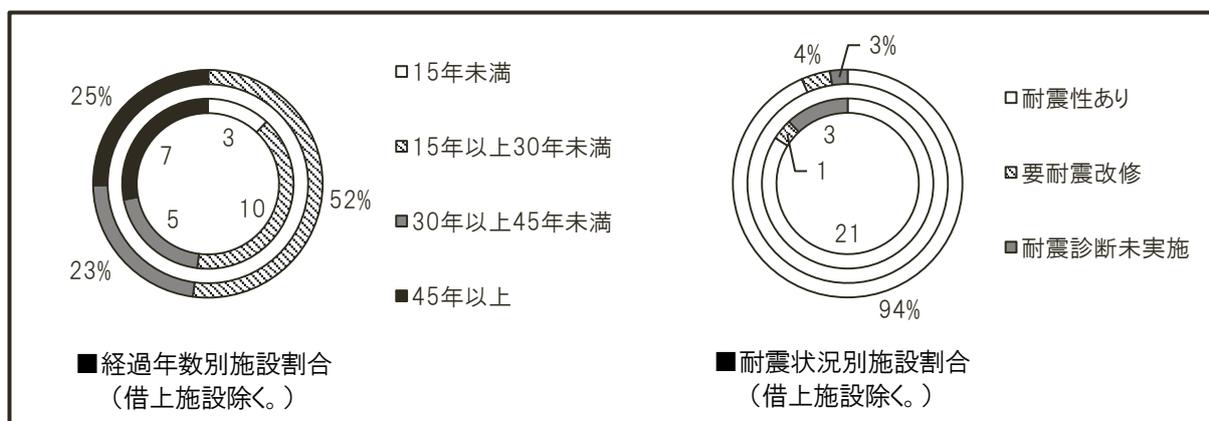
用途別の面積割合では市全体の平均に比べ、市民文化系施設、学校教育系施設が大きい一方、市営住宅は小さくなっています。また、「東鷹栖公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）も設置されています。

【図表 3-17 東鷹栖地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積(m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たり延床面積(m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	3,260.15	0.00	3,260.15	13%	5,046	0.00	0.65	0.00	0.65	
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
産業施設	0.00	1,345.96	0.00	1,345.96	5%		0.00	0.27	0.00	0.27	
学校教育系施設	0.00	11,339.68	0.00	11,339.68	44%		0.00	2.25	0.00	2.25	
子育て支援系施設	0.00	516.96	0.00	516.96	2%		0.00	0.10	0.00	0.10	
保健・福祉系施設	0.00	141.59	0.00	141.59	1%		0.00	0.03	0.00	0.03	
行政系施設	0.00	1,795.77	165.24	1,961.01	8%		0.00	0.36	0.03	0.39	
市営住宅	0.00	6,147.89	0.00	6,147.89	24%		0.00	1.22	0.00	1.22	
公園	0.00	64.78	0.00	64.78	0%		0.00	0.01	0.00	0.01	
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	0.00	49.61	674.73	724.34	3%		0.00	0.01	0.13	0.14	
合計	0.00	24,662.39	839.97	25,502.36	98%		—	0.00	4.89	0.17	5.05
借上施設	417.65	0.00	0.00	417.65	2%		—	0.08	0.00	0.00	0.08
合計(借上施設含む。)	417.65	24,662.39	839.97	25,920.01	100%	—	0.08	4.89	0.17	5.14	

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 25 施設中 12 施設、面積割合では 48% となっています。

耐震状況については、耐震改修の必要なものが「東鷹栖公民館第 3 分館」1 施設、耐震診断未実施のものが 3 施設あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

第4章 公共施設マネジメントの取組

1 公共施設等総合管理計画の概要

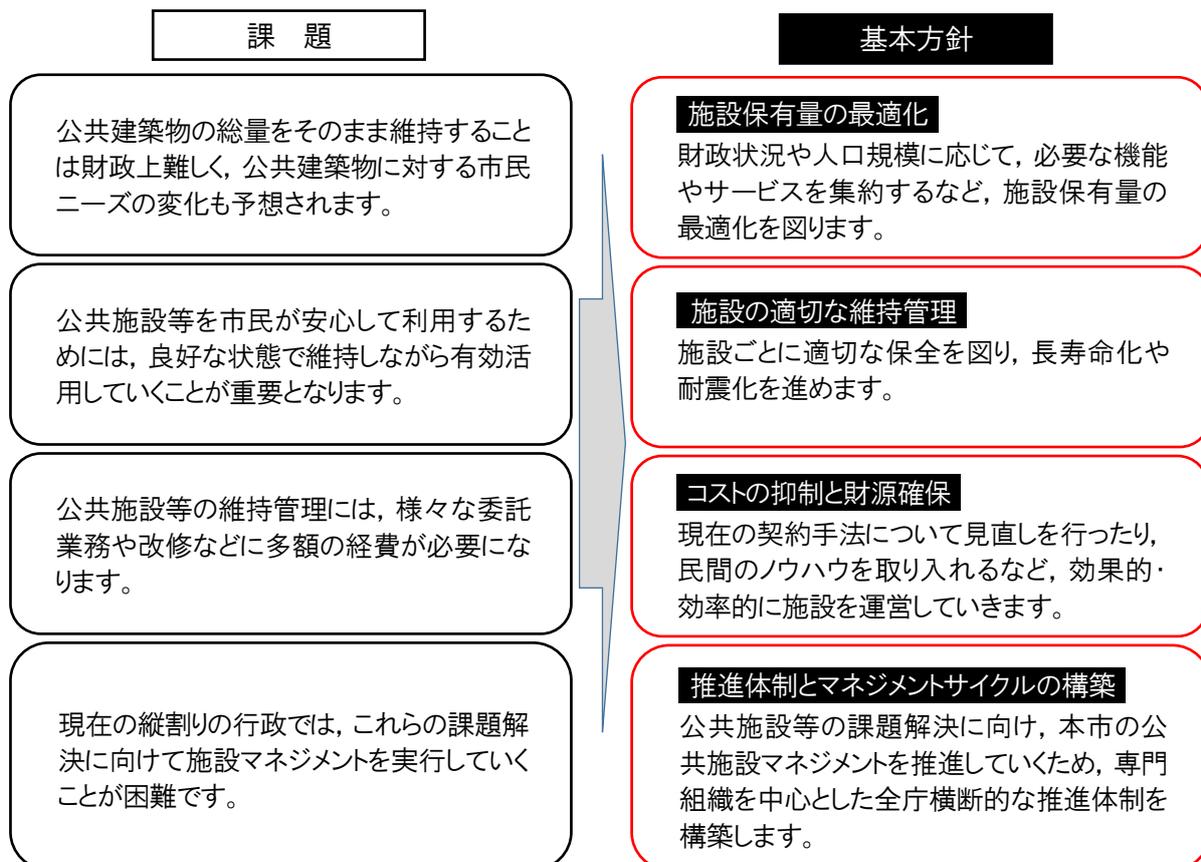
第1章で述べたとおり、1970～1980年代に大量に整備された公共建築物の老朽化が進み、既に多くの施設で大規模改修や設備機器更新の時期を迎えています。しかし、人口減少、少子高齢化に伴い市税収入の見通しは厳しく、社会保障関係経費の増加も著しい中で、公共建築物の改修・更新のための財源の確保は一層困難となっています。

公共建築物以外においても、道路、橋りょう等の土木系公共施設については、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいて、今後、大量に改修・更新時期を迎えることとなります。上下水道、市立旭川病院といった企業会計施設も同様に施設・設備の更新期を迎えています。

このような状況下で、本市では、今後の人口動向や市民ニーズに応じた公共建築物の最適な配置、施設の長寿命化や維持管理の適正化などを進め、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供し、施設の更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図るため、平成28年2月に「旭川市公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定しました。

管理計画では、本市が保有する公共施設等（公共建築物、土木系公共施設、企業会計施設）を対象とし、計画期間は平成28年度から令和21年度までの24年間で、6年ごとに計画を見直します。管理計画では、本市の今後の課題と課題解決の基本方針について次のように整理しています。

【図表 4-1 旭川市の今後の課題と課題解決の基本方針】



2 公共施設等総合管理計画の取組の方向性

1 で述べた 4 つの基本方針に基づき、管理計画では次のとおり取組の方向性を定めます。

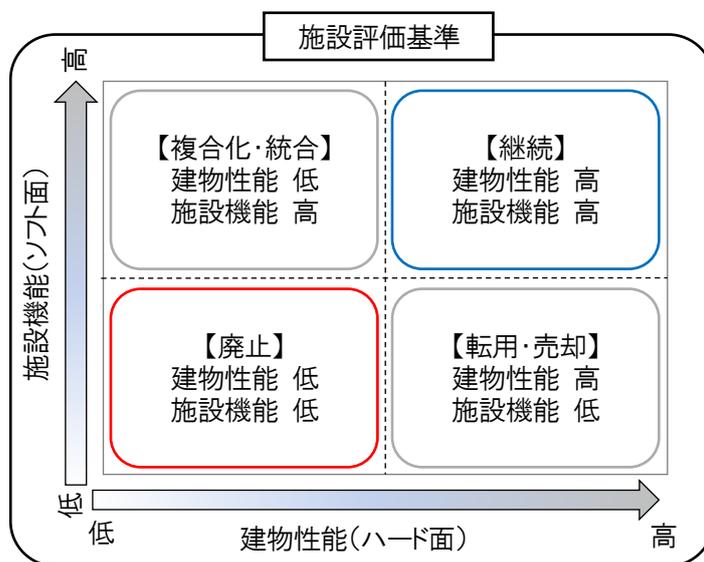
(1) 施設保有量の最適化 ※対象は公共建築物のみ

ア 総量の削減

公共建築物について、建物性能（老朽度、耐震性、バリアフリー等）や施設機能（利用状況、事業運営コスト等）など様々な視点から客観的な評価を行い、地域における施設の役割などを考慮しながら再編計画を策定します。

その上で、今後の財政状況や人口減少を踏まえながら、既存施設の複合化、多機能化、統合、転用、民間施設の利活用などにより機能・サービスを集約し、施設保有量の段階的な削減に取り組めます。

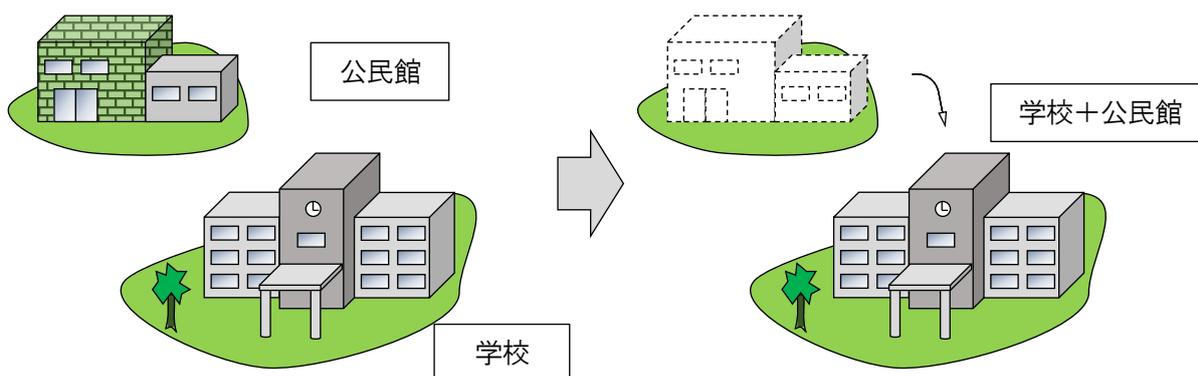
【図表 4-2 公共建築物評価】



イ 建替えや新規整備の考え方

社会環境の変化などによる市民ニーズに対応して施設を整備するときは、既存施設の有効活用を優先的に検討しますが、建替えや新規整備が必要となり施設保有量の増加につながる場合には、別の施設での複合化等により全体の施設保有量の削減に取り組めます。なお、建替え等に際しては、ユニバーサルデザインに基づき誰もが利用しやすい施設を目指します。

【図表 4-3 公共建築物の複合化】



(2) 施設の適切な維持管理

ア 点検・診断の実施

公共施設等を良好な状態で維持しながら、劣化・損傷状況を把握し、事故などを未然に防ぐため、定期的に点検・診断を行います。

イ 改修等の優先度

老朽化に伴う改修等については、予算管理の在り方も検討しながら、優先度が高いものから計画的・効率的に実施します。

ウ 予防保全・長寿命化

構造、部位ごとに目標使用年数や改修周期を定め、計画的に予防保全を実施することで、公共施設等の長寿命化を図ります。また、個別施設の保全計画も作成します。

エ 耐震化の推進

耐震工事については、他の大規模な更新工事等と合わせて行うなど経費削減も考慮しつつ、特に重要度の高い公共施設等から優先的に行います。

オ 廃止施設の除却

今後とも利用見込みのない公共施設等のうち、倒壊の危険性など周辺環境に影響を及ぼす場合は、優先的に除却します。

(3) コストの抑制と財源確保

ア 管理運営の効率化

各種委託業務の契約手法の見直し、維持管理業務の標準化などについて検討し、公共施設等の管理運営の効率化に努めます。

イ 民間活用の促進

施設の整備、更新、維持管理及び運営について、指定管理者制度^{※7}、PFI^{※8}、PPP^{※9}の導入など、より効果的・効率的なサービスの提供方法を検討します。

ウ 施設の売却

用途廃止した施設の庁内利活用を検討し、利活用が見込めない場合は売却又は貸付けに努めます。公共施設等の改修・更新の財源を確保するため、売却益等の有効活用策も検討します。

エ 受益者負担の適正化

公共施設等の利用実態などに照らし、現状の利用者負担の在り方について問題がないか整理し、必要に応じて基準の見直しを検討します。

オ 広域的な連携

公共施設等の共同整備や相互利用など、コスト抑制のために国、北海道、周辺市町村との広域的な連携を検討します。

※7 指定管理者制度 民間事業者や自治会、NPO法人等による公の施設の管理運営を可能とするもので、民間活力を活用してサービス向上、経費節減等を図ることを目的とする。

※8 PFI(Private Finance Initiative の略) 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法の一つ

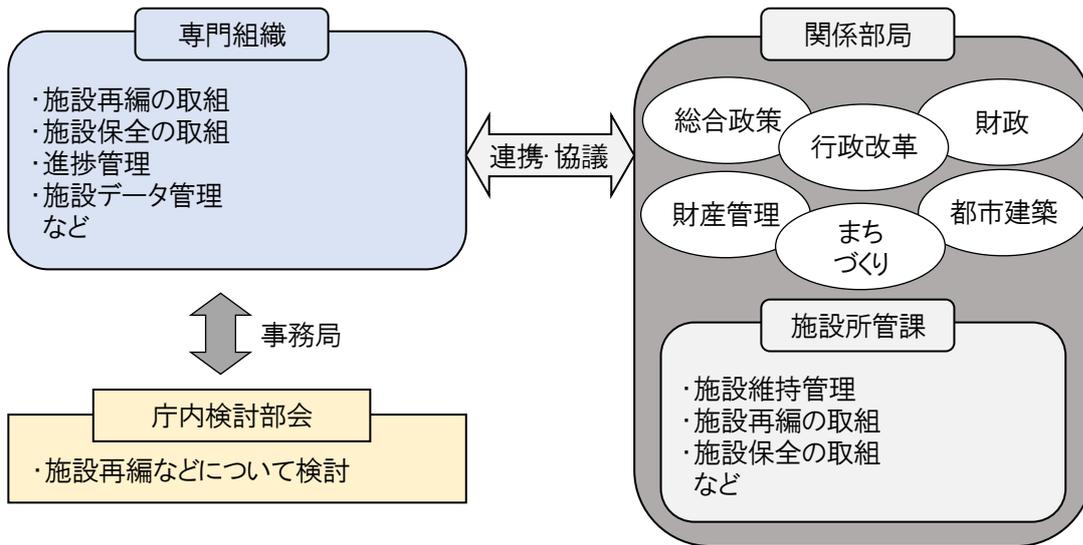
※9 PPP(Public Private Partnership の略) 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

(4) 推進体制とマネジメントサイクルの構築 ※ア～エの対象は公共建築物のみ

ア 推進体制

専門組織が関係部局と連携・協議し、庁内の検討部会を立ち上げるなど、全庁的に一体となって公共施設マネジメントの取組を推進します。公共施設マネジメントに係る専門組織としては、平成 28 年 4 月に公共施設マネジメント課が設けられました。

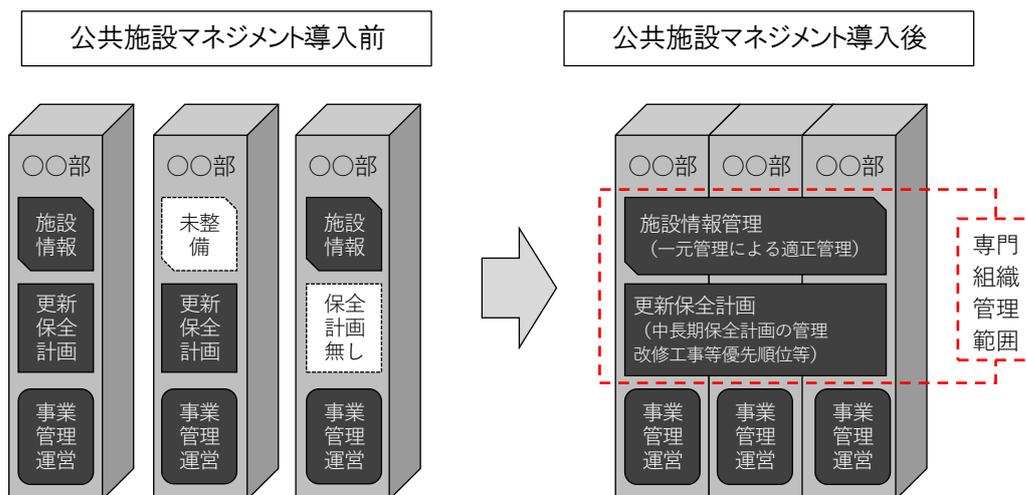
【図表 4-4 公共施設マネジメント推進体制】



イ 施設情報の一元管理

公共建築物に係るコストを抑制するため、施設状態や修繕履歴、光熱水費、施設管理費などの情報を一元的に管理するシステムの構築を検討します。

【図表 4-5 施設情報の一元管理】



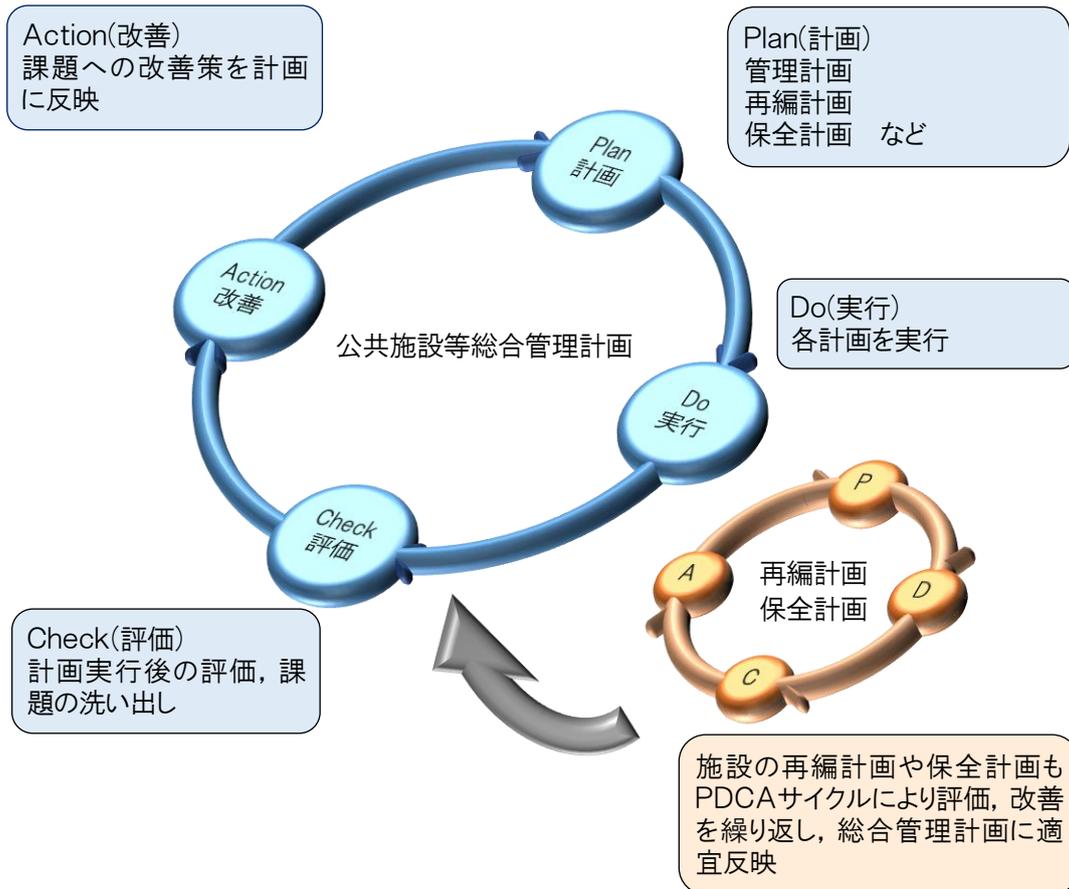
ウ 公共施設マネジメントの実践

専門組織が作成した基準により施設所管課が施設評価を行い、個別の公共建築物の在り方などを具体的に決定した上で、施設の再編計画や保全計画を作成します。

エ PDCAマネジメントサイクル

公共施設マネジメントに、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）からなるPDCAサイクルを取り入れ、計画自体を継続的に改善していきます。

【図表 4-6 PDCA公共施設マネジメントサイクル】



オ 市民及び議会への情報提供

市民や議会に情報を提供し、公共施設等についての課題の共有に努めます。

カ 職員の意識改革の推進

全庁的に公共施設マネジメントを推進するため、研修を通じて各職員の意識啓発に努めます。

3 公共施設等総合管理計画アクションプログラムの概要

管理計画では、「施設保有量の最適化」、「施設の適切な維持管理」、「コストの抑制と財源確保」、「推進体制とマネジメントサイクルの構築」の4つの基本方針に基づき取組を進めることとしていますが、そのための具体的な取組内容を整理したものが「旭川市公共施設等総合管理計画アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）です。

アクションプログラムは、管理計画の期間を3期に分けて策定することとしていて、第1期のアクションプログラムは、令和元年度から令和9年度までを期間としています。

【図表 4-7 管理計画とアクションプログラムの期間】

旭川市公共施設等総合管理計画(管理計画)			
平成 28～令和 21 年度(2016～2039)			
旭川市公共施設等総合管理計画アクションプログラム(アクションプログラム)			
策定作業	第 1 期	第 2 期	第 3 期
H28～30 年度 (2016～2018)	令和元～9 年度 (2019～2027)	令和 10～15 年度 (2028～2033)	令和 16～21 年度 (2034～2039)

アクションプログラムは、本編、施設再編計画、施設保全計画から構成されています。

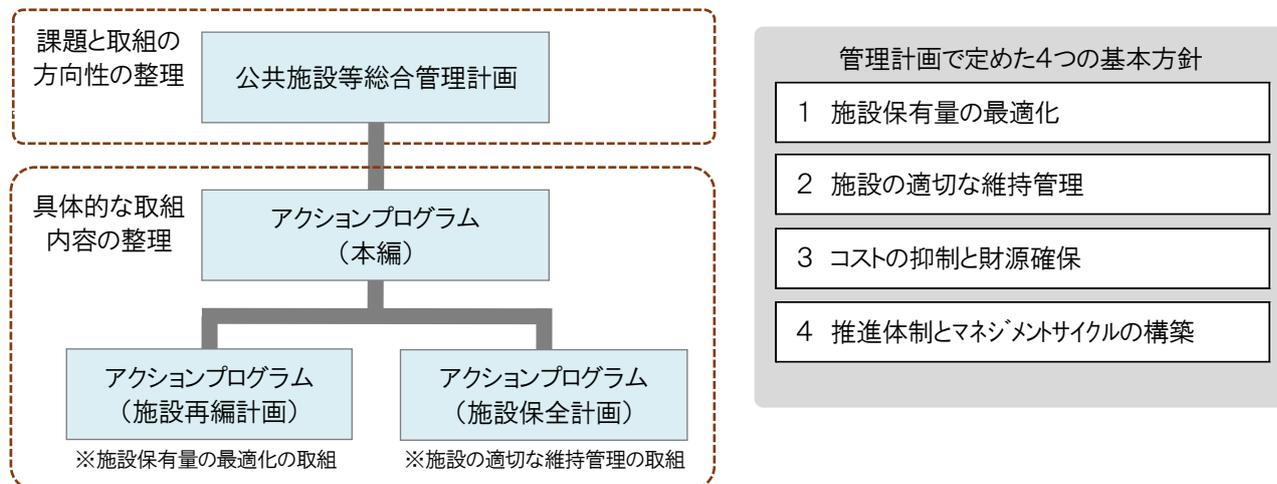
本編では4つの基本方針について、基本的な考え方、重点的に取り組む課題、進め方を整理しています。

施設再編計画では、基本方針のうち「施設保有量の最適化」を取り扱い、施設類型別・地域まちづくり推進協議会別に各公共建築物の将来の方向性を整理しています。

施設保全計画では、基本方針のうち「施設の適切な維持管理」を取り扱い、施設類型別に各公共建築物の主な部材等の更新時期を整理しています。

アクションプログラムの見直しについては、本編は基本的に各期のアクションプログラム策定時に、施設再編計画と施設保全計画は、毎年度、取組の検討状況や予算編成作業を踏まえながら行います。

【図表 4-8 管理計画とアクションプログラムの構成】



4 公共施設等総合管理計画アクションプログラムの取組内容

管理計画で定めた4つの基本方針と取組の方向性に基づき、アクションプログラムでは次のとおり具体的な取組を進めます。

(1) 施設保有量の最適化 ※対象は公共建築物のみ

ア 基本的な考え方

市民サービスの維持・向上を考慮しつつ、財政負担の軽減と公共建築物の効率的な活用に向けて、「新規整備の抑制」、「老朽化施設に関する建替えの抑制」、「民間事業者等によるサービス提供への転換等」の3つの方針を持ち、施設保有量の削減に取り組みます。

(ア) 新規整備の抑制

既に整備計画を策定した施設や供給処理施設を除き、新規整備を見合せ、民間事業者等による対応、既存施設の運用上の工夫又は改修によることを基本とします。

ただし、社会状況の変化などにより新規整備の必要が生じた場合は、別途、市民参加の手続を経ながら検討します。また、国や民間事業者等の保有施設について、市に対し売却又は無償譲渡の申出があった場合は、施策推進上の必要性和具体的な活用内容を踏まえて検討します。

(イ) 老朽化施設に関する建替えの抑制

老朽化した公共建築物の機能については、他施設の運用上の工夫や民間事業者等により対応することを検討し、その上で新たなスペースの確保が必要な場合は、既存施設の改修などによることを基本とします。

建替えに際しては、施設で提供する機能の関係性を考慮し、できるだけ複合化を検討します。

(ウ) 民間事業者等によるサービス提供への転換等

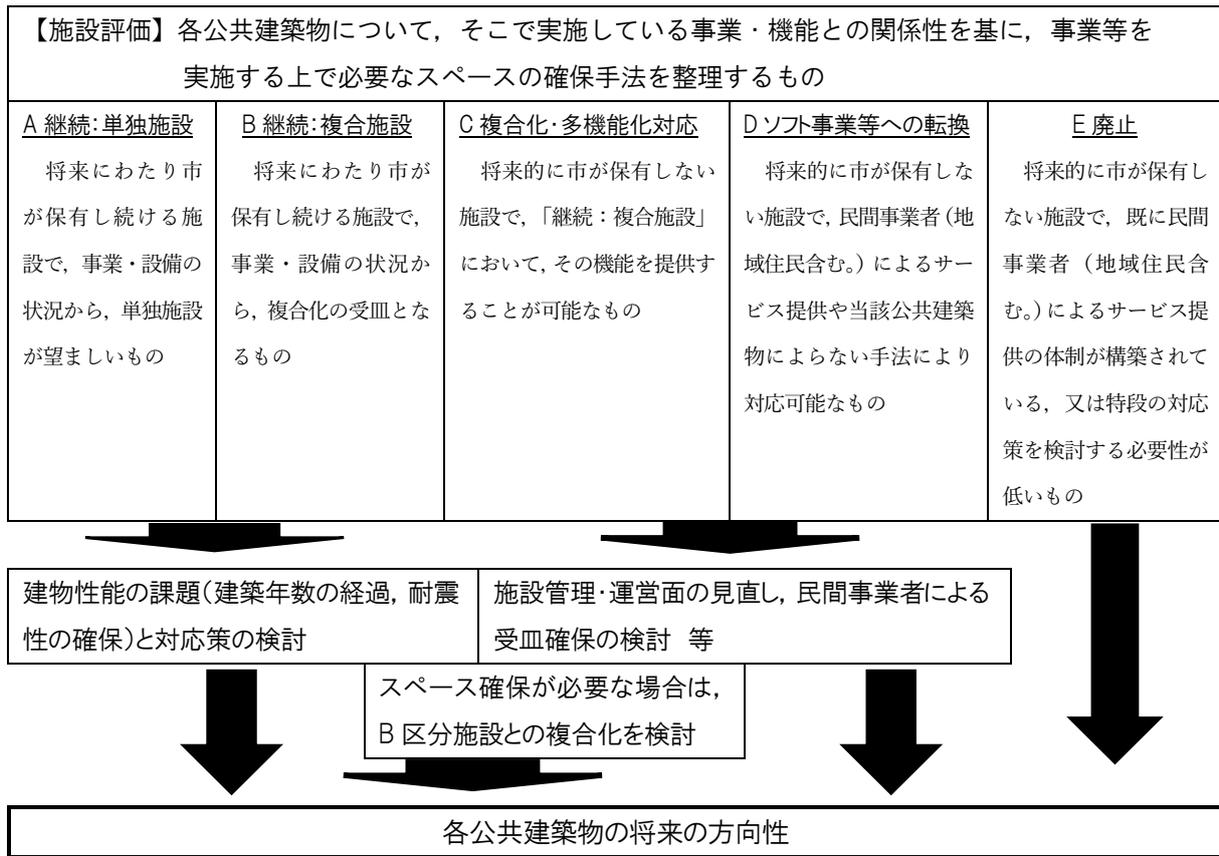
公共建築物での実施事業について、民間事業者等により提供可能な場合や、類似施設の運用上の工夫などによりニーズへの対応が見込める場合には、当該建築物の老朽化状況にかかわらずサービス提供手法の見直しを行います。

イ 進め方

各公共建築物について施設評価※10を行い、そこで実施している事業・機能との関係性を踏まえつつ、事業等の実施に必要なスペースの確保手法を整理し、各公共建築物の将来の方向性を施設再編計画として整理します。

※10 施設評価 公園トイレ等の小規模なものや用途廃止済みのものを除く市有の公共建築物について、将来の方向性を検討・整理するため、事業等の実施に必要なスペースの確保手法をまとめたもの

【図表 4-9 施設評価, 将来の方向性の検討・整理】



ウ 重点的に取り組む課題

公共建築物のうち、管理計画の期間内に老朽化への対応を要するものや、機能の確保手法が既に課題として明らかになっているもののうち、次のものを重点的に取り組む課題とします。

(7) 支所

支所は、旧合併町の区域ごとに設置されていますが、「東旭川支所」、「西神楽支所」、「神居支所」の3支所について老朽化等の課題があります。

そのため、地域における支所の必要性も含めて、地域状況に応じた行政機能の確保手法を検討しますが、支所は単独の公共建築物を持つ必要性が低いため、他の公共建築物内に必要スペースを確保することを優先します。

(イ) 文化施設（音楽ホール）

「市民文化会館」、「公会堂」、「大雪クリスタルホール」の3施設のうち、「市民文化会館」と「公会堂」については老朽化や耐震性確保の課題があります。また、音楽ホールは整備に多額の費用がかかります。

そのため、他施設による代替可能性なども踏まえて、優先して確保する機能・設備を整理し、将来の方向性を検討していきます。

(ウ) 体育施設

全道・広域レベルの大会を開催できる体育館は、借上施設も含めて市内に4施設あり、近隣町にも同規模の体育館が複数あります。一方で、計画されている東光スポーツ公園の体育館な

どの運動施設については、一部の施設を除き財政上の理由などから整備時期の見通しが持ちづらくなっています。

そのため、近隣町の状況も踏まえながら、将来にわたり必要とする施設数や規模、効率的な施設活用について、東光スポーツ公園の運動施設の扱いも含めて検討します。

(I) 集会施設機能を有する公共建築物

集会施設機能を有する公共建築物には、「ときわ市民ホール」のように市内全域から利用者が集まる施設、住民センターや公民館のように主に地域住民が利用する施設（以下「地域集会施設」）、地域会館のように複数の町内会が利用する施設がありますが、老朽化や耐震性確保の課題を抱えているものもあります。

そのため、これまでのように利用目的ごとに施設を整備・運用するのではなく、既存施設を活用しつつ、多様な市民活動の受皿として施設を運用するため、各種運用上の見直しや施設の一部改修を検討します。

特に地域集会施設については、取組の方向性、主な検討項目と進め方などを「地域集会施設の活用方針（平成31年2月）」にまとめ、同方針に基づく具体的な取組内容を「地域集会施設の活用に関する実施計画（令和元年8月）」として整理しています。

【図表 4-10 地域集会施設の取組概要】

～ 将来像 ～	
全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。 ○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。
第 1 段 階 に 向 け た 主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討 ○利用者負担額の改定(部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設においては、利用料金の上限額)の導入) ○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討 ○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討
第 1 段階(令和 2(2020)年度～)	
第 2 段 階 に 向 け た 主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型(設置目的を含む。)と施設名称の見直しを検討 ○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討 ○利用者負担額の改定 ○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施 ○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討 ○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討
第 2 段階(令和 6(2024)年度～)	

(オ) 農山村地域における取組

①西神居地域

市内中心部から距離があるため、これまで同様に地域の行政機能を確保する取組が必要です。

そのため、「西神居会館」を地域の拠点施設として位置付け、必要に応じて修繕等を行い建物の性能を維持します。また、地域内の2保育所については、拠点施設内に保育サービスの提供スペースを確保することを含め、統合を検討します。

②東鷹栖（道央自動車道以北）地域

東鷹栖市街地から距離があり、農村地帯に保育所や公民館分館などが点在していますが、それらの中には建築年数が大きく経過しているものもあります。

そのため、「東鷹栖農村活性化センター」を地域のコミュニティ活動の拠点として位置付け、公民館分館としての機能や保育サービスの提供スペースの確保を含め、施設の統合を検討します。

エ 施設再編計画

施設再編計画は「施設保有量の最適化」の取組内容を整理するもので、施設類型別・地域まちづくり推進協議会別に各公共建築物の将来の方向性を示していくものです。

施設再編計画では各公共建築物について、建物の状況、機能維持上の課題、課題解決に向けた取組の内容・実施時期の目安などを記載していますが、それらは地域住民等と協議を進めるに当たり市の考え方を示すもので、既に他計画で整理済みのものを除き、公共建築物の廃止等を決定するものではありません。また、施設再編計画の内容については、実現に向けて地域住民や利用関係団体との協議を要するものや、予算編成作業の中で実施時期などに変更が生じる可能性もあるため、毎年度見直すこととしています。

これを受けて令和2年6月に「施設再編計画（令和2年度版）」を作成し、この間の取組の進捗等を整理したところ、令和2年3月末時点で、6割の施設でおおむね計画どおり取組が進んでいるものの、施設保有量については新規施設の整備等により、計画策定時の目標である88施設・約10万㎡の削減に対して、9施設・10,542.02㎡の増加となっています。

重点的に取り組む課題については、令和2年度の取組としては、「東光スポーツ公園武道館」が供用開始となったほか、令和3年3月には「西神楽支所」、「西神楽公民館」が「西神楽農業構造改善センター」内に移転し、複合施設の「西神楽市民交流センター」として供用開始されています。また、地域集会施設においては年末年始の休館日の共通化、貸室の面積区分に応じた料金設定が行われました。

【図表 4-11 市有公共建築物の施設数・面積の状況】

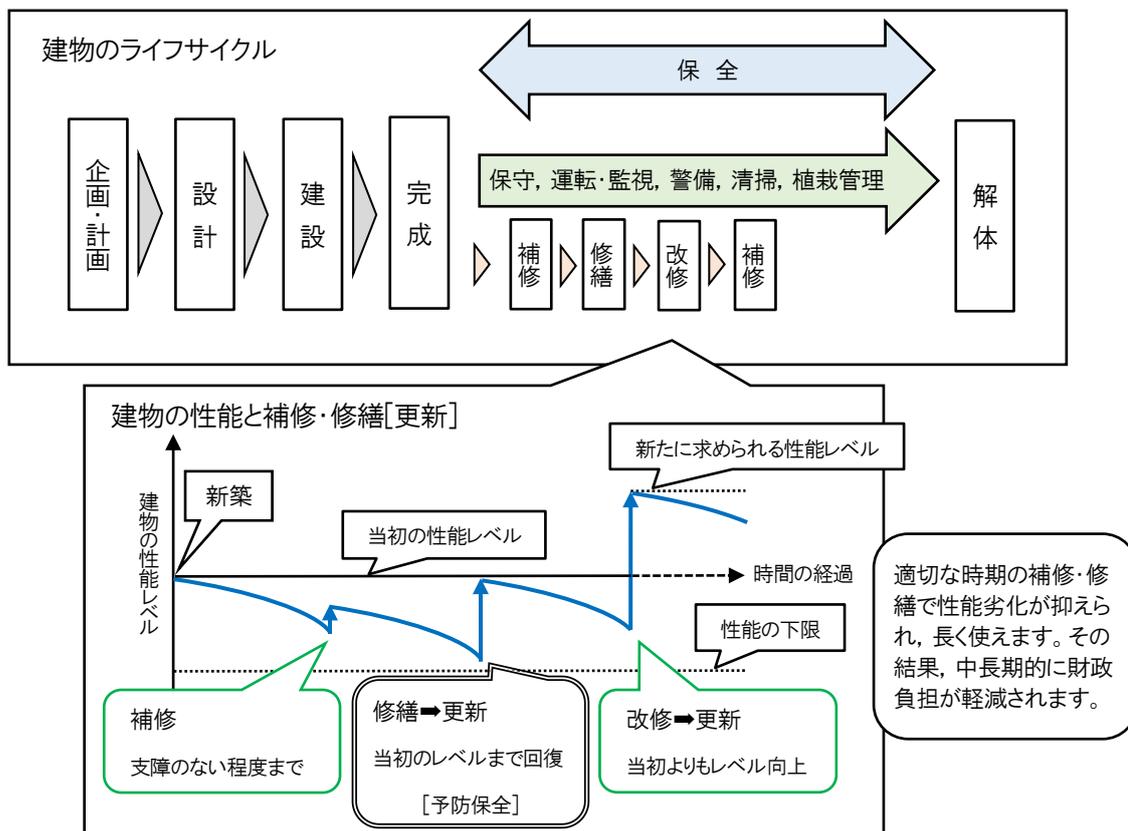
用途 (中分類)	計画策定時 (平成 31 年 2 月 1 日)		目標値 (令和 22 年 3 月 31 日)		現状 (令和 2 年 3 月 31 日)	
	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
集会施設	55	52,650.58	38	44,728.49	56	53,796.36
文化施設	3	20,556.87	2	18,060.99	3	20,206.00
図書館	5	10,520.09	5	10,520.09	5	10,520.09
博物館等	10	16,266.36	9	13,488.52	10	16,261.82
スポーツ施設	24	45,728.64	22	48,327.00	23	45,546.00
レクリエーション施設・観光施設	11	22,718.59	9	21,136.58	11	22,700.46
産業施設	5	10,131.46	4	9,495.61	5	10,131.46
学校	81	462,187.40	65	417,111.78	78	454,417.19
その他教育施設	1	781.16	1	2,650.00	1	2,835.09
保育園	18	4,508.99	10	2,289.95	15	4,126.87
幼児・児童施設	10	6,277.86	8	4,756.19	10	6,277.86
高齢者福祉施設	10	5,819.32	11	5,919.32	12	9,319.36
障害者福祉施設	2	8,824.84	2	8,824.84	2	8,824.84
庁舎等	22	39,783.60	13	41,753.98	22	39,485.56
消防施設	39	9,764.12	39	9,930.92	39	9,915.72
その他行政系施設	22	17,421.35	22	17,421.35	23	17,509.91
市営住宅	36	380,831.70	29	376,588.94	36	385,117.33
公園	261	9,437.73	261	9,437.73	260	9,481.02
供給処理施設	14	20,126.86	12	19,800.48	13	19,792.21
その他	32	59,122.37	11	21,063.33	46	67,736.76
合計	661	1,203,459.89	573	1,103,306.09	670	1,214,001.91

(2) 施設の適切な維持管理 ※対象は公共建築物のみ

ア 基本的な考え方

個々の公共建築物について、機能や代替性の有無、老朽化の状況などを踏まえつつ、「建物の基本情報の整理」、「保全計画の作成」、「効率的な保全体制の構築」の3つの取組により、適切な維持管理を図ります。

【図表 4-12 建物のライフサイクル・性能と補修・修繕】



イ 建物の基本情報の整備（建物台帳の整備）

補修・修繕・改修状況や点検結果などを施設台帳として整理し、各種保全の取組、修繕等の優先度の把握、法適合性への対応などに活用します。

ウ 保全計画の作成

財政負担の軽減・平準化を図るため、修繕・改修の優先度を整理し、取組効果が大きく期待できる公共建築物を対象として保全計画を作成します。また、より大きな取組効果が期待できる公共建築物を長期使用建物として位置付け、優先的に予防保全^{※11}を導入します。

計画的に保全措置を講ずるため、保全計画の作成時には目標使用年数を設定しますが、既存建物については基本的な目標使用年数を65年とし、長期使用建物、保全計画の作成対象となる公共建築物で今後整備するものについては80年とします。

※11 予防保全 従来の事後保全(不具合が生じてから修繕を実施)と異なり、部材等の耐用年数に基づき計画的に修繕等を行う保全方法で、建物の長寿命化につながり長期的な財政負担の軽減が期待できるが、短期的には修繕等により財政負担が増加する。

【図表 4-13 保全計画の作成対象】

対象建物	対象外建物
<p>○施設の将来像 施設評価において、将来にわたり市が保有し続けるものと区分したもの</p> <p>○施設規模 延床面積が 500 m²以上のもの(ただし、「市有建築物等の点検及び調査に関する実施要領」の定期点検対象建物は延床面積 500 m²未満のものを含む。)</p> <p>○建築後の経過年数 建築後おおむね 45 年未満のもの ※①</p>	<p>○施設の将来像 施設評価において、将来的に市が保有しないものと区分したもの</p> <p>○施設類型 ・国・市の文化財に指定されているもの ・市営住宅 ※② ・企業会計施設 ※②</p>
<p>※① 目標使用年数により、20 年程度の残年数があるものとします。</p> <p>※② 企業会計分は独自の経営計画に基づき施設整備を行っており、市営住宅は「旭川市営住宅長寿命化計画」を策定し、所管課で施設保全の体制が確立されていることから、これらは対象建物としません。</p>	

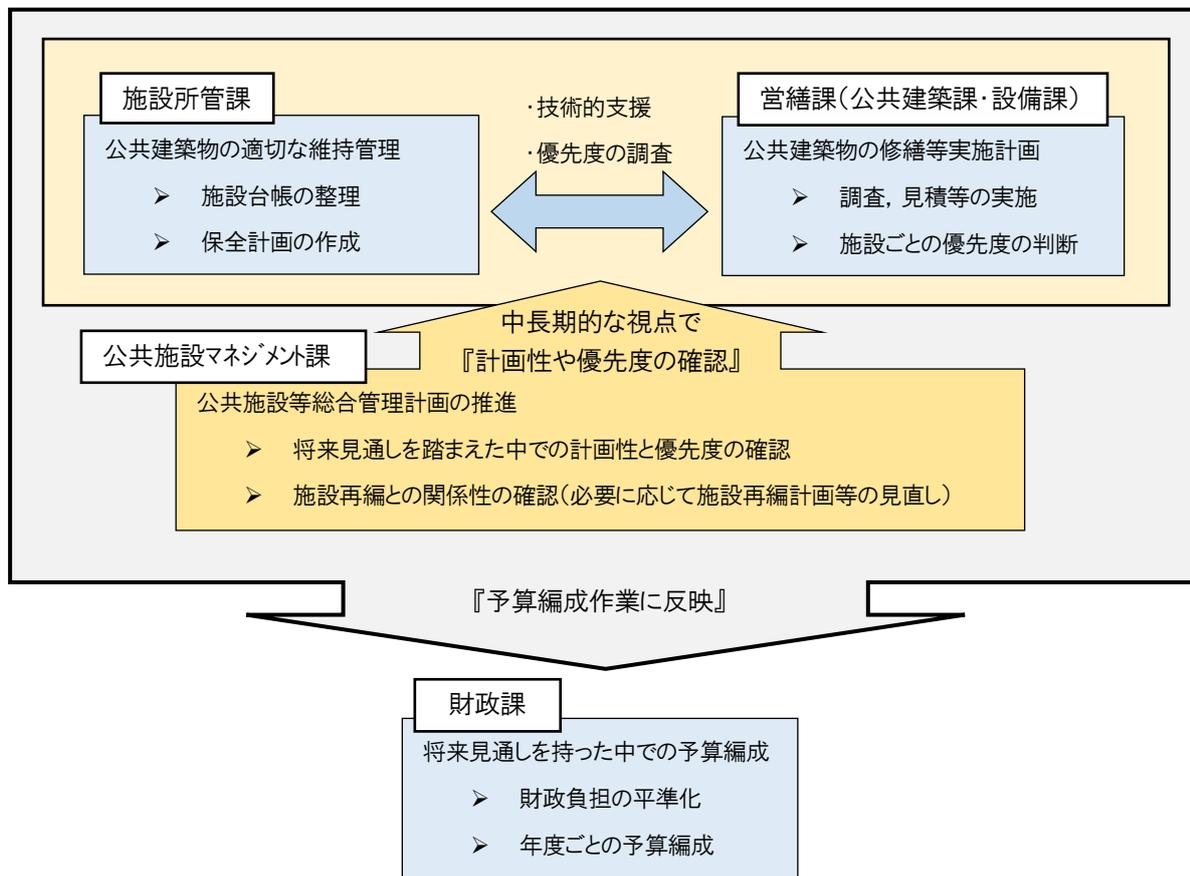
【図表 4-14 目標使用年数について】

既存建物	新築建物
<p>65 年 長期使用建物 80 年 ※③</p>	<p>80 年</p>
<p>ア 主構造が鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄骨造の建物とします。</p> <p>イ 長期使用建物は、長期的な需要が見込まれ、市内全域に機能を提供する大規模 ※④な建物とします。</p>	
<p>※③ 耐震性能がある建物、新耐震設計の建物で、構造体の耐久性や公共施設としての安全面等から、建物の性能レベルに対して長寿命化を図ることができると判断して、大規模な修繕を行うものとします。</p> <p>※④ おおむね延床面積 5,000 m²を超えるものとします。</p>	

エ 効率的な保全体制の構築

中長期的な視点に基づき、計画性・優先度を確認しながら公共建築物の保全に取り組むため、庁内の体制を構築します。

【図表 4-15 庁内の保全体制】



オ 施設保全計画

施設保全計画は「施設の適切な維持管理」の取組内容を整理するもので、施設類型別に主要部材等の更新時期をまとめ、予算編成の目安にしようとするものです。

施設保全計画の進行管理のため、各施設の予防保全部位^{※1 2}の状況・更新計画を記した施設保全計画表を作成します。また、施設保全計画の内容については、毎年度の維持保全状況を踏まえて見直すこととしています。

【図表 4-16 施設保全計画表】

No.	施設(建物名)	予防保全部位	更新後等の経過年数 ~2018	第1期アクションプログラム期間(H31~R9)			施設の状況 [※]	未更新等の経過期間
				2019-2021	2022-2024	2025-2027		
1	中央図書館 延床面積 6,214.03㎡ 目標使用年数 65年	屋上・屋根	24年	未更新(防水一部)	更新(防水)		A	5年以内
		外壁	24年	未更新(シリング)			A	5年以内
		受変電	24年	-	更新(受変電)		A	-
		非常電源	13年	未更新(直流電源)			A	10年以内
		空調	24年	未更新(熱源機等)	更新(熱源機等)		A	5年以内
		衛生	24年	未更新(ポンプ)	更新(給湯機等)		A	5年以内
		防災	24年	未更新(ポンプ)			A	-
		昇降	24年	-	更新(エレベーター)		A	-
		概算費用(千円)		95,012	171,998	-		

これを受けて令和2年6月に「施設保全計画表取組状況(令和2年度版)」を作成し、この間の取組の進捗等を整理したところ、令和2年3月末時点で、計画策定時に比べると劣化が進行している施設の割合は増加しています。また、予防保全部位における未更新の割合は6割を超えていて、計画的に更新していく必要があります。

【図表 4-17 施設保全計画の取組状況】

施設の状況	H31.3	R2.3	更新状況	R2.3
「A:劣化・損傷がない」又は「B:わずかな劣化損傷が見られるが、補修・修繕を施す程度には至っていない」項目のみ	68件 (86.1%)	66件 (64.7%)	「Ⅰ:計画通り実施(予定を含む。)」の項目のみ	9件 (8.8%)
「C:ある程度の劣化・損傷が見られるため、進行経過を注視し、計画的に補修・修繕する必要がある」項目がある。	8件 (10.1%)	29件 (28.4%)	「Ⅱ:一部実施(予定を含む)」の項目がある。	1件 (1.0%)
「D:劣化・損傷が著しく、危害を及ぼすおそれがあるため、直ちに補修・修繕を必要とする」項目がある。	3件 (3.8%)	7件 (6.9%)	「Ⅲ:未更新のまま」の項目がある。	67件 (65.7%)
評価なし(個別施設計画作成中)	23件		未更新の項目なし	25件 (24.5%)
計	102件	102件	計	102件

※学校(59施設)を除く。

^{※1 2} 予防保全部位 目標使用年数の期間において計画的に更新する必要がある、建物の長寿命化、安全性・機能の維持に必要不可欠なもの

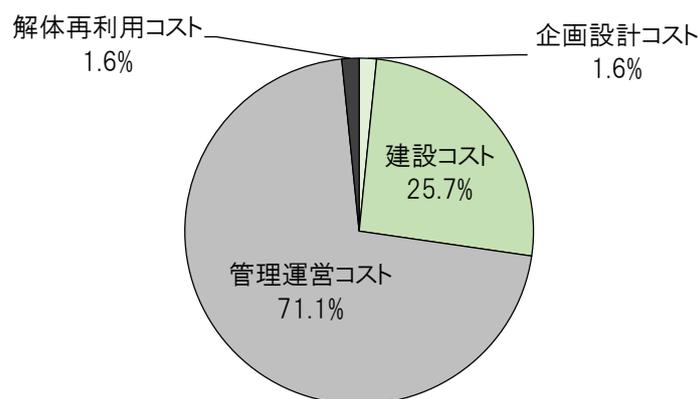
(3) コストの抑制と財源確保 ※対象は公共建築物のみ

ア 基本的な考え方

(一財)建築保全センターの試算によると、事務庁舎(3,000㎡)を65年間使用した場合、総コストのうち設計・建設コストは約27%であるのに対し、管理運営コスト(修繕費を含む)は約71%を占めることとなります。

今後、多くの公共建築物の老朽化により管理運営コストの増大が見込まれる中、維持管理費用の削減、利用者負担の見直しなどにより、公共建築物に関する財政負担の軽減を図ります。

【図表 4-18 建築物のライフサイクルコスト】



イ 主な取組

(ア) 管理運営の効率化

定期点検、機器補修点検、清掃、ごみ収集、機械警備などの施設の維持管理業務について、仕様書・積算単価の標準化などによる事務の効率化を検討します。また、大規模施設を中心に、改修時には省エネルギー化に向けた設備の更新等を検討します。

(イ) 民間活用の促進

指定管理者制度について、「市民文化会館」、「公会堂」、「大雪クリスタルホール」などの市民文化系施設への導入拡大を検討します。

ネーミングライツ^{※13}については、「総合体育館」、「大雪アリーナ」に導入したところですが、募集方法を工夫するなど、今後も導入の拡大に向けて検討します。

その他、PFI等の民間活用の手法についても、他都市の取組事例等も参考としながら導入を検討します。

※13 ネーミングライツ(命名権) 民間事業者等が市の設置施設に対し、条例等で定める名称に代わる名称(愛称)を付与する権利で、ネーミングライツの対価(ネーミングライツ料)を市が得ることにより、安定した自主財源の確保につながる。中核市では既に半数以上の市において、野球場、体育館、競技場、公園など大型施設を中心に導入されている。

(ウ) 施設の売却

用途廃止した施設の情報を一元的に管理・発信するなど、より効率的に施設の売却等が図られるよう庁内の体制を見直します。また、施設改修などの財源に充てるため、施設の売却益等を基金として積み立てることも検討します。

(イ) 受益者負担の適正化

「施設保有量の最適化」における「集会施設機能を有する公共建築物」の検討に合わせて、サービス提供に対する受益者負担の考え方についても整理します。

無償貸付けを行っている土地・建物については、関係者と協議しながら有償化や売却に向けて取り組みます。

(オ) 広域的な連携

圏域全体の効率性の視点から、体育施設や文化施設（音楽ホール）など、整備に多額の事業費を要し、近隣町も含めて効果が期待できる施設を中心に、近隣町の類似施設との連携等による機能の確保を検討します。

(4) 土木系公共施設及び企業会計施設

ア 土木系公共施設

市民が安心して生活するための都市基盤施設であり、公共建築物のように集約化により施設保有量を削減することには限界があります。土木系公共施設のうち、整備・維持管理にかかる事業費が大きい道路、橋りょう、公園について、施設特性と市民サービスへの影響を考慮しながら、「施設保有量の削減」、「施設の長寿命化」、「優先度を意識した予防保全」に取り組みます。

【図表 4-19 取組の方向性(道路, 公園, 橋りょう)】

	施設保有量の削減	施設の長寿命化	優先度を意識した予防保全
道路	限定的	優先度を整理しながら対応	優先度を整理しながら対応
公園	地域協議を経ながら検討	限定的	優先度を整理しながら対応
橋りょう	限定的	優先的に実施	優先度を整理しながら対応

イ 企業会計施設

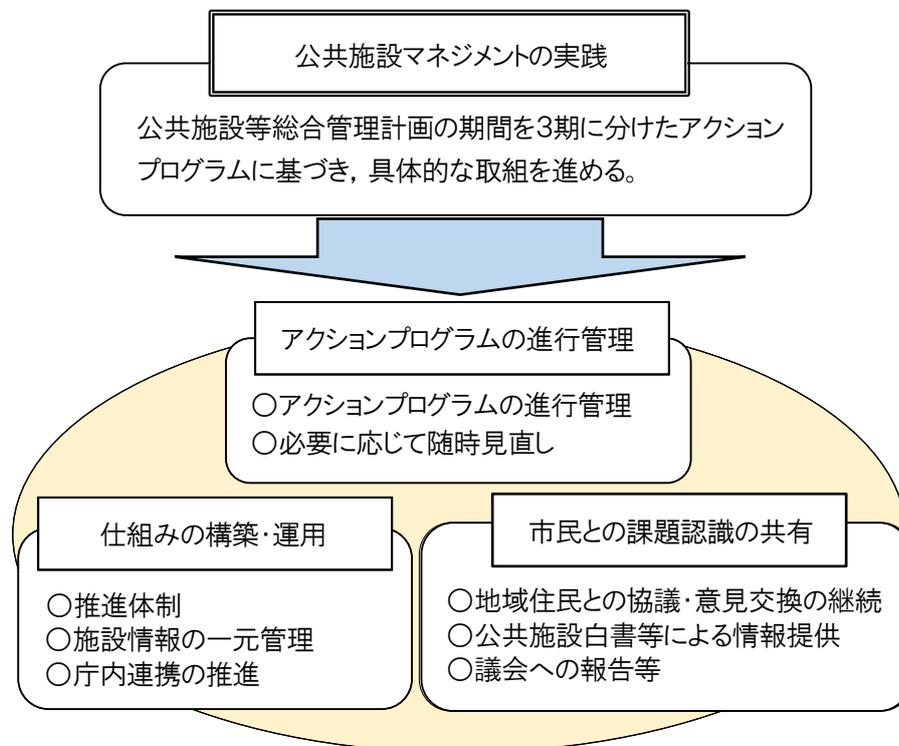
企業会計施設においては、既存の計画又は経営改善等の取組を進めていくこととしており、上水道及び下水道については、平成 28 年度から令和 9 年度までの取組の指針として「旭川市水道・下水道ビジョン」を策定し、財政収支の見通しを踏まえつつ、計画的に施設を更新していくこととしています。

また、市立旭川病院については、抜本的な経営改善が必要な状況であり、管理棟などの施設改修は経営状況を踏まえながら検討します。

(5) 公共施設マネジメントの実践

「アクションプログラムの進行管理」, 「仕組みの構築・運用」, 「市民との課題認識の共有」の3つの取組により公共施設マネジメントを進めます。

【図表 4-20 公共施設マネジメントの実践】



ア アクションプログラムの進行管理

アクションプログラムのうち、毎年度の見直し対象となっている施設再編計画と施設保全計画を中心に進行管理を行います。なお、アクションプログラム本編については、基本的に各期のアクションプログラム策定時に見直しますが、本市の各種施策との整合性を図るために必要な場合は随時見直します。

イ 仕組みの構築・運用

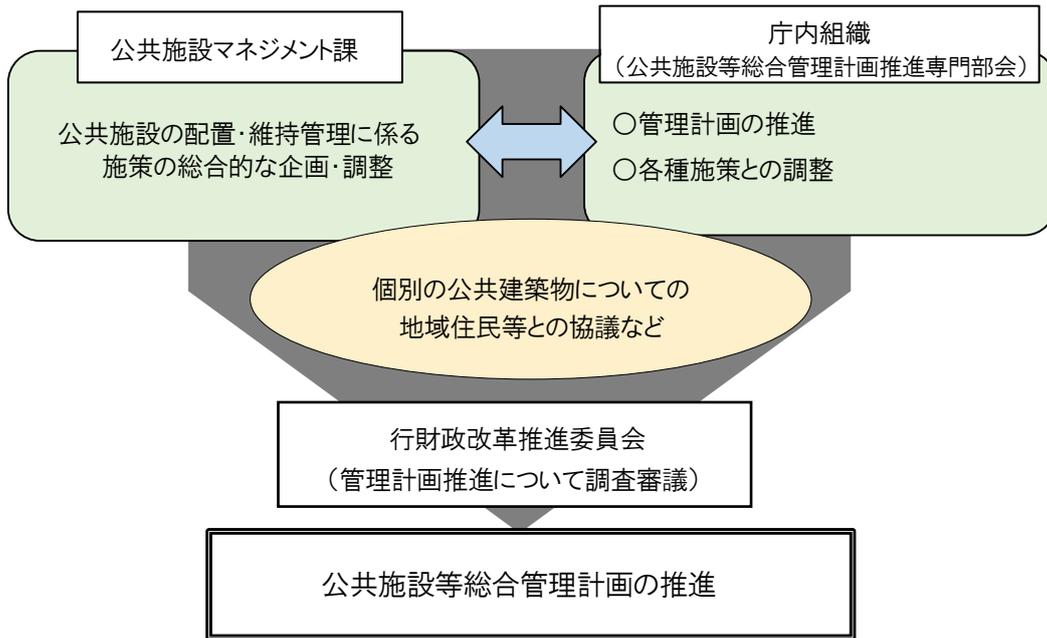
(7) 推進体制

公共施設マネジメント課と公共施設等総合管理計画推進専門部会（行財政構造改革推進本部^{※14}内に設置）が中心となり、地域住民との協議や旭川市行財政改革推進委員会^{※15}での調査審議を経ながら管理計画を推進していきます。

※14 行財政構造改革推進本部 本市の健全財政を確立するとともに、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営を図るため、市長、副市長及び各部局長等で構成された庁内横断的な組織

※15 旭川市行財政改革推進委員会 学識経験者や公募委員等で構成され、行財政改革の推進に関する事項について調査審議する。

【図表 4-21 推進体制】



(イ) 施設情報の一元管理

建物性能、利用状況、コストの3項目を中心に基礎データを収集・管理し、アクションプログラムの進行管理や市民との課題認識の共有化に用いるとともに、各部局における関連施策の企画・立案時の基礎資料としても活用を図ります。

(ウ) 市内連携の推進

公共施設マネジメント課は、複数の所管にまたがる課題・取組を中心に調整機能を担い、施設や地域協議について蓄積した情報を基に施設所管課等への支援を行います。

ウ 市民との課題認識の共有

公共施設マネジメントを推進するには、市民と課題認識を共有し、地域内の公共建築物の将来像について具体的に協議していくことが必要です。

そのため、地域住民、施設の利用団体との協議・意見交換会を継続して行うとともに、公共施設白書についても毎年度、作成・公表します。議会に対しても適宜、報告や情報提供を行います。

令和3年3月

【問合せ先】

旭川市総務部公共施設マネジメント課

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎6階

電話 0166-25-9836

Fax 0166-24-7833

E-mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp